

**南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた  
防災対応検討ガイドライン  
【第1版】**

**令和3年5月（一部改定）  
内閣府（防災担当）**



## はじめに

南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によると、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%（令和3年1月1日現在）とされており、大規模地震発生の切迫性が指摘されている。

このような中、南海トラフ沿いの地域では、東北地方太平洋沖地震を教訓に最大クラスの巨大な地震・津波を想定し、突発地震に備えた事前対策から事後対応、復旧・復興まで、地震対策の取組が総合的に進められている。

一方、南海トラフで発生する大規模地震には、1944年に南海トラフの東側で昭和東南海地震が発生し、その約2年後に南海トラフの西側で昭和南海地震が発生した事例や、1854年にも南海トラフの東側で大規模地震が発生した約32時間後に、西側でも大規模地震が発生した事例が知られている。

南海トラフでの大規模地震の発生形態は多様で、次に発生する南海トラフの大規模地震が、どのような形態となるかは不明だが（1707年の南海トラフでの大規模地震は東側・西側で同時に地震が発生した）、東側（又は西側）だけで大規模地震が発生した際、西側（又は東側）の地域において次の大規模地震に備えることは、十分有意義なものと言える。

中央防災会議では、このような不確実ではあるものの、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合の防災対応について、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において平成30年12月にとりまとめを行った。

このとりまとめ結果を地方公共団体や企業が防災対応に活かすため、各機関が具体的な防災計画を策定する際に参考にできるよう、今回ガイドラインを作成した。

南海トラフでの大規模地震発生前に、必ずしも先行する異常現象が観測されるとは限らないため、突発地震に備えることの重要性は何らかわらない。突発地震への備えを引き続き進めた上で、本ガイドラインを参考に大規模地震発生の可能性が高まった際等の防災対応を事前に検討することで、地域や各企業の一層の防災力向上を図っていただきたい。

なお、本ガイドラインは現時点での整理をまとめたものであり、今後も、新しい知見の蓄積等あれば、適宜、見直しを図っていくものである。

## 目 次

はじめに .....	1
目 次 .....	2
I. 共通編 .....	5
第1章 基本的事項 .....	6
第1節 本ガイドラインの位置付け .....	6
第2節 防災対応の基本的な考え方 .....	9
第3節 想定される社会状況と基本的な方向性 .....	12
(1) 半割れケース .....	13
(2) 一部割れケース .....	20
(3) ゆっくりすべりケース .....	23
(4) 過去の地震発生状況 .....	26
第4節 異常な現象の観測から防災対応までの流れ .....	27
第2章 防災対応の検討対象及び検討にあたっての基本事項 .....	38
第1節 検討が必要な対象地域 .....	38
第2節 想定する後発地震の規模 .....	39
第3節 最も警戒すべき期間 .....	40
II. 住民編 .....	43
第3章 住民の防災対応の検討 .....	44
第1節 防災対応を検討する手順 .....	44
第2節 住民の防災対応検討の考え方 .....	45
第4章 住民の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討 .....	47
第1節 日頃からの地震への備えの再確認等 .....	47
第2節 津波に対する避難検討の基本事項 .....	49
(1) 津波に対する避難検討の位置づけ、基本的な考え方 .....	49
(2) 津波に対する避難検討対象地域 .....	51
第3節 津波に対する避難検討の具体的な進め方 .....	52
(1) 避難対象者の特性に応じた検討 .....	52
(2) 津波到達時間の設定 .....	52
(3) 避難可能範囲の算出 .....	53
(4) 事前避難対象地域の設定 .....	54
第4節 土砂災害に対する防災対応の考え方 .....	56
第5節 住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応の考え方 .....	59
第6節 避難先の確保 .....	60
(1) 避難所の受け入れ人数の把握 .....	61
(2) 避難所候補リストの作成 .....	62

(3) 避難所の選定 .....	63
(4) 避難所が不足する場合の対応 .....	63
(5) 避難所への移動方法の検討 .....	64
第7節 避難所の運営 .....	65
第5章 住民の防災対応（巨大地震注意対応）の検討 .....	67
第1節 日頃からの地震への備えの再確認等 .....	67
第6章 防災対応の検討及び実施にあたっての配慮事項 .....	68
第1節 住民意見の聴取と関係機関等との連携 .....	68
第2節 社会的混乱の防止 .....	69
第3節 訓練等の実施と計画の見直し .....	69
III. 企業編 .....	71
第7章 企業等の防災対応の基本的な考え方 .....	72
第1節 防災対応の基本的な考え方 .....	72
第8章 企業等の防災対応の検討 .....	74
第1節 防災対応を検討する手順 .....	74
第2節 南海トラフ地震に関するBCPの確認 .....	77
第3節 防災対応検討の前提となる諸条件の確認 .....	80
(1) 情報発表時の社会状況の確認 .....	80
(2) 事前避難対象地域の確認 .....	82
第4節 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討 .....	85
(1) 必要な事業を継続するための措置 .....	87
(2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 .....	88
(3) 施設及び設備等の点検 .....	89
(4) 従業員等の安全確保 .....	90
(5) 地震に備えて普段以上に警戒する措置（個々の状況に応じて実施） .....	91
(6) 地域への貢献（個々の状況に応じて実施） .....	93
(7) 情報の伝達 .....	94
(8) 防災対応実施要員の確保等 .....	95
第5節 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討 .....	96
第6節 個別分野における防災対応の留意事項 .....	97
第9章 防災対応の検討及び実施にあたっての配慮事項 .....	108
第1節 関係機関との連携の必要性 .....	108
第2節 社会的混乱の防止 .....	109
第3節 訓練等の実施と計画の見直し .....	110
参考資料 .....	111

地震への備えの再確認や取るべき行動のチェックリスト（住民編）	112
地震への備えの再確認や取るべき行動のチェックリスト（企業編）	114
津波に対する避難検討の参考	116
避難先の検討の参考	124
企業の防災対応検討の際の参考様式集	127
南海トラフ特措法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業	131
用語集	132

本ガイドラインは、住民の防災対応は「共通編」「住民編」、企業の防災対応は「共通編」「企業編」で検討できるよう構成している。

# I. 共通編



## 第1章 基本的事項

### 第1節 本ガイドラインの位置付け

- 本ガイドラインは、南海トラフ大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合に、地方公共団体、指定公共機関、企業等が、とるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画としてとりまとめるために参考となる事項を記載したものである
- 本ガイドラインは、南海トラフ地震防災対策推進地域内にある地方公共団体、指定公共機関、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する者等が活用することを想定している
- 突発的な地震発生に備えて対策を進めていくとともに、国が南海トラフ沿いの地域において地震の発生可能性が相対的に高まっている旨の情報を発表した場合には、その情報を活用し被害軽減につなげていくことが重要である

- 南海トラフ沿いで発生する大規模な地震に対する対策は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「南海トラフ特措法」という）等に基づき、最大規模の地震・津波が突発的に発生することを想定して、ハード対策に加えて、ソフト対策も組み合わせて進められている。
- 本ガイドラインは、南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合、その情報を活用して減災を図るために、地方公共団体、指定公共機関、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する者等が、とるべき防災対応を計画としてあらかじめ定めておくために参考となる事項を記載する。
- 南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったと評価されることなく、突発的に大規模地震が発生する可能性もあることから、地震対策は従来どおり突発地震に備えて実施することが基本であることに留意が必要である。
- 南海トラフ特措法に基づき、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある「南海トラフ地震防災対策推進地域」（以下、「推進地域」という）に指定されている地方公共団体、推進地域内の指定公共機関においては、南海トラフ特措法第4条の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下、「基本計画」という）に基づき、「南海トラフ地震

「防災対策推進計画」（以下、「推進計画」という）を作成することとなっている。

- また、南海トラフ地震において水深30cm以上の浸水が想定される区域内の病院、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の者が利用する施設や、石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者（参考資料参照）等については、「南海トラフ地震防災対策計画」（以下、「対策計画」という）を作成することとなっている。
- これらの計画主体については、本ガイドラインを活用し、防災対応を検討し、必要事項を計画としてとりまとめることが望まれるとともに、その他の企業等についても防災対応の検討に活用されたい。
- 本ガイドラインの構成は以下のとおりである。
  - ・ 第1編「共通編」は、地方公共団体、企業等に共通する基本的な考え方や、国が発表する情報の流れを記述
  - ・ 第2編「住民編」は、地方公共団体の検討手順等を記述
  - ・ 第3編「企業編」は、指定公共機関、特定の企業等の検討手順等を記述

	地域	作成主体	法律に基づく 計画策定義務等
(1)	南海トラフ地震防災対策 推進地域（707市町村） 全域	都府県、市町村	南海トラフ地震防災 対策推進計画 地域防災計画への反 映に努める
		指定公共機関 ・電気事業会社 ・ガス事業会社 ・通信事業会社 ・流通事業会社 等	南海トラフ地震防災 対策推進計画
(2)	推進地域のうち津波防災 地域づくりに関する法律 に基づき都府県知事が設 定する津波浸水想定にお いて、水深30cm以上の浸 水が想定される区域	①病院、劇場、百貨店、旅館その他不 特定かつ多数の者が出入りする施設 ②石油類、火薬類、高圧ガスその他政 令で定めるものの製造、貯蔵、処理 又は取扱いを行う施設 ③鉄道事業その他一般旅客運送に関す る事業 ④地震防災上の措置を講ずる必要があ ると認められる重要な施設又は事業 (1000人以上の工場、学校、社会 福祉施設、地方道路公社が管理する 道路・一般自動車道路、放送、ガ ス、水道、電気、石油パイプライン 等)	南海トラフ地震防災 対策計画

図1 南海トラフ特措法に基づく各種計画策定主体の整理

## 第2節 防災対応の基本的な考え方

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方方が重要である
- 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である

- 本ガイドラインは、地震発生時期・規模・位置等についての確度の高い予測は困難であるとの現時点の科学的な知見を踏まえつつ、大規模地震の発生可能性が平常時より相対的に高まったと評価された場合の防災対応を対象としている。
- 現在、大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと判断できるケースは「半割れケース」「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」<sup>1</sup>の3通りである。本ガイドラインは、これらのケースに該当する異常な現象が発生した後に発生するおそれがある南海トラフ地震（以下、「後発地震」という。）に備えるための防災対応について記載するものである。
- 本ガイドラインで対象とする防災対応の検討・実施にあたっては、以下の考え方を住民・企業・地方公共団体等の各主体が認識することが重要である。
  - ① 地震リスクを意識して、個々の状況に応じてより安全な行動を選択する
    - 一般的に、水害等の災害事象に対しては、災害の発生要因となる現象の観測又は予測に応じて、防災行動を開始・終了する（例：河川水位に応じた避難の開始・解除など）ことができる。
    - 一方、後発地震の発生可能性は、最初の地震発生直後程高く、時間の経過とともにその可能性が低下していくことが知られており、この知見に基づき平常時より相対的に高まったと評価できる。しかし、発生時期等を明確にまたは精度高く予測することは困難である。

<sup>1</sup> 「半割れケース」「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」については、第3節を参照

- 「半割れケース」等において、最も警戒した防災行動を実施する期間として設定した1週間は、地震活動等の観測又は予測に基づくものではなく、大規模地震発生の可能性と住民避難の継続期間に対する社会的な受忍限度をもとに、あらかじめ定めたものである。
- 従って、地震が発生せずに1週間が経過した場合でも、地震発生可能性がなくなったわけではないことに十分留意する必要がある。
- また、大規模地震が発生した場合、津波、揺れに伴う建物倒壊・土砂崩壊等、様々な災害リスクがある。しっかり準備をしているつもりでも、予期せぬ事態は生じえて、自宅、勤め先、避難所が完全に安全であるとは限らず、いつでも、どこでも災害リスクがあることを、常日頃から、特に大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された状況においては、一人一人が意識して行動することが重要である。
- 大規模地震の発生時期等を明確に予測できること、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることを踏まえ、
  - ・ 地震発生可能性 と
  - ・ 防災対応の実施による日常生活や企業活動への影響

のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

## ② 突発地震に備える

- 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、日常の生活や企業活動に大きな影響がある防災行動（全住民の避難など）を選択する必要があるのは、津波からの避難が明らかに間に合わない等、突発地震に対する災害リスクが高い地域である。
- 地震が発生してからの避難では明らかに避難が間に合わないような地域があることは望ましくない状態であり、出来得る限りこの状態の解消を目指して防災対策に取り組んでいくことが重要である。

- このようなリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、建物の耐震化に加えて家具や設備の固定化などの事前対策を実施することが重要である。
- そして、これらの事前対策を推進することが、地震発生の可能性が高まったと評価された場合の後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がる。
- 本ガイドラインで検討する住民や企業の防災対応についても、住民一人一人、各企業等が、居住地・所在地等の地震・津波に関する災害リスクを踏まえ、必要な防災対応を自ら検討、実施する必要がある。
- 地方公共団体は、住民や企業等が自らの判断で実施する防災対応を地域全体で円滑に実施するために、知人・親類宅等の避難先の確保が困難な住民等のための避難所開設等の必要な措置をあらかじめ定めておく必要がある。

### 第3節 想定される社会状況と基本的な方向性

○南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、以下3つのケースについて防災対応を検討する

- ・ 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース
- ・ 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース
- ・ ゆっくりすべり／被害なしケース

- 南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすという視点は引き続き重要であることから、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして社会が混乱するおそれがあるもののうち、典型的な3つのケースについて、現象が観測された場合の防災対応を検討する。
- 以下に、半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（以下、「半割れケース」という）、一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（以下、「一部割れケース」という）、ゆっくりすべり／被害なしケース（以下、「ゆっくりすべりケース」という）の概要<sup>2</sup>及び社会状況、防災対応の方向性を示す。

---

<sup>2</sup> ケースの詳細は、南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応ワーキンググループ報告書（平成30年12月、中央防災会議防災対策実行会議）を参照

## (1) 半割れケース

### ① 半割れケースの概要

- ・ 南海トラフの想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合を想定する。

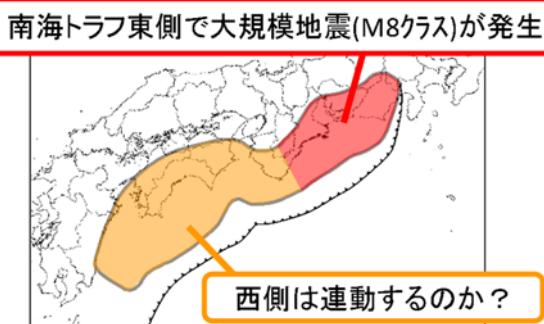


図 2 半割れケースイメージ

- ・ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード<sup>3</sup>（以下、「M」という）8.0以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価する。
- ・ 想定震源域の7割程度以上が破壊された段階で、おおむね想定震源域全体が破壊されたとみなす。しかし、未破壊領域でも引き続き大規模地震が発生する可能性は否定できないため、時間差をもたずには想定震源域の7割程度以上が破壊された場合でも本ケースとして扱う。
- ・ なお、プレート境界以外で発生したM8.0以上の地震については、プレート境界で発生するM8.0以上の地震と比べプレート境界に対する直接的な影響は少ないと考えられるため、プレート境界の地震と同等には取扱わず、後述の一部割れケースとして取扱う。

<sup>3</sup> 震源断層の断層面積と断層すべり量等から求められ、地震波の最大振幅から求められる他のマグニチュードと異なり、頭打ちになることはなく、国際的にも共通して広く用いられている。なお、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

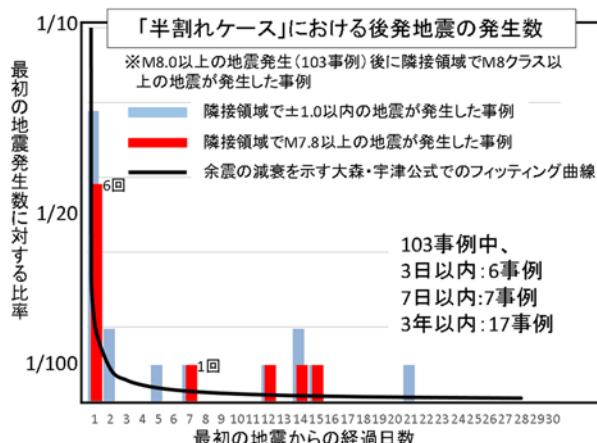


図 3 半割れケースにおける後発地震の発生数

M8.0 以上の地震発生後に隣接領域で M8 クラス以上の地震が 7 日以内に発生する頻度は十数回に 1 回程度(7 事例 / 103 事例) 通常の 100 倍程度の頻度

#### ※通常

「30 年以内に 70~80%」の確率を 7 日以内に換算すると千回に 1 回程度

#### 使用したデータ:

- ・青線: ISC-GEM の震源カタログ (Version 4.0)
- ・赤線: 同 Version 5.1 の 1904 年 ~ 2014 年のデータ
- ※「隣接領域」: 最初の地震の震源から 50km 以上 500km 以内

#### <半割れケースの過去事例>

- ・ 南海トラフ沿いにおける M8 クラス以上の地震の発生頻度は 100~150 年程度に一度 (図 4 参照)
- ・ 南海トラフ沿いの大規模地震のうち直近 2 事例は、それぞれ約 2 年、約 32 時間の時間差をもって連続して M8 以上の地震が発生 (図 4)
  - ◆ 1944 年昭和東南海地震 (M8.2) の約 2 年後の 1946 年に昭和南海地震 (M8.4) が発生
  - ◆ 1854 年安政東海地震 (M8.6) の約 32 時間後に安政南海地震 (M8.7) が発生
  - ◆ 8 事例<sup>4</sup>の大規模地震のうち、少なくとも 5 事例は東側・西側の両領域がほぼ同時若しくは時間差をもって破壊
- ・ 世界の事例では、M8.0 以上の地震発生 (103 事例) 後に隣接領域 (震源から 50km 以上 500km 以内) で M8 クラス以上の地震が発生した事例は、7 日以内 : 7 事例、3 年以内 : 17 事例

<sup>4</sup> 南海トラフ沿いで発生が知られている大規模地震 9 事例のうち、津波地震の可能性が高い慶長地震を除く 8 事例

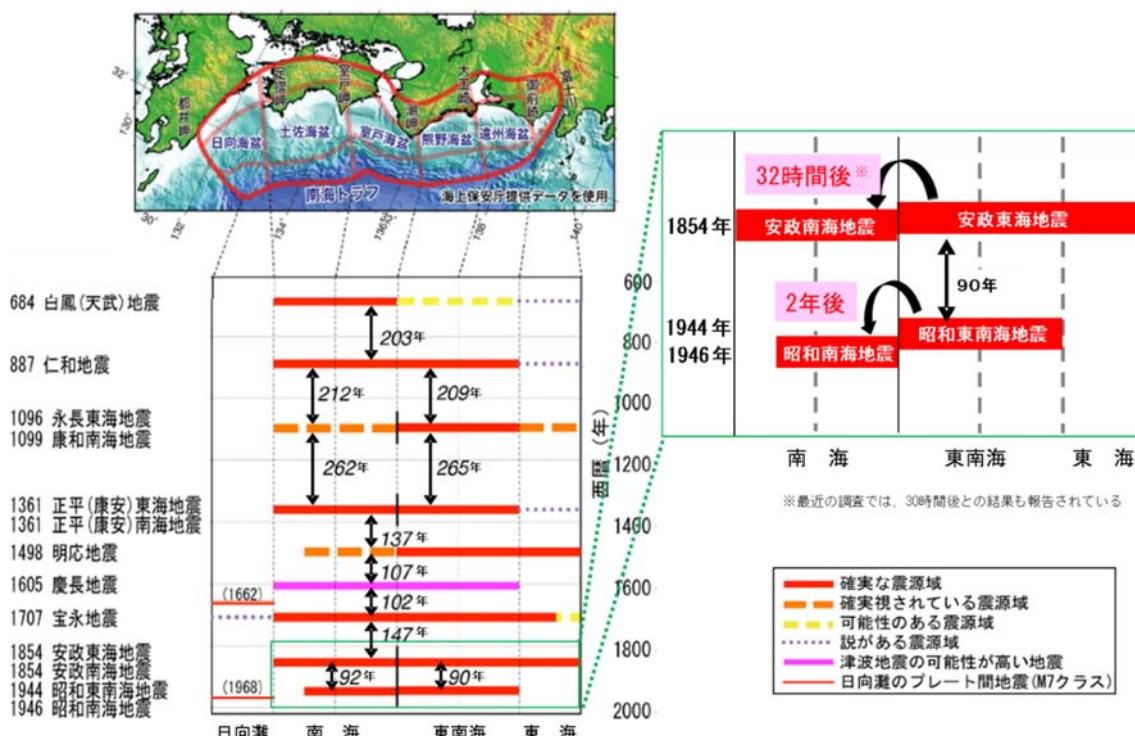


図 4 南海トラフ沿いで過去に起きた大規模地震の震源域の時空間分布（地震調査委員会、平成 25 年 5 月公表資料に加筆）

## ② 半割れケースで想定される被害及び社会状況

- 震源地付近の地域を中心に非常に強い揺れと高い津波が起こり、甚大な被害が発生し、政府では、緊急災害対策本部が設置される（図 5、図 6、図 7）。
- 地震発生後、南海トラフ全域の沿岸地域に緊急地震速報や大津波警報及び津波警報が発表され、当該津波予報区の住民は指定緊急避難場所へ避難する。
- その後、半日から 1 日で大津波警報及び津波警報から津波注意報に切り替えられる。
- これを受け、被災地域では、指定緊急避難場所へ避難している住民は、自宅の被害状況を踏まえて指定避難所への移動または帰宅を始める。広範囲にわたり電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフラインが停止するなど、多くの道路で亀裂、沈下等による不通が生じ、鉄道や空港などの交通インフラも停止するなどの状況の中で、被災者の人命救助を第一とした切迫した応急活動が開始されている。
- 被災地域以外では、指定緊急避難場所へ避難している住民は帰宅を

始める。交通インフラが一時停止するものの、安全確認後に再開され、ライフラインには大きな被害はなく通常の営業を継続している（図8）。



図5 南海トラフでM8クラスの地震が起きたときの例

（昭和南海地震、徳島県海部郡牟岐町）（徳島地方気象台ホームページより）

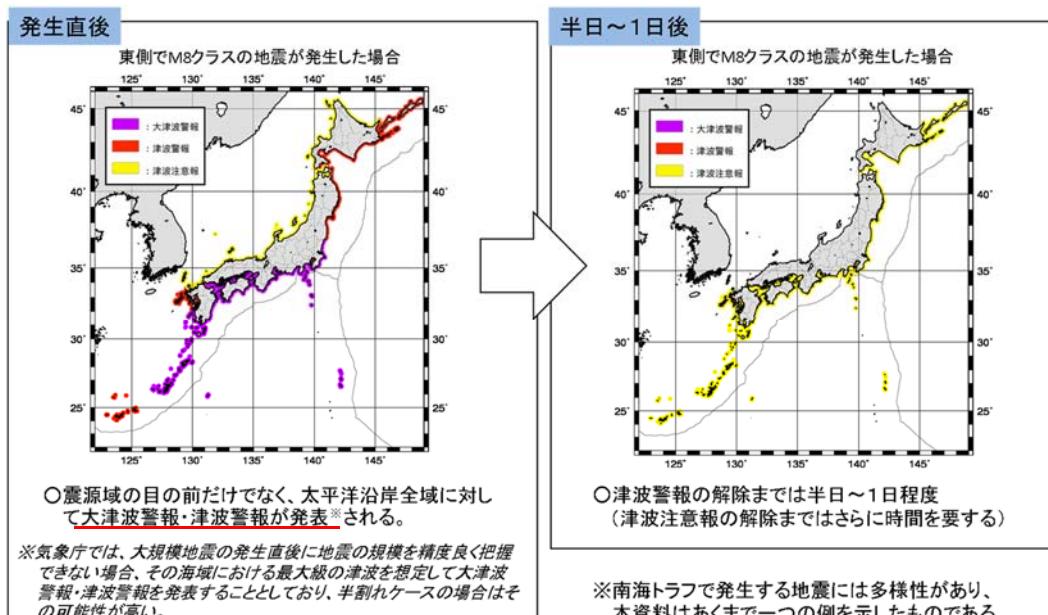
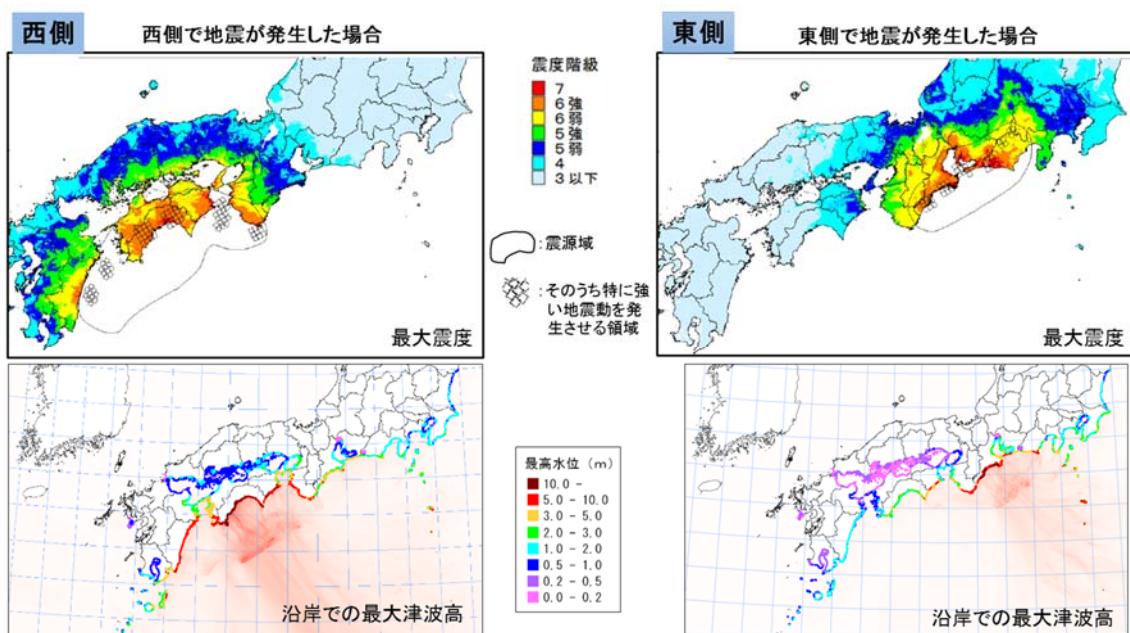


図 6 「半割れケース」で想定される大津波警報・津波警報の発表イメージ



※南海トラフで発生する地震には多様性があり、本資料はあくまで一つの例を示したものである。

図 7 「半割れケース」で想定される地震動・津波の状況

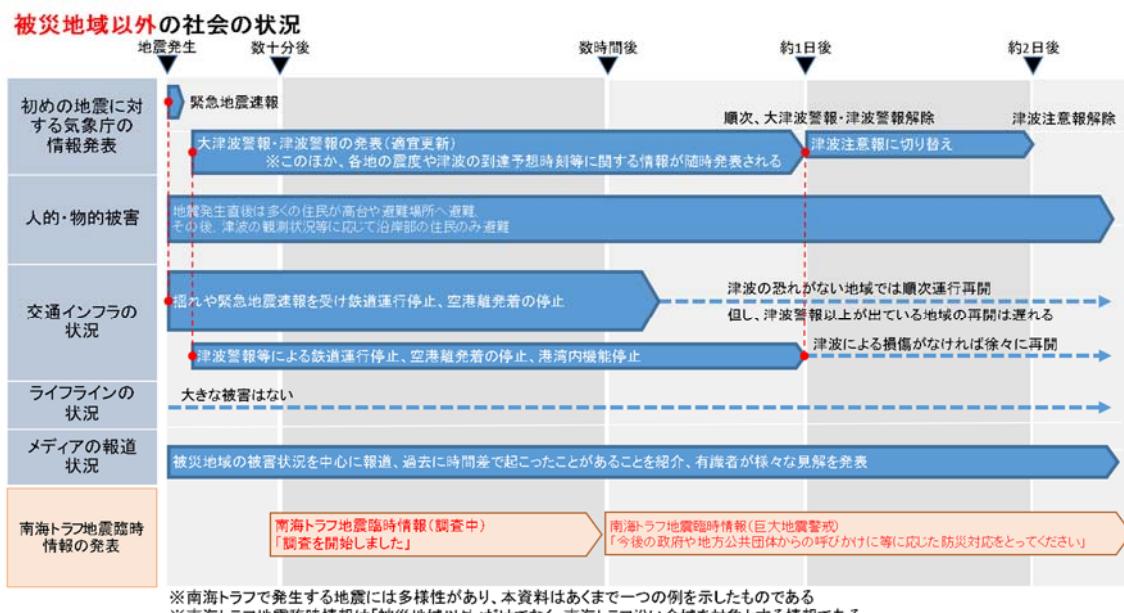


図 8 「半割れケース」で想定される社会の状況

### ③ 半割れケースの防災対応の基本的な方向性

- 最初の地震により甚大な被害が生じていることが想定されることから、まずは、被災地域の人命救助活動等が一定期間継続すると考えられるため、後発地震に対して備える必要がある地域は、このことに留意する必要がある。また、自らの地域の暮らしの観点や、被災地域への支援の観点からも、住民の日常生活や企業活動等を著しく制限するようなことは望ましくない。そのため、大規模地震発生の可能性や社会的な受容の限度に加え、上記の視点も踏まえ、基本的な防災対応は以下のとおりとする。ここで行う防災対応を「巨大地震警戒対応」と呼ぶ。

→ 被災地域で甚大な人的・物的被害が発生している状況において、後発地震に対して備える必要がある地域では、最初の地震に対する緊急対応を取った後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していくことが必要である

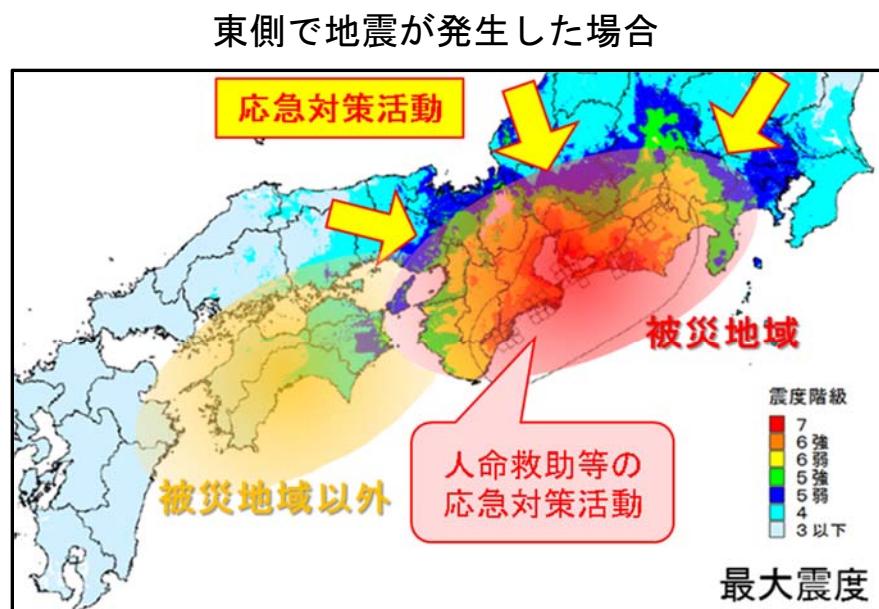


図 9 半割れケース発生時の活動イメージ

## (2) 一部割れケース

### ① 一部割れケースの概要

- ・ 南海トラフ沿いで大規模地震に比べて一回り小さい地震（M7クラス）が発生した場合を想定する。

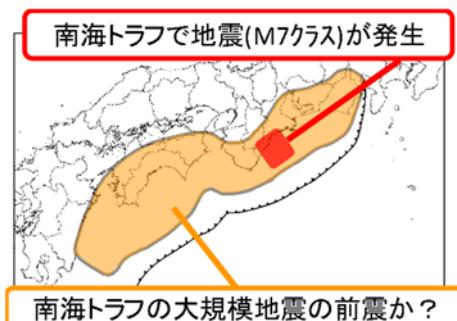
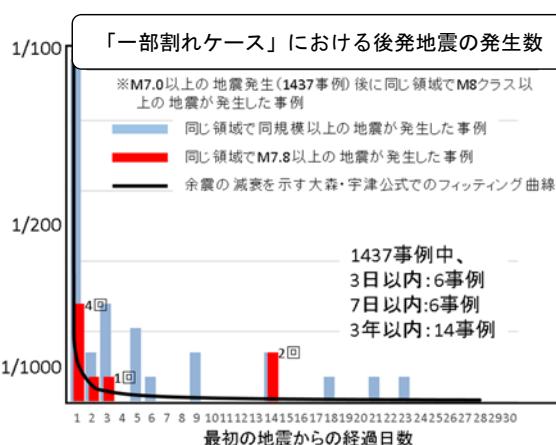


図 10 一部割れケースイメージ

- ・ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価する。
- ・ また、想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で発生した M7.0 以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱う。
- ・ M8 クラス以上の地震が 7 日以内に発生する頻度は数百回に 1 回程度（6 事例／1,437 事例）
- ・ 異常な現象が観測される前の状況<sup>5</sup> に比べて数倍程度高い



7日以内に発生する頻度は数百回に  
1回程度（6事例／1,437事例）

### 通常の数倍程度の頻度

#### 使用したデータ：

- ・ 青線：ISC-GEM の震源カタログ (Version 4.0)
- ・ 赤線：同 Version 5.1 の 1904 年～2014 年のデータ
- ※「同じ領域」：最初の地震の震源から 50km 以内
- ※「一部割れケース」について、チリでの 1960/5/22 18:56(M8.6)の地震は、5/21 10:02(M8.1)の後発地震としてのみカウントし、より規模が小さい 5/22 10:30(M7.1)の後発地震としてはカウントしなかった

図 11 一部割れケースにおける後発地震の発生数

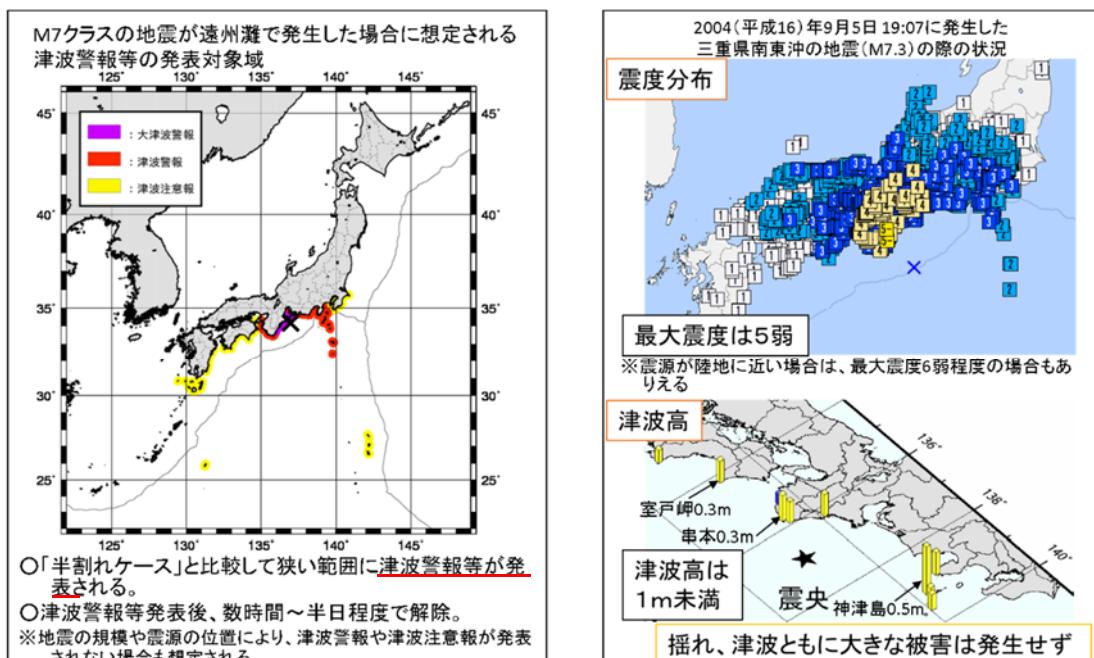
<sup>5</sup> 30 年以内に 70～80% の発生可能性があるとされる状況。南海トラフ沿いの地域において「30 年以内に 70～80%」の可能性で M8～9 クラスの地震が発生するという確率は、7 日以内に換算すると概ね千回に 1 回程度となる。これと、世界における後発地震の発生頻度を比較した。

＜一部割れケースの過去事例＞

- ・ 南海トラフ沿いにおける M7 クラスの地震の発生頻度は 15 年程度に 1 度
- ・ 南海トラフ沿いにおける「一部割れケース」に相当する地震の直近 7 事例では、その後大規模地震が発生した事例はない
- ・ 世界の事例では、M7.0 以上の地震発生 (1,437 事例) 後に同じ領域 (震源から 50km 以内) で M8 クラス以上の地震が発生した事例は、7 日以内 : 6 事例、3 年以内 : 14 事例

② 一部割れケースで想定される被害及び社会状況

- ・ M7 クラスの地震が起こり、震源域付近の地域では、強い揺れを感じる。
- ・ 最初の地震の震源域に近い一部の沿岸地域では緊急地震速報・津波警報等が発表され、住民は避難する（図 12）。その後、半日程度で津波警報から津波注意報に切り替えられ、指定緊急避難場所へ避難している住民は帰宅を始める。
- ・ 交通インフラやライフラインに大きな被害は発生せず、多くの地域で人的、物的にも大きな被害が発生していない状況である（図 13）。



※南海トラフで発生する地震には多様性があり、本資料はあくまで一つの例を示したものである。

図 12 「一部割れケース」で想定される津波警報等の発表イメージ等

### 紀伊半島沖でM7クラスの地震が発生した場合に想定される社会の状況



図 13 「一部割れケース」で想定される社会の状況

### ③ 一部割れケースの防災対応の基本的な方向性

- ・ 住民や企業は、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等を中心とした防災対応を取る。ここで行う防災対応を「巨大地震注意対応」と呼ぶ。

### (3) ゆっくりすべりケース

#### ① ゆっくりすべりケースの概要

- ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合を想定する（図14）。

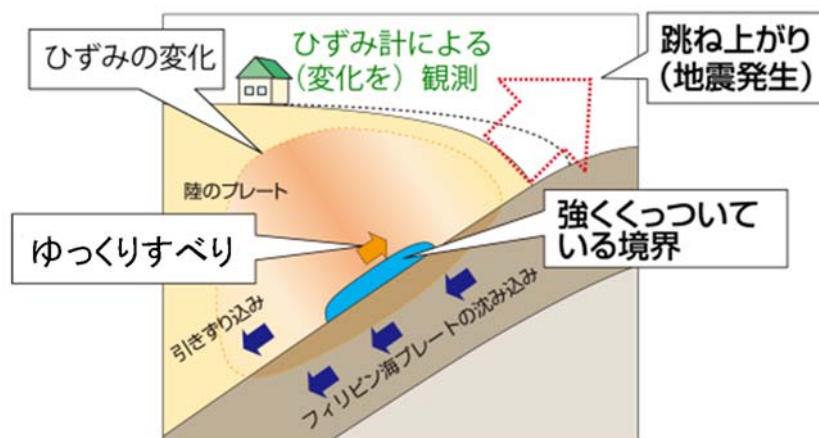


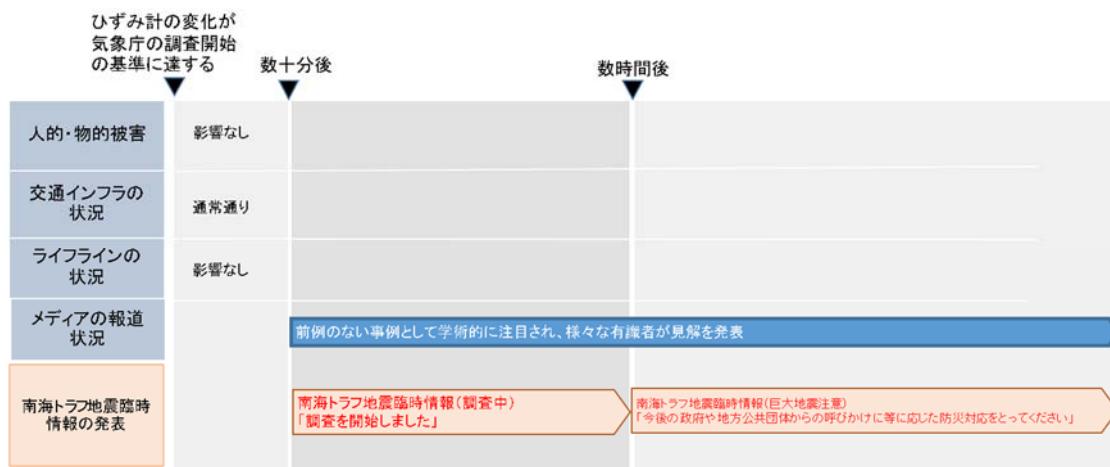
図14 ゆっくりすべりのイメージ

- 上記の現象が観測された場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価する。
- 南海トラフでは前例のない事例であり、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっているといった評価はできるが、現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない。

### ② ゆっくりすべりケースで想定される被害及び社会状況

- ・ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において、ひずみ計等で通常と異なるゆっくりすべりが観測されているものの、揺れを感じることではなく、また津波も発生せず、交通インフラやライフライン等は通常通りに活動を続けている。
- ・ その一方で、前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている（図15）。

通常と異なるゆっくりすべりが発生した場合に想定される社会の状況



※南海トラフで発生する地震には多様性があり、本資料はあくまで一つの例を示したものである。  
※ゆっくりすべりの起きている周辺で何らかの地震活動が起き、地震動を感じる場合も考えられる。

図15 「ゆっくりすべりケース」で想定される社会の状況

### ③ ゆっくりすべりケースの防災対応の基本的な方向性

- ・ 住民や企業は、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等を中心とした防災対応を取りつつ、気象庁から発表される地震活動や地殻変動に関する情報に注意を払う。ここで行う防災対応を「巨大地震注意対応」と呼ぶ。

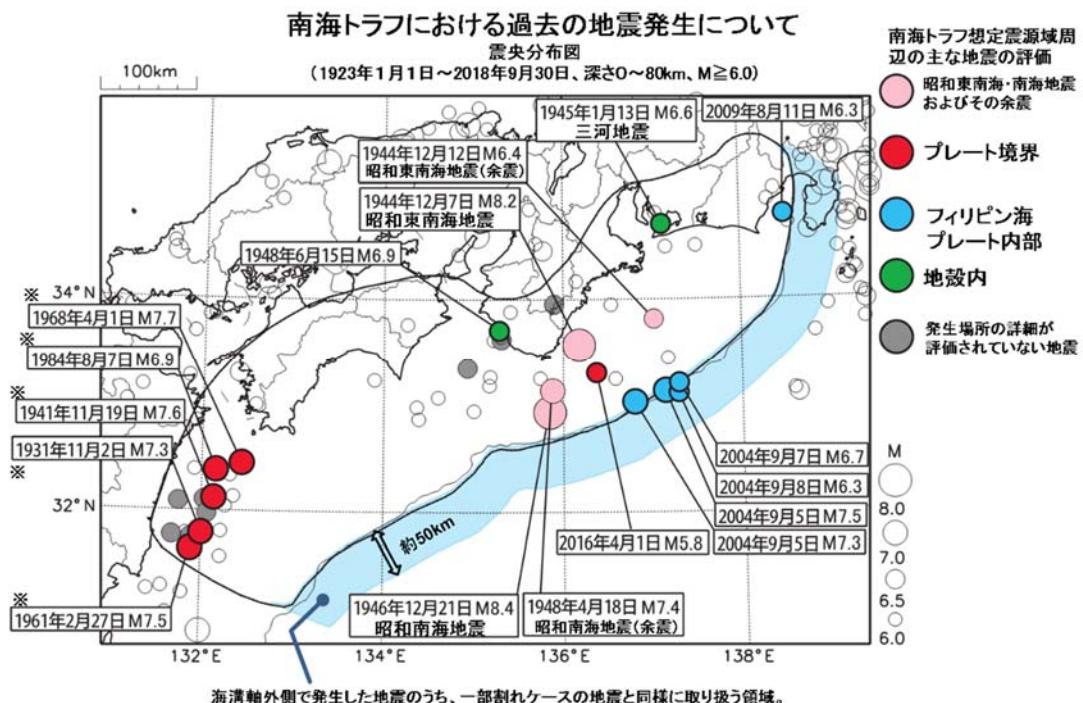
● 以下に、3つのケースの概要を示す。

	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべりケース
特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南海トラフ沿いにおける「半割れケース」を含む大規模地震の発生頻度は100～150年程度に一度</li> <li>○ 南海トラフ沿いの大規模地震のうち直近2事例は、それぞれ約2年、約32時間の時間差をもって連続してM8以上の地震が発生</li> <li>○ 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南海トラフ沿いにおける発生頻度は15年程度に1度</li> <li>○ 南海トラフ沿いにおける「一部割れケース」に相当する地震の直近7事例では、その後大規模地震が発生した事例はない</li> <li>○ 世界の事例では、M7.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラスの地震が発生する頻度は数百回に1回程度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南海トラフでは前例のない事例</li> <li>○ 現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない</li> </ul>
社会の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地域では、応急対策活動を実施</li> <li>○ 被災地域以外では、大きな被害は発生しないものの、沿岸地域では大津波警報・津波警報が発表され、住民は避難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 震源付近の地域では大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では避難</li> <li>○ 「半割れケース」と比較して、大きな被害は発生しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南海トラフでは前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている</li> </ul>
住民の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 沿岸域等の避難を前提とした防災対応を実施</li> <li>○ 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難</li> <li>○ 地震発生後の避難では間に合わない可能性がある地域の要配慮者は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難</li> <li>○ それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施</li> <li>○ 日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施</li> <li>○ 日頃からの地震への備えを再確認する等</li> </ul>
企業の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確實に実施</li> <li>○ 大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施</li> <li>○ それ以外の企業についても、日頃からの地震への備えを再確認する等</li> </ul> <p>※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日頃からの地震への備えを再確認する等</li> </ul> <p>※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日頃からの地震への備えを再確認する等</li> </ul> <p>※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨</p>
最も警戒する期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1週間を基本</li> <li>○ その後、「一部割れケース」の防災対応を1週間取ることを基本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1週間を基本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべりの変化が収まつたら、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで</li> </ul>

図 16 各ケースの防災対応の考え方

#### (4) 過去の地震発生状況

- 南海トラフの想定震源域周辺における過去の地震発生状況は以下のとおり。



南海トラフ想定震源域周辺の地震について、地震調査研究推進本部の評価等により発生場所が明確であるものについては「●プレート境界」「●フィリピン海プレート内」「●地殻内」と色をついている。発生場所の詳細が明確でないものは「●詳細不明」と色をついている。吹き出しを付いた地震のマグニチュードは気象庁で求めたMwもしくはISCGEMのMwを示している。※が付されている地震のMは津波マグニチュードを用いた。2016年4月1日の地震(Mw5.8)はプレート境界で発生した地震のため参考に示している。

周辺領域で発生する地震については、過去の海溝軸外側の地震が発生している領域を踏まえ、想定震源域の海溝軸外側50km程度まで拡張した範囲を示している。

発生日	震央地名 (地震名称)	マグニチュード	被害	該当ケース
1931/11/2	日向灘	7.3	死者1、負傷者29	一部割れ
1941/11/19	日向灘	7.6	死者2、負傷者18	一部割れ
1944/12/7	昭和東南海地震	8.2	死者1,183、負傷者2,853	半割れ
1946/12/21	昭和南海地震	8.4	死者1,330、負傷者2,632	半割れ
1948/4/18	昭和南海地震(余震)	7.4	被害なし	一部割れ
1961/2/27	日向灘	7.5	死者2、負傷者7	一部割れ
1968/4/1	日向灘	7.7	死者0、負傷者57	一部割れ
2004/9/5 19:07	三重県南東沖	7.3	負傷者6	一部割れ
2004/9/5 23:57	三重県南東沖	7.5	負傷者36	一部割れ

※被害については「日本被害地震総覧599-2012」に基づく。昭和南海地震の被害については、死者1,362や負傷者3,842という数字も記載がある。1948年の地震は同書に取り上げられていなかったので「被害なし」と記載した。

※震源、マグニチュードについては上図の脚注参照。

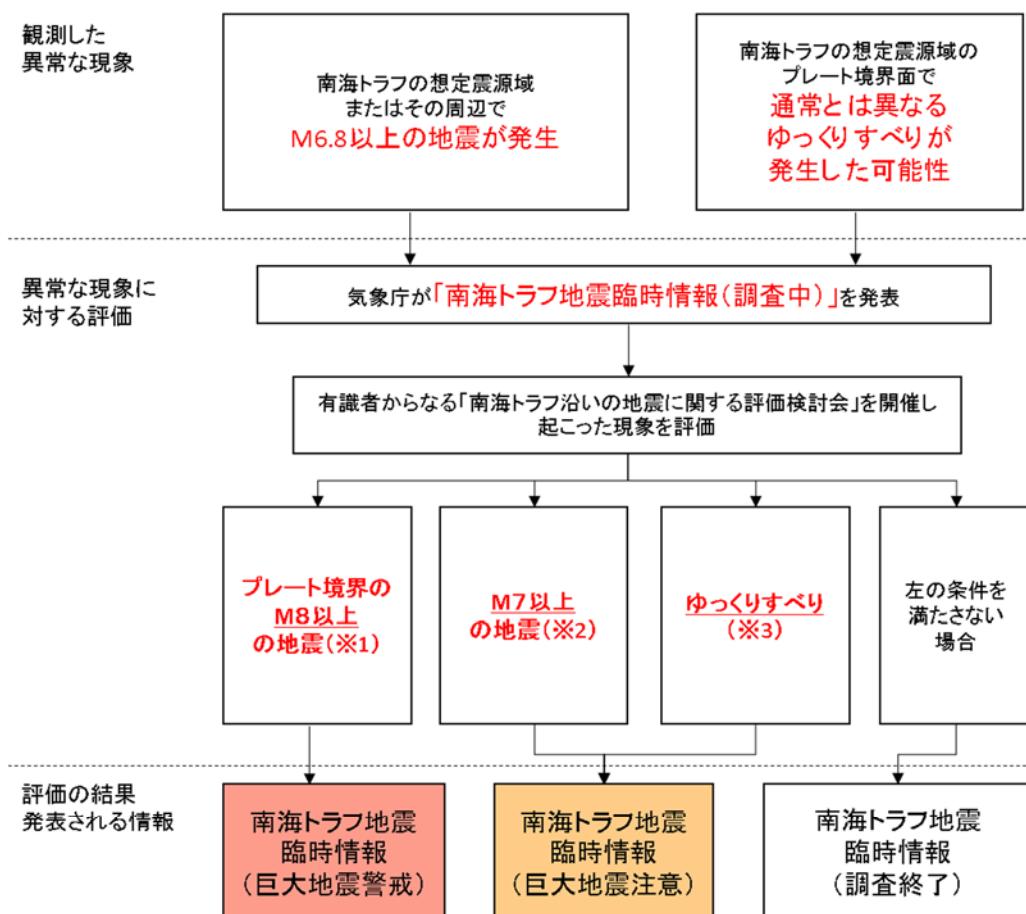
図 17 南海トラフの想定震源域周辺における過去のM7.0以上の地震発生状況

#### 第4節 異常な現象の観測から防災対応までの流れ

- 以下に示す現象が発生したと評価された場合、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、政府から避難等の警戒を行うよう呼びかけが行われる
- ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生
- 以下に示す現象が発生したと評価された場合、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、政府から、日頃からの地震への備えを再確認する等の注意を行うよう呼びかけが行われる
- ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生
  - ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生
  - ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測

- 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する（図18、図19）。
- その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」（以下、評価検討会）を開催し、発生した現象について評価を行い、その評価結果を発表する。
- その内容は、発生した異常な現象と発生場所によって、前節の3つのケースのうちのいずれかに該当する現象、もしくは、そのどれにも該当しない現象と評価し、
  - ・「南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生」した場合は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表する。
  - ・「南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生」、「南海トラフの想定震源域内のプレート境界以

外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生、または、「ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測」した場合は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表する。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

図 18 情報発表までのフロー



図 19 南海トラフ地震の想定震源域及び海溝軸外側 50 km程度までの範囲

- 図 18のフローに従って発表された情報に応じて、以下のような防災対応をとる（図 20、図 21）。
  - ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合、最初の地震発生から1週間を基本として、地震への備えの再確認等を実施し、沿岸域等一部の地域では避難等の「巨大地震警戒対応」を実施する。
  - ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合の最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過まで、もしくは南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合や南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合における、最初の地震発生から1週間経過まで、またはひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合の、すべりの開始から変化が収まった時点を起点として変化していた期間と概ね同程度の期間が経過（図 22）するまでは、地震への備えの再確認等を中心とした「巨大

## 地震注意対応」を実施する。

	プレート境界のM8以上の地震 <sup>※1</sup>	M7以上の地震 <sup>※2</sup>	ゆっくりすべり <sup>※3</sup>
発生直後 「ゆっくりすべりケース」 は検討が必要と認められた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始	● 今後の情報に注意	
(最短) 2時間程度	<b>巨大地震警戒対応</b>  ●日頃からの地震への備えを再確認する等 ●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難  ●地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	<b>巨大地震注意対応</b>  ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	<b>巨大地震注意対応</b>  ●日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	<b>巨大地震注意対応</b>  ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)		
2週間 <sup>※4</sup>	<b>巨大地震注意対応</b>  ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まると 評価されるまで	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
大規模地震 発生まで			

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

上表内の対応は標準を示したものであり、  
個々の状況に応じて変わるものである

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、  
または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※4 2週間とは、巨大地震警戒対応期間(1週間) + 巨大地震注意対応期間(1週間)

図 20 住民、企業の防災対応の流れ

南海トラフ地震防災対策推進地域			
事前避難対象地域 <sup>6</sup>			
		高齢者等事前 <sup>6</sup> 避難対象地域	住民事前 <sup>6</sup> 避難対象地域
最初の地震発生 から1週間	社会状況を踏まえて 日頃からの地震への備えを再確認 等	要配慮者のみ避難	全住民が避難
地震発生後 1週間から2週間	日頃からの地震への備えを再確認 等	日頃からの地震への備えを再確認等	日頃からの地震への備えを再確認等
地震発生後 2週間以降	通常の生活※	通常の生活※	通常の生活※

※ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

図 21 「巨大地震警戒対応」(M8.0 以上の地震発生) 時の地域別防災対応

<sup>6</sup> 事前避難対象地域については、第4章第3節(4)事前避難対象地域の設定を参照

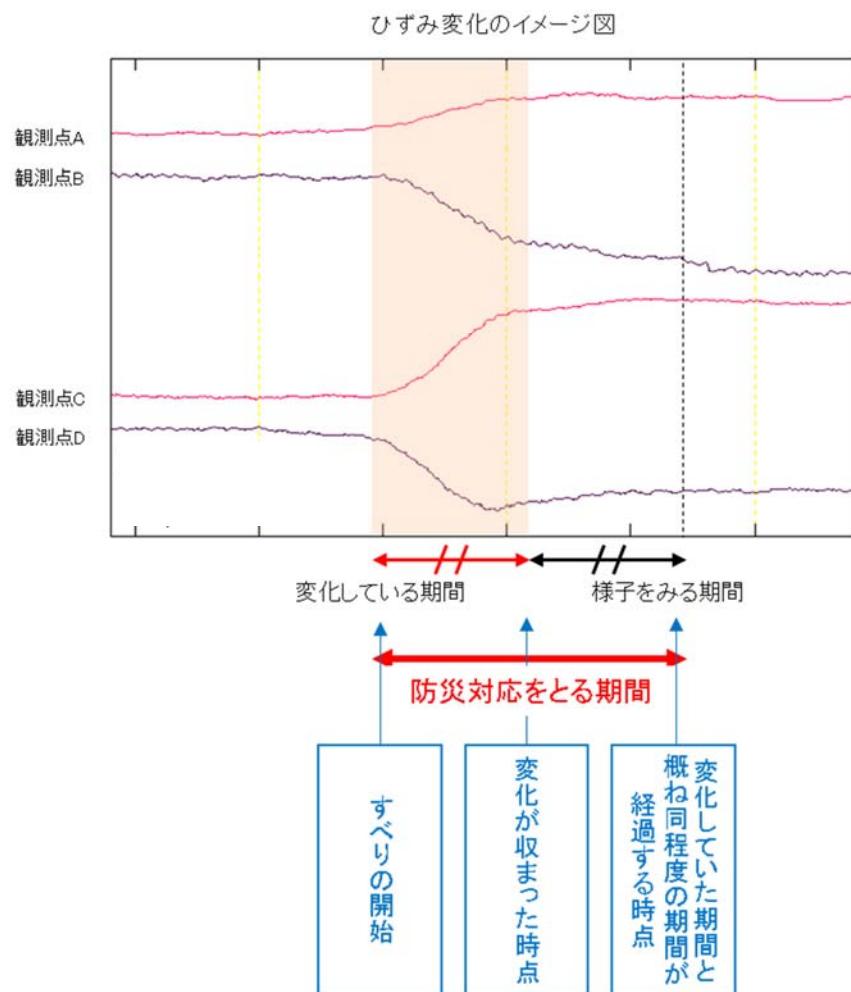


図 22 ゆっくりすべり現象の防災対応をとる期間のイメージ  
(ゆっくりすべり現象の判定方法は別途気象庁が定める)

① プレート境界でM 8 以上の地震<sup>7</sup>発生時

- 速報的な評価で算出されたマグニチュードが6.8以上の場合、地震発生後30分程度以内に、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が南海トラフ沿いの全地域に対して発表される。

**臨時情報イメージ**：今回発生した地震と南海トラフ地震との関連性についての調査を開始しました。南海トラフ地震で被害が想定される地域の方は、個々の状況に応じて、身の安全を守る行動を取ってください。

- 地震発生後最短で2時間程度で、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される。

※なお、検討が2時間程度以上に及ぶ場合等、必要に応じて「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を適宜発表し、引き続き調査中である旨を伝える場合がある。

**臨時情報イメージ**：この地震はモーメントマグニチュード〇.〇の地震と評価されました。大規模地震の発生可能性が相対的に高まっていると考えられます。今後の政府や自治体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとってください。

- その後、緊急災害対策本部長から推進地域内の都府県知事及び市町村長への指示、内閣総理大臣から国民に対する周知等を実施する。

**地方公共団体への指示イメージ**　・あらかじめ定めた計画に基づき、後発地震に対して警戒する措置を1週間とること

**国民に対する周知イメージ**　・地方公共団体の避難情報等に注意  
・家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認  
・津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域の方々等は1週間避難を継続

- その後も引き続き、気象庁からは地震活動や地殻変動の状況について「南海トラフ地震関連解説情報」が適宜、発表される。

---

<sup>7</sup> 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

- 後発地震が発生しないまま1週間が経過した場合、国は、後発地震に対して警戒する措置を解除し、さらに1週間、後発地震に対して注意する措置をとる旨、呼びかける。

**国民に対する呼びかけイメージ**

- ・地震発生時から1週間経過し、大規模地震への警戒措置をとるべき期間が経過
- ・地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではない
- ・避難を解除しつつ、家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、さらに1週間は地震に備える

- 後発地震が発生しないまま2週間が経過した場合、国から、後発地震に対して注意する措置を解除し、通常の生活に戻る旨、呼びかける。

**国民に対する呼びかけイメージ**

- ・地震発生から2週間経過し、大規模地震への注意措置をとるべき期間が経過
- ・地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る

※これ以降の地震活動や地殻変動に関する気象庁からの情報は隨時、「南海トラフ地震関連解説情報」で発表される。

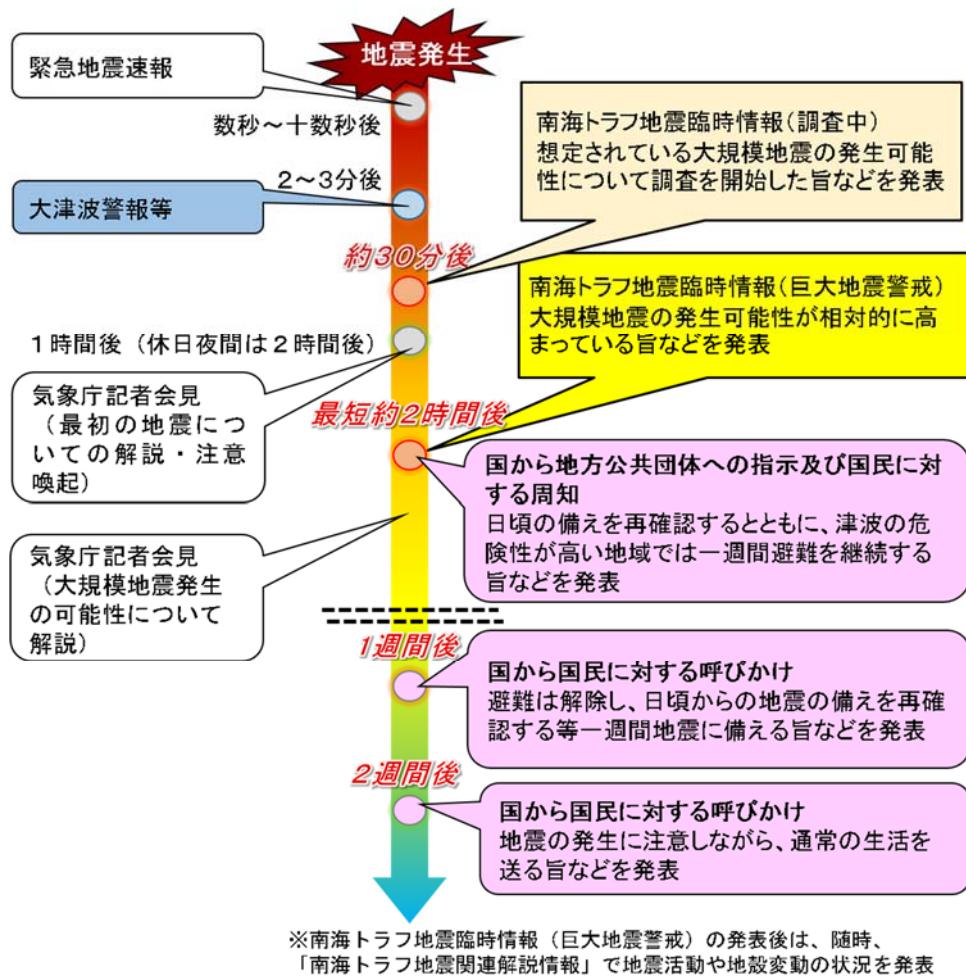


図 23 「巨大地震警戒対応」における情報の流れのイメージ

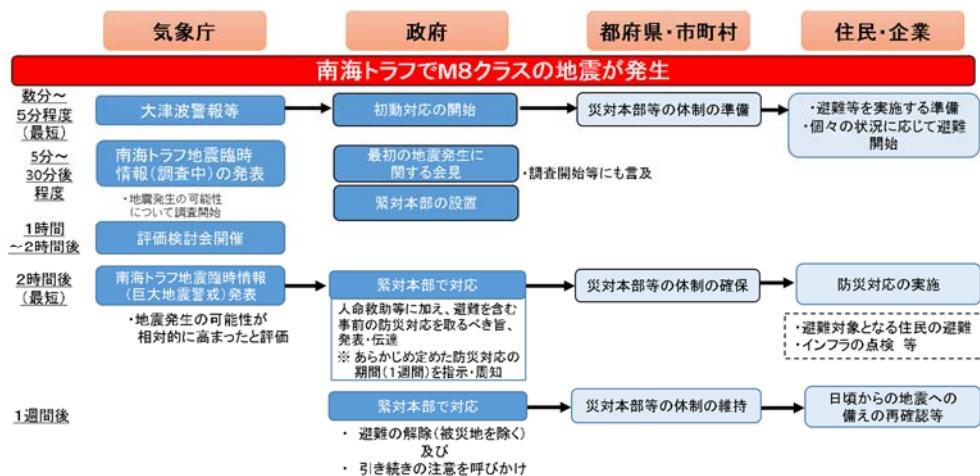


図 24 「巨大地震警戒対応」における防災対応の流れのイメージ

## ② M 7 以上の地震<sup>8</sup>またはゆっくりすべり<sup>9</sup>

- 速報的な評価で算出されたマグニチュードが6.8以上の場合、地震発生後30分程度以内に、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が南海トラフ沿いの全地域に対して発表される。

**臨時情報イメージ（M6.8 以上の地震が発生した場合）：**今回発生した地震と南海トラフ地震との関連性についての調査を開始しました。南海トラフ地震で被害が想定される地域の方は、個々の状況に応じて、身の安全を守る行動を取ってください。

**臨時情報イメージ（通常とは異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合）：**観測されている現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始しました。南海トラフ地震で被害が想定される地域の方は、今後の情報に注意してください。

- 地震発生後最短で2時間程度で、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表される。

※なお、検討が2時間程度以上に及ぶ場合等、必要に応じて「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を適宜発表し、引き続き調査中である旨を伝える場合がある。

**臨時情報イメージ（M7.0 以上の地震が発生したと評価された場合）：**この地震は、モーメントマグニチュード〇.〇の地震と評価されました。南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まっていると考えられます。今後の政府や自治体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとってください。

**臨時情報イメージ（通常とは異なるゆっくりすべりが発生していると評価された場合）：**通常とは異なるゆっくりすべりが

---

<sup>8</sup> 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合

<sup>9</sup> ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

発生していると考えられます。大規模地震発生の可能性が相対的に高まっています。今後の政府や自治体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとってください。

- その後、国から、国民に対して注意する措置をとる旨の呼びかけ等を実施する。

**国民に対する呼びかけイメージ** ・家具の固定等、日頃からの地震の備えを再確認するなど、1週間は地震に備える

- その後も引き続き、気象庁からは地震活動や地殻変動の状況について「南海トラフ地震関連解説情報」が適宜、発表される。
- 後発地震が発生しないまま1週間（ゆっくりすべりケースの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間）が経過した場合、国から、後発地震に対して注意する措置を解除し、通常の生活に戻る旨、呼びかける。

**国民に対する呼びかけイメージ** ・地震発生当初と比べ、地震活動は落ち着いてきているが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意して通常の生活に戻る

※これ以降の地震活動や地殻変動に関する気象庁からの情報は隨時、「南海トラフ地震関連解説情報」で発表される。

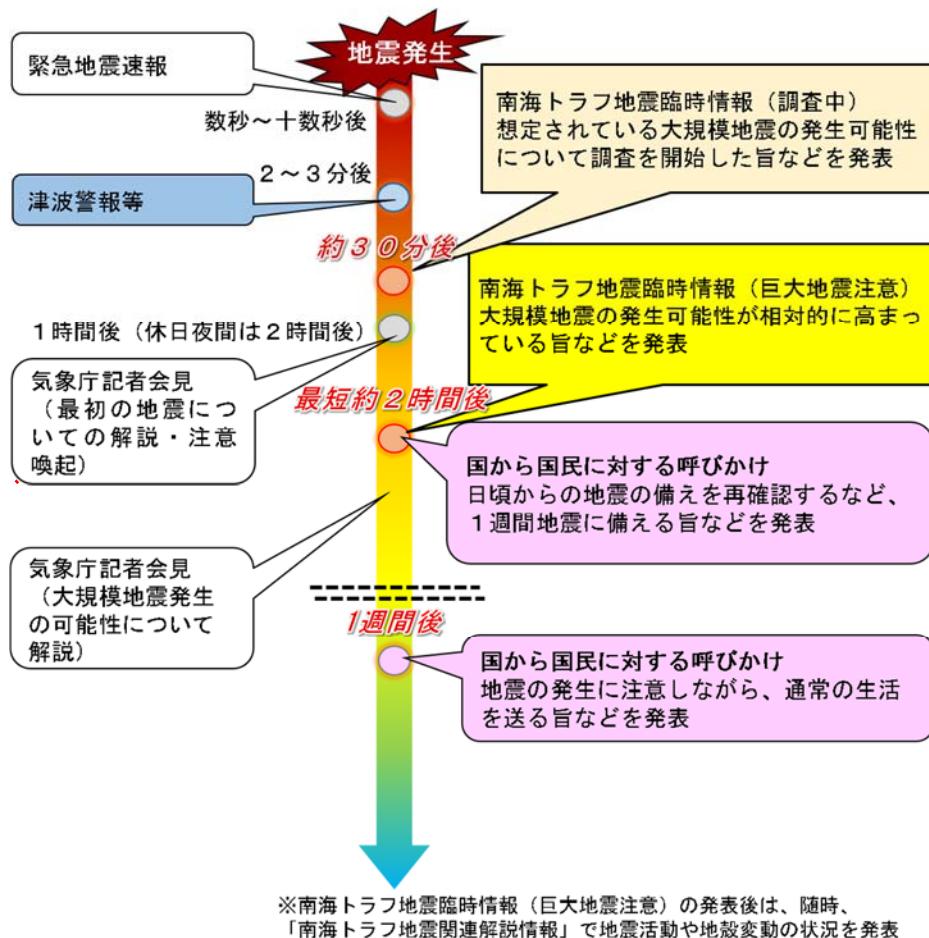


図 25 「巨大地震注意対応」における情報の流れのイメージ (M7 以上の地震の場合)

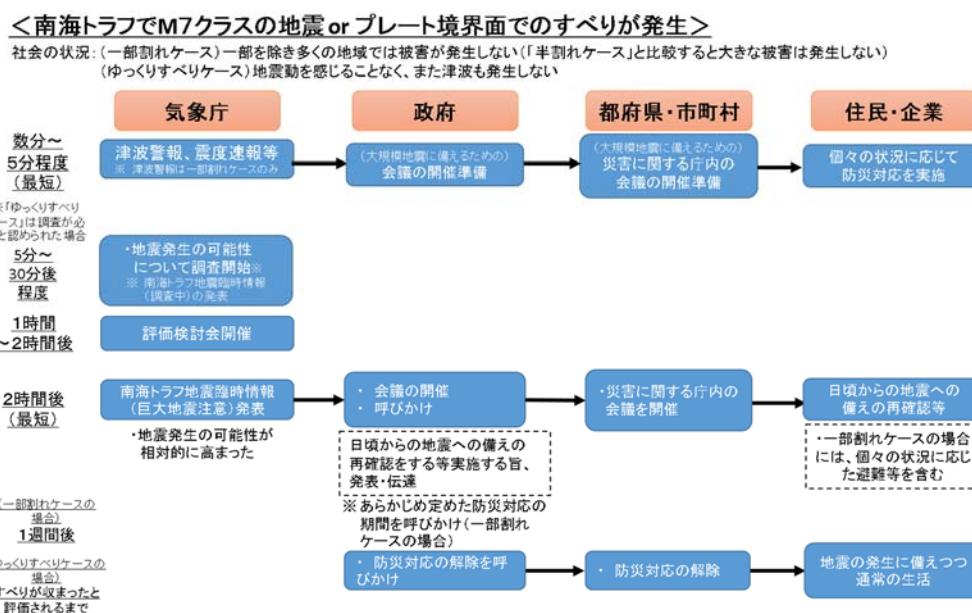


図 26 「巨大地震注意対応」における防災対応の流れのイメージ

## 第2章 防災対応の検討対象及び検討にあたっての基本事項

### 第1節 検討が必要な対象地域

○検討する対象地域は南海トラフ地震防災対策推進地域を基本とする

- 防災対応を検討する対象地域は、南海トラフ特措法第3条で「南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」と定義されている推進地域を基本とする。（図27）

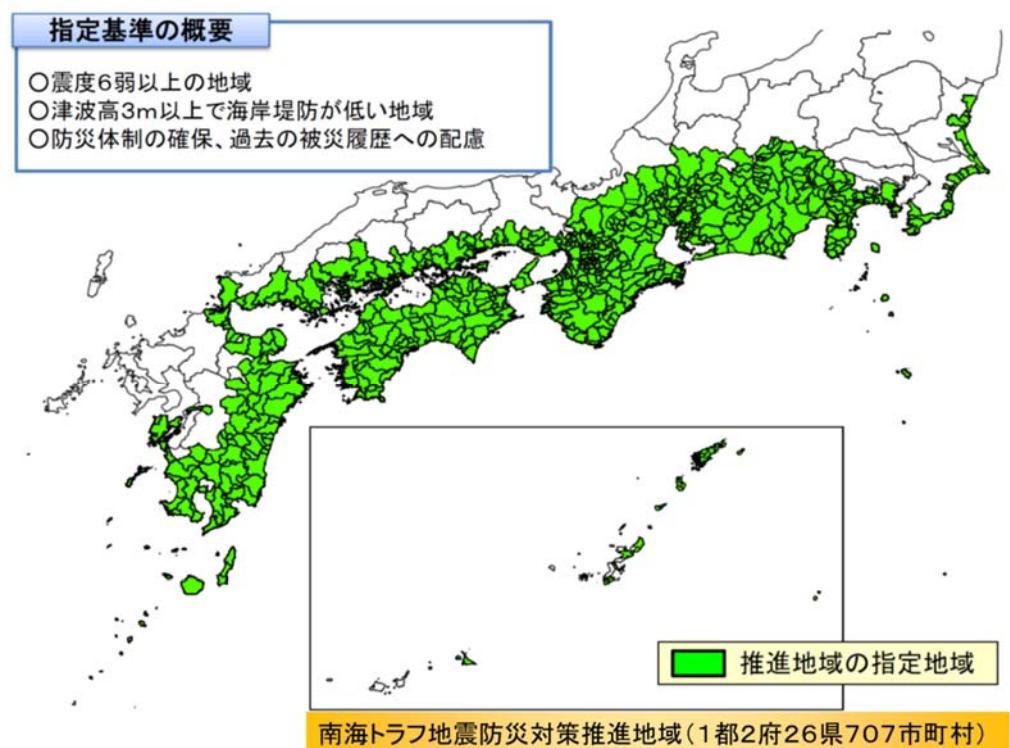


図27 推進地域の指定範囲（令和3年5月現在）

## 第2節 想定する後発地震の規模

○後発地震の規模に関しては、従前から地方公共団体等が対象としている最大クラスを想定する

- 最初の地震がM7.0以上、M8.0未満の場合は、想定震源域の広い領域で地震が発生していないため、「巨大地震注意対応」で想定する後発地震の規模に関しては、従前から地方公共団体等が対象としている最大クラス（M9クラス）を想定する。
- また、最初の地震がM8.0以上の場合の後発地震については、後発地震として紀伊半島を境として東側もしくは西側の全領域が破壊される地震を仮定した場合、震源域付近の震度は最大クラスと同程度となり、津波高は、最大クラスより小さくなるものの、L1クラスの津波高よりは、はあるかに高い。最初の地震の規模が小さくなると、想定震源域のうち破壊されていない領域が大きく残ることから、後発地震の規模が大きくなる可能性があり、より最大クラスの地震に近づく。このような多様な地震の発生形態に対する、それぞれの防災対応をあらかじめ検討することは現実的でないため、安全側を考慮して、「巨大地震警戒対応」も、「巨大地震注意対応」と同様に、後発地震として最大クラス（M9クラス）の地震を想定する。

### 第3節 最も警戒すべき期間

○最初の地震発生後、最も警戒する期間は1週間を基本とする

- 一般的に、避難等の平常時と異なる防災対応を長期間継続することは現実的に困難であり、自治体アンケートの結果では、避難指示等が発令された場合、社会的に影響が出るまでの期間としては、「3日程度」、「1週間程度」との回答が多かった（図28）。
- 「巨大地震警戒対応」、「巨大地震注意対応」において、第1章第3節(1)①の図3で示したように、短期的には大規模地震発生の可能性は時間とともに低下することと社会的な受忍の限度を考慮して、第1章第3節(1)②で示した社会の状況を加味して、ケース毎に最も警戒する期間としては、最初の地震発生後「1週間」を基本とする。
- なお、「巨大地震警戒対応」の場合、最も警戒すべき1週間の経過後は「巨大地震注意対応」に切り替えられるが、この場合の「巨大地震注意対応」の期間については、対応切り替え後1週間を基本とする。
- また、ゆっくりすべりは定量的な地震発生の可能性の評価ができず、あらかじめ定めた期間を対象に防災対応を強化することが困難である。しかし、現象の収束時期については、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間の様子を見て、新たな変化が見られなかった場合にその変化は概ね収束したと評価することができるため、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで「巨大地震注意対応」をとることとする。

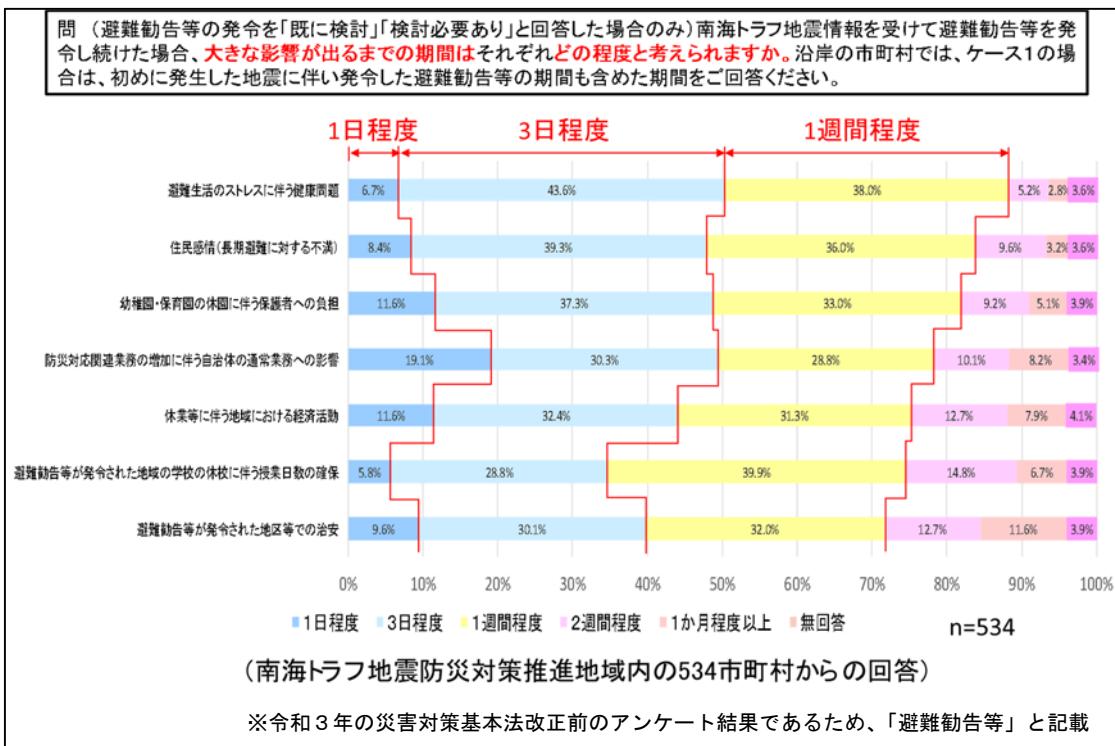
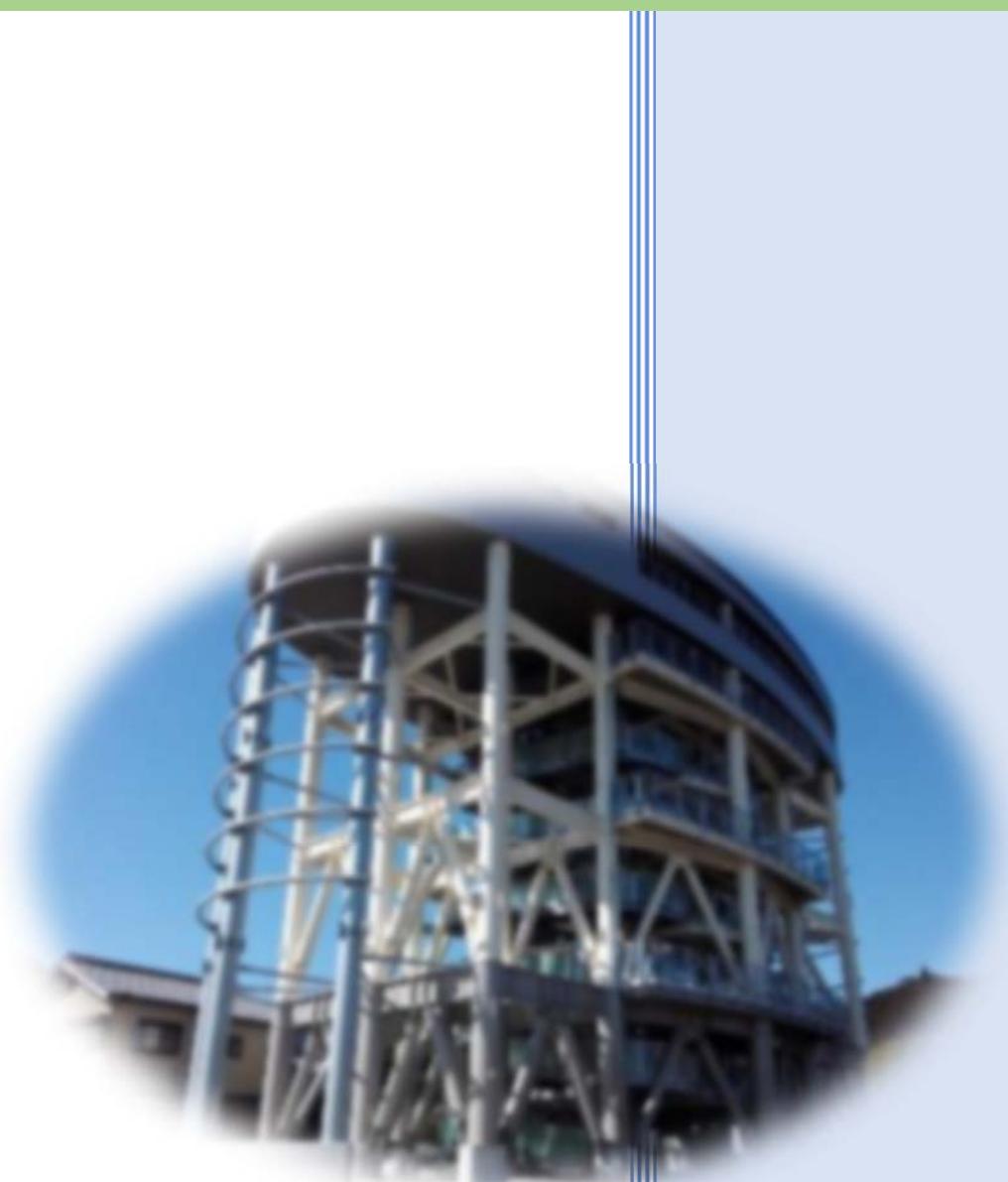


図 28 自治体アンケートの結果（南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討  
ワーキンググループ報告書（内閣府）平成30年12月）

第2章 防災対応の検討対象及び検討にあたっての基本事項  
第3節 最も警戒すべき期間

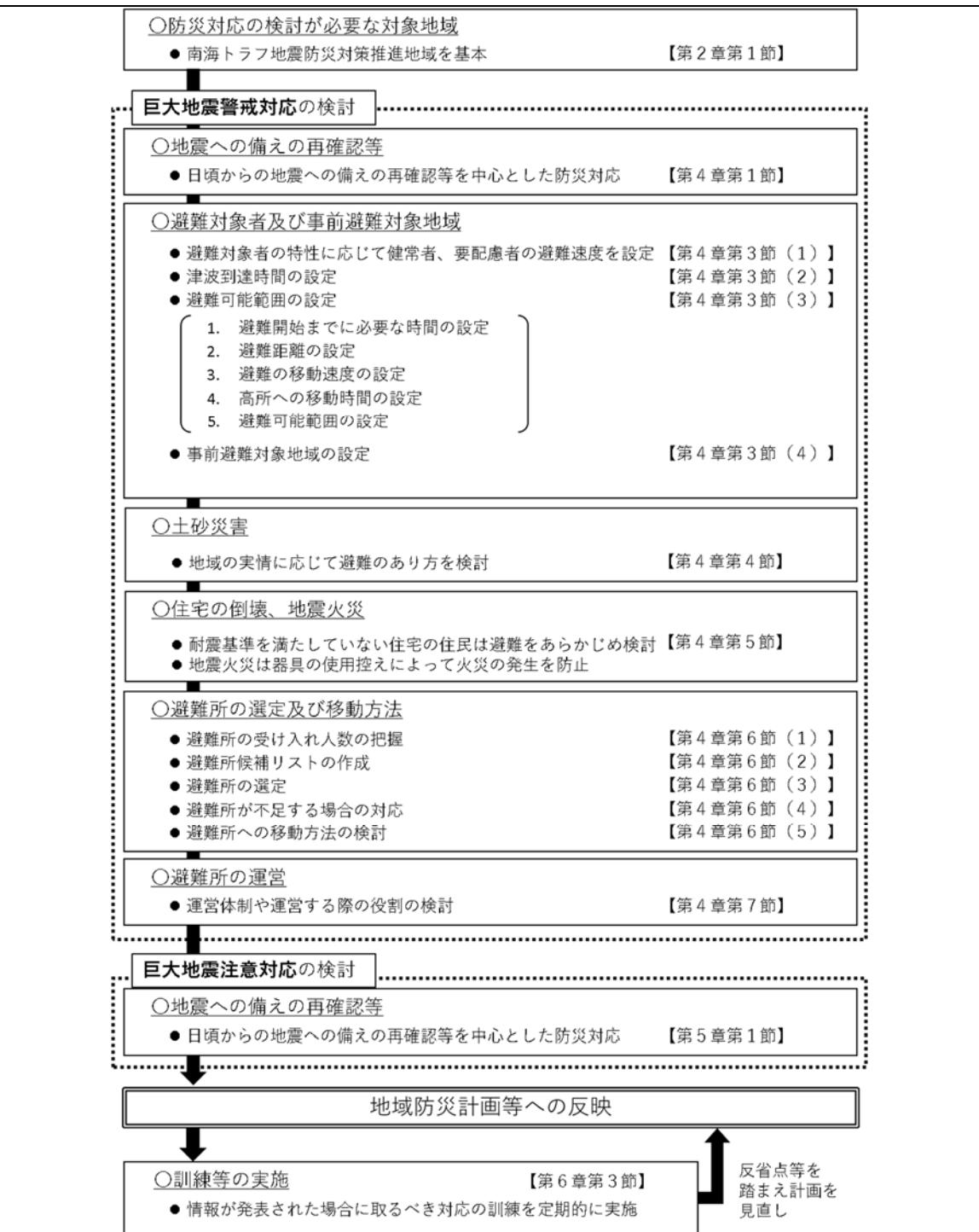
## II. 住民編



## 第3章 住民の防災対応の検討

### 第1節 防災対応を検討する手順

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒または巨大地震注意）が発表された際に住民が取るべき防災対応について、以下の手順を参考に検討する（図29）



## 第2節 住民の防災対応検討の考え方

- 住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、地方公共団体は必要な情報提供を行う等その検討を促すことが必要である
- 推進地域全体としては、住民一人一人が日常生活を行いつつ日頃からの地震への備えの再確認等を行うことが基本となるが、地方公共団体は津波避難が間に合わない地域等の避難のあり方や避難所の確保等を検討する必要がある

- 「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、地方公共団体は、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、住民一人一人に検討を促すことが重要である。
- その際、想定される地震・津波の状況、南海トラフ地震臨時情報の内容（巨大地震警戒、巨大地震注意の違い）、想定される国・地方公共団体の対応や社会状況等、住民が検討する上で必要な情報提供を行う必要がある。
- 住民の防災対応は、地震発生の可能性等を考慮すると、津波による災害リスクが明らかに高い地域における南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応を除き、南海トラフ地震臨時情報の（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれの情報が発表された場合にも、推進地域全体としては、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動を取ることが基本となる。
- 地方公共団体は、上記のような住民一人一人の防災対応を基本としつつ、津波到達時間が短く地震発生後の避難では間に合わない地域等における地域全体としての避難の検討、また、避難を行う住民のうち知人・親類宅等への避難が困難な住民等のための避難所の確保等を検討する必要がある。

	プレート境界のM8以上の地震 <sup>※1</sup>	M7以上の地震 <sup>※2</sup>	ゆっくりすべり <sup>※3</sup>
発生直後 「ゆっくりすべりケース」 は検討が必要と認められた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始	● 今後の情報に注意	
(最短) 2時間程度	<b>巨大地震警戒対応</b>  ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難  ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	<b>巨大地震注意対応</b>  ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	<b>巨大地震注意対応</b>  ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間 <sup>※4</sup>	<b>巨大地震注意対応</b>  ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	  ● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	  ● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
すべりが収まつたと評価されるまで	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

上表内の対応は標準を示したものであり、  
個々の状況に応じて変わるものである

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、  
または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※4 2週間とは、巨大地震警戒対応期間(1週間)+巨大地震注意対応期間(1週間)

図 30 住民、企業の防災対応の流れ

南海トラフ地震防災対策推進地域			
	事前避難対象地域		
	高齢者等事前避難対象地域	住民事前避難対象地域	
最初の地震発生から1週間	社会状況を踏まえて 日頃からの地震への備えを再確認等	要配慮者のみ避難	全住民が避難
地震発生後1週間から2週間	日頃からの地震への備えを再確認等	日頃からの地震への備えを再確認等	日頃からの地震への備えを再確認等
地震発生後2週間以降	通常の生活※	通常の生活※	通常の生活※

※ 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

図 31 「巨大地震警戒対応」開始から通常の生活までの住民の地域別対応

## 第4章 住民の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

### 第1節 日頃からの地震への備えの再確認等

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要である
- 地方公共団体は、同情報発表時に、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である
- 住民は、同情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つ必要がある

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、家具の固定状況、非常用持ち出し袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動が図られるようにする必要がある。
- そのため、同情報発表時に、住民があわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないよう、地方公共団体は、「日頃からの地震への備え」について機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すことが重要である。
- また、同情報発表時に、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要である。
- 具体的には、地震が発生した場合に危険性が高い場所をなるべく避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、より安全な行動を選択するように意識することが重要である。
- そのためには、ハザードマップ等を活用し、津波・土砂災害等の危険性が高い地域や、日頃利用する施設の安全性、日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等をあらかじめ把握しておくなど、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つ必要がある。

日頃からの地震への備えの再確認の例

- ・避難場所・避難経路の確認
  - ・家族との安否確認手段の確認
  - ・家具の固定の確認
  - ・非常持出品の確認
- など

できるだけ安全な防災行動の例

- ・高いところに物を置かない
  - ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
  - ・すぐに避難できる準備（非常持出品等）
  - ・危険なところにできるだけ近づかない
- など

図 32 日頃からの地震への備えの再確認等の例<sup>10</sup>

※ なお、このような防災対応は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の1週間に限らず、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時等においても同様である。

<sup>10</sup> 詳細は、巻末の「地震への備えの再確認や取るべき行動のチェックリスト」参照

## 第2節 津波に対する避難検討の基本事項

### （1）津波に対する避難検討の位置づけ、基本的な考え方

- 本節以降の内容は、「巨大地震警戒対応」において、M8.0以上の地震発生直後に発表された大津波警報または津波警報が津波注意報に切り替わった後、避難継続が必要かどうかを検討するものである
- 避難継続の必要性の判断は、後発地震が実際に発生してからの避難で間に合うか否かを検討することを基本とする
- この検討にあたっては、津波防災地域づくりの計画策定等に際して、各地方公共団体が作成した津波浸水想定等を活用することを基本とする

- 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合、地震発生直後に、震源域から離れた地域を含めて南海トラフ沿いの全域の沿岸部に対して大津波警報または津波警報が発表され、津波浸水想定区域内の住民等は避難行動を開始している。
- 今回検討する内容は、後発地震発生に備えて、最初の地震に対する避難の後に、自宅等に戻らずに、引き続き、避難を継続する必要があるか否かを検討するものである。
- 避難の継続の必要性は、各地域において、「津波到達時間」<sup>11</sup>と、津波避難タワーの整備状況等を踏まえた「避難に要する時間」を比較衡量した検討結果をもとに判断することを基本とする。
- このような検討は、突発地震に備えた津波防災地域づくりの検討等に際して、特定避難困難地域や特定避難困難者数の推計等においても行われているものであり、今回の検討にあたっても、それらの既存資料を活用することを基本とする。

<sup>11</sup> シミュレーションに基づいた津波の予想到達時刻や高さの想定は、あらかじめある条件を仮定して計算した一つの例である。南海トラフ地震の発生時には、シミュレーションとは一致しないことがあることを念頭に置いて、津波の予想到達時刻や高さを取り扱う必要がある。実際の住民の避難に関しては、気象庁の情報にある予想到達時刻や高さの情報を使う必要がある。

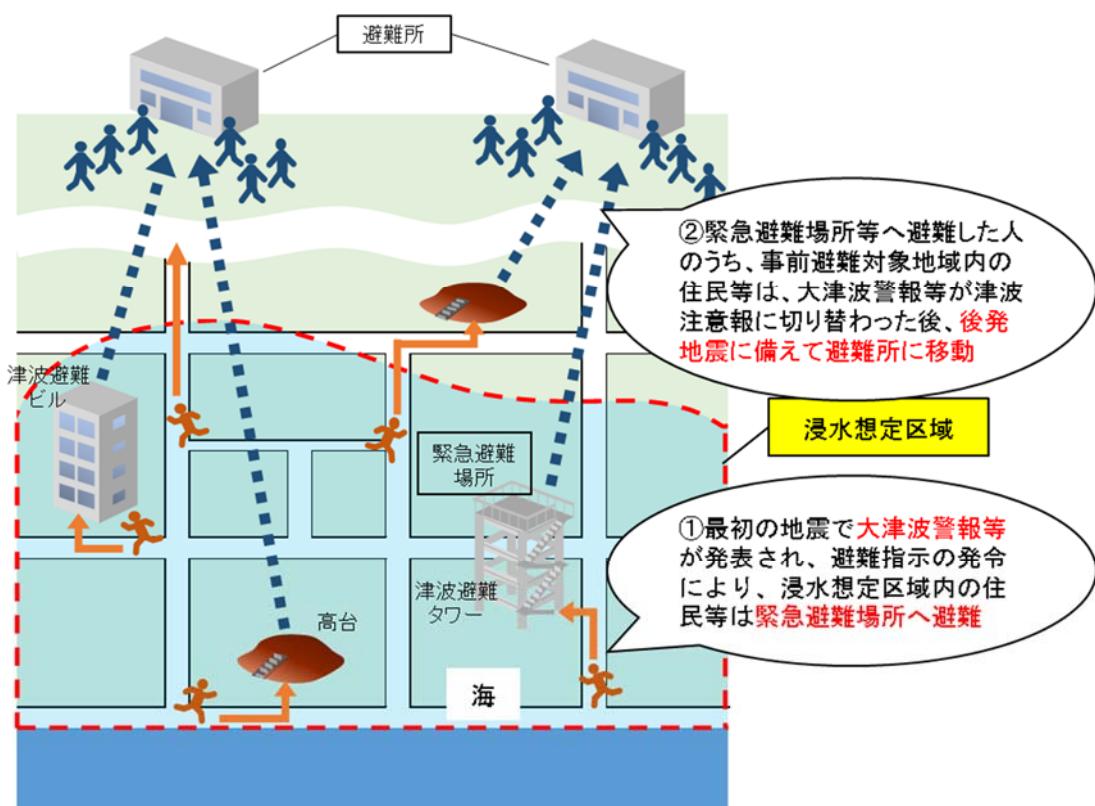


図 33 情報発表時の避難イメージ

【参考】指定避難所と指定緊急避難所の区別

「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」平成29年3月 内閣府（防災担当）

- ・法第49条の8は、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」は相互に兼ねて指定することを可能としているが、以下の区別に十分留意する必要がある。

- 指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
- 指 定 避 難 所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

## （2）津波に対する避難検討対象地域

- 津波に対する避難の検討は、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を基本としつつ、地域の状況に応じて、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある地域を対象とする
- その際、自治会組織や町丁目等の境界等を考慮しつつ、安全を見て上記区域よりも広めに設定することが望ましい

- 南海トラフ特措法では、陸上において津波により30cm以上<sup>12</sup>の浸水が地震発生から30分以内<sup>13</sup>に生じる地域等の市町村を「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」として指定している。
- 具体的な検討にあたっては、上記市町村のうち、都道府県等が公表している津波想定区域図等をもとに、30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域において、避難継続の要否を検討する必要がある。
- また、30cm以上の浸水が30分以内に到達する地域以外においても、津波避難タワー等の避難場所が整備途上である等、後発地震が発生してからの避難では間に合わないおそれがある地域においては、津波に対する避難を検討する必要がある。

<sup>12</sup> 30 cm以上：スマトラ島沖地震津波の知見より、内閣府の被害想定では浸水深が30 cmを超えると死者が発生すると仮定。【出典】南海トラフの巨大地震 建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要（P21）

<sup>13</sup> 30分以内：東日本大震災時に発災直後（5分以内）に避難を開始した人のうち、30分以内に避難場所に到達した人の割合は9割程度。【出典】東日本大震災時の地震・津波避難に関する住民アンケート調査（P51）

### 第3節 津波に対する避難検討の具体的な進め方

#### （1）避難対象者の特性に応じた検討

○津波に対する避難は、避難者の移動速度等の特性を考慮して「健常者」、「要配慮者」別に検討することを基本とする

- 健常者と高齢者等の要配慮者では、避難の移動速度等が異なることから避難に要する時間が変わるため、それぞれ検討することを基本とする。
- なお、健常者と要配慮者の別と併せて、避難する時間帯について、避難に要する時間が長くなる夜間を想定した安全側の検討や、昼間の避難と夜間の避難をそれぞれで検討するなど、必要に応じて地域で適切に検討する。
- その際、移動速度の設定方法等津波避難に関してすでに検討しているものがあれば、それを参考とするなど、地域の実情に応じて適切に検討するものとする。

#### （2）津波到達時間の設定

○津波到達時間は、地方公共団体等が想定する最大クラスの地震で発生する津波を対象にしたシミュレーション等を参考に、地域の状況に応じて、適切に設定するものとする

- 今回の防災対応を検討する後発地震の規模は、最大クラス（M9クラス）とし、津波到達時間は、既存のシミュレーション等を参考にした検討結果を活用する。
- 津波到達時間は、地方公共団体毎に、地域の特性に応じて、浸水深や到達地点を適切に設定するものとする。

### （3）避難可能範囲の算出

- 避難可能範囲は、既に検討している結果等を参考として、津波到達時間や昼夜の違いを考慮し、地域の実情に応じて適切に定める

#### 1. 避難開始までに必要な時間の設定（避難開始時間）

避難開始までに必要な時間は、地震発生後揺れがおさまってから避難の準備を行う時間について、過去の地震などの事例を調査した資料等を参考に、地域の状況を考慮して適切に設定する。

#### 2. 避難距離の設定

避難距離の設定にあつては、避難先を選定する必要がある。

この場合の避難先は、地震発生後の避難で間に合うか否かを検討するためのものであり、地方公共団体が定めた地域防災計画等の既存計画を参考として、指定緊急避難場所等を選定するものとする。

避難距離は、簡易的に避難先から直線で避難可能な地域を設定し、実測の避難距離と直線距離の違いを考慮して適切に設定する。

#### 3. 避難の移動速度の設定（避難速度）

避難の移動速度は、過去の地震などの事例を調査した資料等を参考に、避難者の特性（健常者、要配慮者）別に、地域の状況を考慮して適切に設定する。

#### 4. 高所への移動時間の設定

高所への移動に必要な時間は、津波による浸水から安全な高さへ上るための垂直移動に要する時間について、避難先における最大浸水深を昇降速度で除す等して算定する。

#### 5. 避難可能範囲の設定

前項までの検討結果に基づき、避難可能範囲を設定する。

※避難可能範囲の算出例は、巻末参考資料を参照

#### （4）事前避難対象地域の設定

- 津波浸水想定区域から避難可能範囲を除いた地域を事前避難対象地域とする
- 事前避難対象地域に対しては、最初の地震に伴う大津波警報または津波警報切り替え後、避難指示等を発令し、住民避難を継続する

- 「事前避難対象地域」は、避難対象者の特性に応じて、要配慮者のみ避難を要する地域と、健常者も含む地域のすべての住民が避難を要する地域でそれぞれ検討する。
- 実際に避難指示等を発令する単位（町丁目ごとや学区ごと等）を基本として、その発令単位の中で、津波による被害が想定される「津波浸水想定区域」から健常者の「避難可能範囲」を除いた地域が少しでも含まれている単位全体を「住民事前避難対象地域」とする。
- 「津波浸水想定区域」から要配慮者の「避難可能範囲」及び住民事前避難対象地域を除いた地域のみが少しでも含まれている単位全体を「高齢者等事前避難対象地域」とする。
- 最初の地震に伴う大津波警報または津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、前節で設定した要配慮者でも避難が可能な地域に対しては避難指示を解除する。
- 高齢者等事前避難対象地域に対しては、高齢者等避難を発令し、要配慮者は避難を継続する。
- 住民事前避難対象地域に対しては、避難指示を発令し、全住民は避難を継続する。
- 避難が必要と判断された地域については、自治会組織や町丁目の境界等、地域の実情に応じた単位で避難指示等の対象地域を適切に選定するものとする。
- なお、健常者や要配慮者の避難可能な地域の検討結果に応じて、地域の実情を踏まえ、避難指示等を発令する単位を適切に細分化することを妨げるものではない。

- これら検討結果と人口分布のデータを組み合わせることで、避難が必要な人口を推計し、避難先の確保を検討する基礎データとする。
- 人口分布のデータについては、昼夜間の分布が異なる場合は、地域の状況に応じて別々に検討することが望ましい。

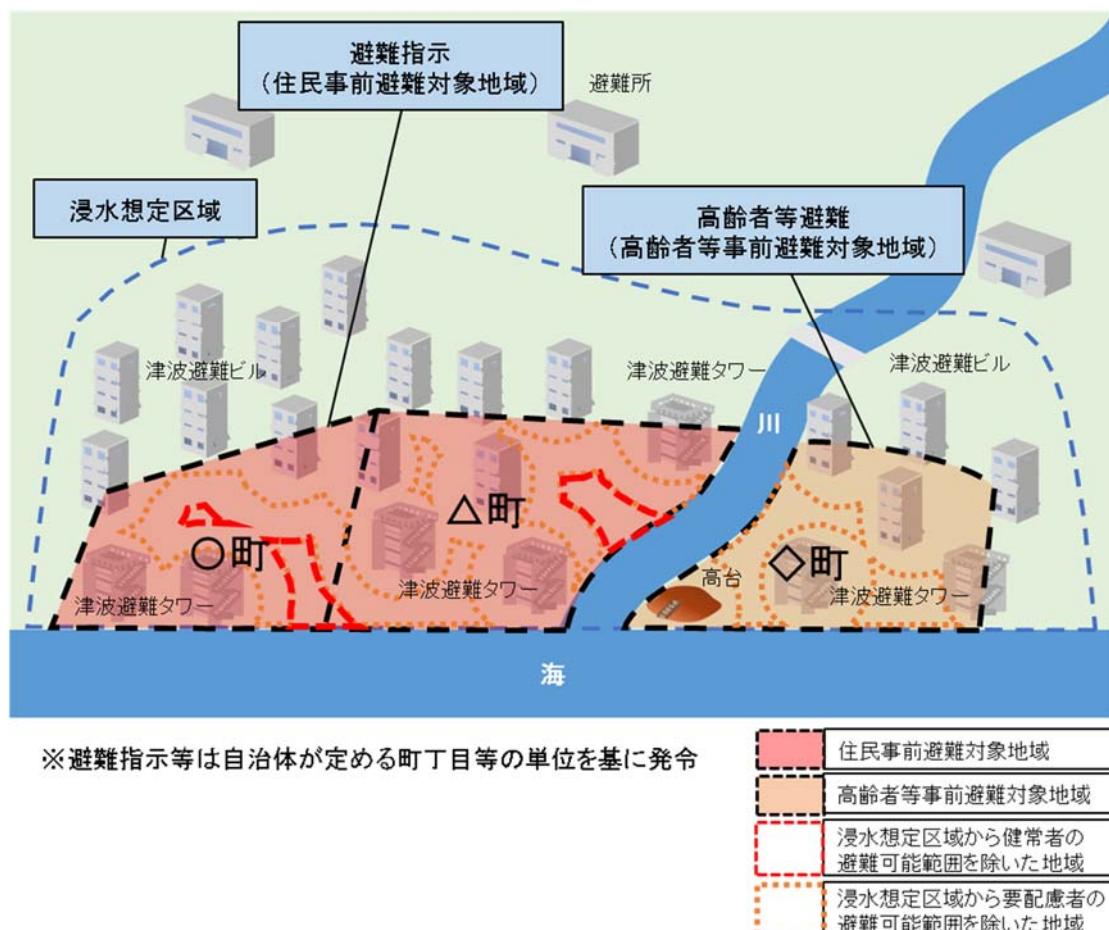


図 34 事前避難対象地域の概念図

#### 第4節 土砂災害に対する防災対応の考え方

- 地震に伴う土砂災害は、発生危険性の高い箇所の特定が困難である
- 地震に伴う土砂災害の不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい

- 地震に伴う土砂災害については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という）に定める土砂災害警戒区域で想定していない緩い斜面等でも発生しており、地震による土砂災害発生の危険性が高い箇所をあらかじめ特定することが困難であることに加えて、移動した土砂により被害がおよぶ範囲の推定が困難など、土砂災害発生のメカニズムが十分解明されていないため、現時点では人的被害発生リスクが高い地域を絞り込むのが困難である。
- 現在の知見では、人的被害の発生リスクが高い地域を絞り込むことが困難で、避難等の対応が必要な箇所は特定できないものの、一方で、土砂災害が生じた場合は身体や生命に著しい被害を及ぼす恐れがあるため、不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい。
- 被害軽減の観点から、地域の実情等に応じて、地域で避難のあり方を検討する場合には、土砂災害発生の危険性が高い箇所をあらかじめ特定することが困難であることを踏まえて、避難対象となるような区域以外が安全だと誤解されないように留意する必要がある。
- 自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、土砂災害防止法に基づき避難確保計画の作成が義務付けられているが、今回の検討における防災対応については地震発生後1週間を基本とした避難を行うもので、豪雨等の避難と期間が異なるため、それを踏まえて、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい。
- この際、避難確保計画を未策定の要配慮者利用施設については、施設管理者に作成を促すことが望ましい。

【参考】土砂災害防止法の概要

土砂災害警戒区域…住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域  
土砂災害特別警戒区域…建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域

**土砂災害警戒区域・特別警戒区域**

**土砂災害警戒区域**

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

**土砂災害特別警戒区域**

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

**警戒区域では**

**警戒避難体制の整備**

土砂災害から生命を守るために、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます。  
【市町村等】



土砂災害ハザードマップの作成・配布  
(茨城県鉾田市)

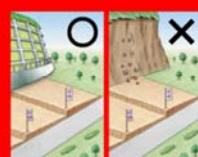


住民による土砂災害ハザードマップ確認状況  
(鹿児島県垂水市)

**特別警戒区域ではさらに**

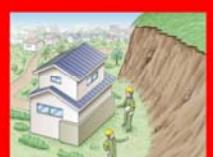
**特定開発行為に対する許可制**

住宅用地分譲や災害時避難者関連施設の建設のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。  
【都道府県】



**建築物の構造規制**

居室を有する建築物は、建築基準法に定められた。作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。  
【都道府県または市町村】



**建築物の移転等の勧告**

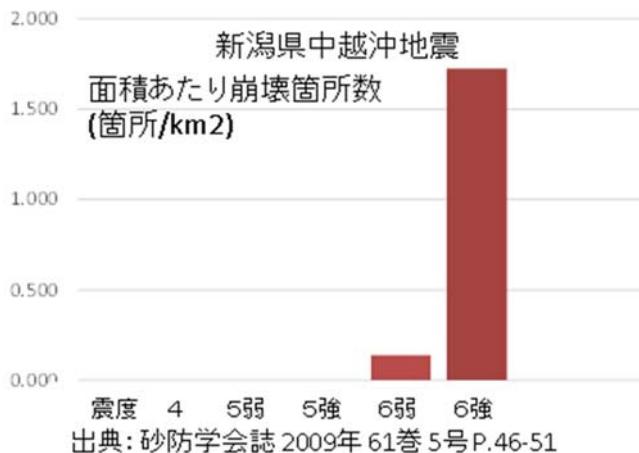
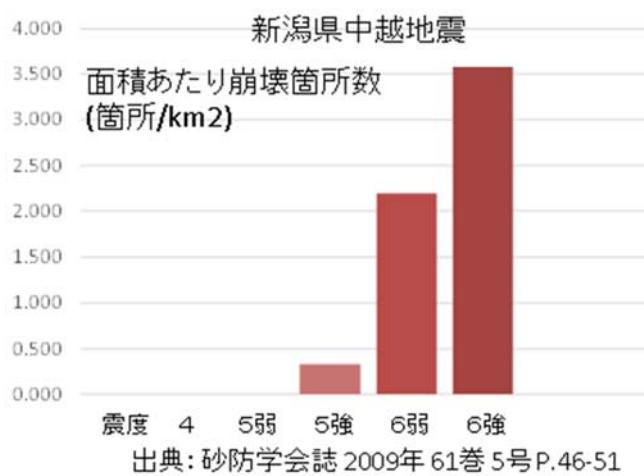
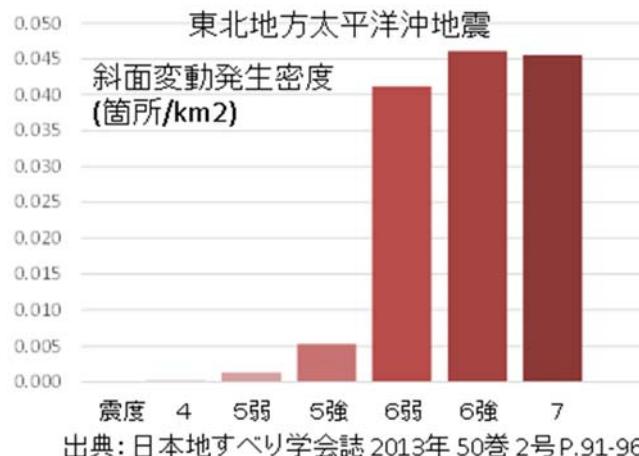
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。移転等については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられます。  
【都道府県】



(国土交通省水管理・国土保全局砂防部HPより)

【参考】震度階級ごとの斜面崩壊等発生密度

- ・地震に伴う土砂災害は、過去の地震における発生状況を震度階級別に見ると、震度6弱以上において発生する可能性が高い傾向となっている。



## 第5節 住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応の考え方

- 住宅については、倒壊を防止するため耐震化を推進することが重要である
- 耐震性の不足する<sup>14</sup>住宅に居住する住民は、避難をあらかじめ検討することが必要である
- 地震火災については、器具の使用控え等によって火災の発生を防止する

- 住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、市町村は住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進することが重要である。
- 現に耐震性の不足する<sup>14</sup>住宅に居住し、不安のある住民は、知人宅や親類宅等への避難をあらかじめ検討する必要がある。
- また、住民等は、普段利用している施設について、地震に対する安全性を把握するよう努め、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、できるだけ安全な行動を選択する必要がある。
- 地震火災については、普段から感震ブレーカーの設置等の事前対策を進めるとともに、最初の地震が発生した際は、後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えること等によって、火災の発生を防止するよう、市町村は住民に呼びかける。
- これを踏まえて、住宅の倒壊、地震火災に対しては、行政として、一律の避難を求める基本としない。

---

<sup>14</sup> 耐震診断により、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるとされる建築物

## 第6節 避難先の確保

- 避難指示等の発令に伴う避難者数等を把握し、市町村が後発地震に備えた避難所を確保する
- 避難所は、1週間を基本とした避難生活が可能な箇所を選定する

- 一般的な水害等の災害事象に対しては、災害の発生要因となる現象の予測が一定程度可能であり、避難の開始から解除までの期間が比較的短期間である。
- 一方、現象が観測された際に最も警戒する期間は第2章第3節に記載のとおり、1週間と定めている。
- このため、避難所の選定においては、1週間（「巨大地震警戒対応」における避難期間）程度の避難生活が可能な施設を指す。
- 市町村は避難指示等の発令に伴う避難者数等を推計し、このうち、知人宅等への避難が困難な住民に対して、後発地震に備えた避難所を確保する。
- 避難所は、津波災害時の指定避難所を基本とし、受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1週間を基本とした避難生活が可能な箇所を選定する。
- なお、実際の震度によっては、施設の耐震対策等の状況に応じて、一定のリスクがあることを住民に説明し、住民とともに避難先を検討することが重要である。

### (1) 避難所の受入れ人数の把握

- 知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市町村が避難所の確保を行う
- 避難所で受入れが必要な人数は、津波避難が必要な地域の人口や自主避難する住民等の人数を推計し、避難方法についての住民の意向も参考に検討する
- 宿泊者等については、あらかじめ関係者と帰宅方法を検討するものとし、必要に応じて、帰宅の困難な見込み人数を加える

- 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対しては、市町村が避難所の確保を行う必要があることから、市町村はあらかじめ避難者数を想定しておく。
- 第3節で整理した津波の避難指示等の対象人数を把握し、加えて可能ならば土砂災害が発生するおそれや耐震性に不安がある等により自主避難することが想定される人数等を見込んで、知人宅や親類宅等への避難が困難な住民等、避難所での受入れが必要な人数を推計しておく。
- 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要になるため、健常者と要配慮者を分けて人数を把握しておく必要がある。
- 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運行している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を受入れ人数に加えておく。

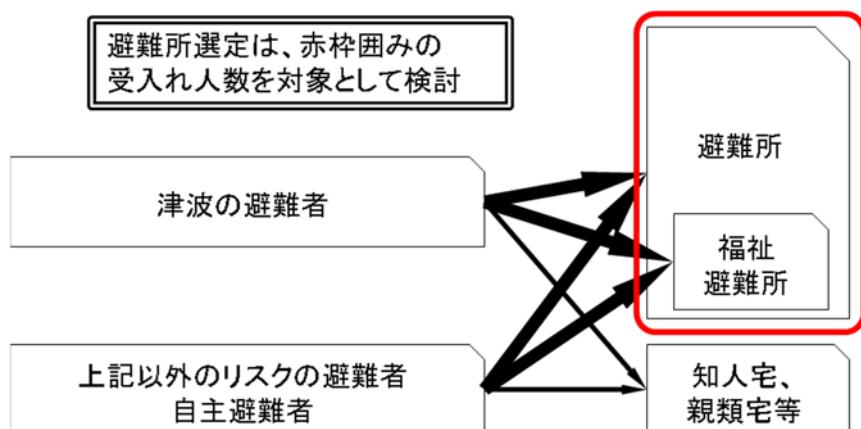


図 35 避難所の受入れ人数の概念

## （2）避難所候補リストの作成

○既存の指定避難所を参考に、要配慮者の受け入れ可否等、避難所の候補リストを作成する

- 避難所は、地方公共団体が定める地域防災計画等既存の計画において整理されている津波災害時の指定避難所を参考に検討する。
- この際、後発地震の発生に伴う津波や土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用する。
- 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理する。
- 避難所候補リストを作成する際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順の検討に必要な情報を整理する。
  - ・ 施設名、住所、面積、収容人数
  - ・ 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）
  - ・ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
  - ・ 非構造部材の落下防止対策の有無
  - ・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
  - ・ 津波浸水想定区域か否か
  - ・ 学校の状況（授業継続または休校）
  - ・ 周辺の避難場所からの移動距離
  - ・ 要配慮者の受け入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
  - ・ 冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況
  - ・ 食料、日用品等の備蓄状況（但し、次節で述べるように避難指示等が発令されていない地域では商店等は通常どおり営業している前提）及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店等の状況

### （3）避難所の選定

○受入れが必要な人数に基づき、避難所リストから実際に利用する施設を選定する

- 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定する。
- その際、いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要がある。

### （4）避難所が不足する場合の対応

○避難所が不足する場合は、避難所として利用できる施設の検討とともに、さらに住民に対して知人宅や親類宅等への避難を促す等の処置を行う

- これまでの検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、市町村内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行う。これら避難先の確保は、突発地震への備えの強化にも資する。
- また、住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者数を精査した上で、避難計画を検討する。
- あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行う。
- その際は、避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮する必要がある。
- 災害の状況等に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討する。なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮する必要がある。

### （5）避難所への移動方法の検討

- 大津波警報または津波警報が津波注意報に切り替わった時点以降、避難場所から避難所への移動を開始することを基本とする
- 避難所への移動手段は徒歩による避難を基本とし、これにより難い場合は車両等による避難を検討する

- 事前避難対象地域では、住民等は最初の地震に伴う大津波警報または津波警報によって指定緊急避難場所へ避難しており、最初の地震発生直後は、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていることから、この場所から1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に備えた避難所へ移動する必要がある。

#### ＜移動のタイミング＞

- 移動開始のタイミングは、津波浸水想定区域内においては、大津波警報または津波警報が津波注意報に切り替わった時点以降、その他の地域においては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時点以降で、安全に避難することができる天候が良いときや、見通しがよい日中など、安全な移動ができる状況を選んで移動を開始することを基本とする。

#### ＜移動の方法＞

- 移動に際しては、自動車による避難を行った場合、対象地域において避難車両が殺到し交通渋滞を招く可能性があり、さらに、徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがあることから、避難方法は徒歩を基本とする。
- ただし、避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地域の居住者や要配慮者等については、地域の実情に応じて車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

#### ＜移動の際の留意点＞

- 移動ルートの検討にあたっては、津波による浸水や、揺れによるがけ崩れ、沿道のブロック塀等の倒壊等に留意する。
- 実際の移動中にも地震が生じるおそれがあることから、安全を確保することに留意が必要である。このため、住民等に対して、移動中もラジオ等で情報収集を行うこと、アクシデント発生時に対処ができるよう単独では避難しないこと等を呼びかける。

## 第7節 避難所の運営

- 避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割を検討する
- 被災後の避難ではないため、必要最低限のものを各自で準備することを基本とする

- 避難所の運営は、避難者が自ら行うことが基本である。
- 1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活を行うことから、避難所を運営していくための環境を整えるため、市町村や地域住民、NPO、ボランティア等の関係団体による運営体制や、それぞれの役割等をあらかじめ検討をしておくことが必要である。
- また、災害が発生した後の避難と異なり、電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、住民事前避難対象地域の外では商業施設等も営業していると想定されることから、自らの必要なものは自ら確保することが重要である。
- 検討に際しては、市町村や住民で避難所を運営していく上で、どのような業務が必要で、それを誰が担うか役割をあらかじめ検討する。
- 備蓄した食料や生活用品等は、後発地震が発生した際に必要となるものであり、加えて上記のような社会状況も踏まえて、非常用持ち出し品等、1週間を基本とした避難に必要なものをあらかじめ各自で準備し、生活の中で不足するものは営業を継続している商店等で各自が購入することを基本とする。
- この際、生活用品や貴重品等の確保のための自宅への一時帰宅にあたっては、前節も参考に帰宅中に地震が発生した場合の安全を自ら確保したうえで実施する。
- なお、多くの住民が避難している地域の防犯・防火等については、地元警察及び地元消防機関と連携する必要がある。その際、後発地震発生時の津波からの避難に十分猶予がある地域については、住民自らの見回りの活用も検討する。

- また、上述のように自助、共助を基本として避難所を運営するためにも、日頃から自主防災組織の育成強化に努め、地域で協力して避難できる体制を構築しておくことが重要である。

## 第5章 住民の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

### 第1節 日頃からの地震への備えの再確認等

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要である
- 地方公共団体は、同情報発表時に、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、家具の固定状況、非常用持ち出し袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動が図られるようにする必要がある。
- また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時に、住民があわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないよう、地方公共団体は、「日頃からの地震への備え」について機会を捉えて周知し、住民に必要な対策の実施を促すことが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、住民は、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要である。
- 具体的には、地震が発生した場合に危険性が高い場所をなるべく避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、より安全な行動を選択することを考える必要がある。
- そのためには、ハザードマップ等を活用した津波・土砂災害等の危険性が高い地域や、ブロック塀等日常通行する道路周辺の危険性等をあらかじめ把握しておくなど、普段からの地震に対して気をつけるという心構えを持つ必要がある。

## 第6章 防災対応の検討及び実施にあたっての配慮事項

### 第1節 住民意見の聴取と関係機関等との連携

- 市町村等の防災対応の検討にあたっては、必要に応じて住民の意見を十分に聴く必要がある
- 地域内の各主体が、調和を図りながら防災対応が実行できるよう、検討の段階から情報共有や協議を行うことが望ましい

- 防災対応の実効性を高めるためには、市町村等が各地域の避難等の防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、避難等に伴い日常生活に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ住民一人一人が考え、理解しておくことが重要である。
- そのため、市町村等の防災対応の検討にあたっては、防災対応の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴く必要がある。
- 市町村等においては、防災部局のみならず、要配慮者や福祉避難所などに関しては福祉部局、道路や水道などに関しては土木部局等、多岐にわたる部局が緊密に連携して対応できるよう、協力、連絡体制をあらかじめ検討しておくことも必要である。
- また、地方公共団体、指定公共機関、企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関連するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を整備・活用することが望ましい。

## 第2節 社会的混乱の防止

○防災対応を実施する際、社会的な混乱が発生しないよう、地方公共団体はあらゆる機会を捉えて、情報が発表された際に取るべき対応を住民に周知することが重要である

- 大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震や津波が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的な混乱が発生しないようにする必要がある。
- このため、地方公共団体は、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるようにすることが重要である。

## 第3節 訓練等の実施と計画の見直し

○地方公共団体は防災訓練を定期的に実施し、情報が発表された場合に取るべき対応を住民に理解してもらうことが重要である  
○訓練の結果得られる反省点等を踏まえ訓練を充実させることや、計画を見直していくことが重要である

- 地方公共団体や企業は、現在実施している地震防災訓練等と併せて、定期的に訓練を実施し、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合に取るべき対応を、住民や従業員に理解してもらうことが重要である。
- その際、国から発信される情報について大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されても、必ず後発地震が起こるものではないこと等、情報の意味を正しく理解するよう周知することも必要である。
- さらに、訓練の結果得られる反省点等を踏まえ継続的に訓練を充実させることや、計画を見直していくことが重要である。

第6章 防災対応の検討及び実施にあたっての配慮事項  
第3節 訓練等の実施と計画の見直し

### III. 企 業 編



## 第7章 企業等の防災対応の基本的な考え方

### 第1節 防災対応の基本的な考え方

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することが望ましい
- 住民事前避難対象地域内での明らかに生命に危険が及ぶ活動等に対しては、それを回避する措置を実施することが必要である

- 今回の防災対応は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）や同情報（巨大地震注意）が発表された場合、それぞれの情報に応じて、後発地震に備えて被害軽減を図るものである。
- 防災対応の検討にあたっては、以下の点について留意が必要である。
  - ✓ 南海トラフ地震発生前に、必ず南海トラフ地震臨時情報が発表されるとは限らないため、これまで通り突発地震に備えることが重要
  - ✓ 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応を実施した場合の日常生活や企業活動への影響とのバランス等を考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方方が重要（第1章第2節参照）
  - ✓ 全体としては、日頃からの地震への備えの再確認等により地震発生に警戒することとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の住民事前避難対象地域内での明らかに生命に危険が及ぶ活動等に対してはそれを回避する措置を実施することが基本

- 突発地震に対しては、地震・津波に対する種々の基準に従い、対策を進めているところであるが、これらの現行の基準を満たす等、安全性が確保されているかどうかについて、自社の防災対策の実施状況を確認し、個々の状況に応じて南海トラフ地震臨時情報が発表された際の適切な措置を実施したうえで、できる限り事業を継続することが望ましい。<sup>15</sup>
- 特にライフラインについては、災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるものであることから、事業継続に必要な措置を実施することが望ましい。
- 企業等の防災対応の基本的な考え方を以下に示す。
  - ・ 大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施
  - ・ 不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施
  - ・ それ以外の企業についても日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる
  - ・ 地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に企業活動が低下しても後発地震が発生した場合にトータルとして事業軽減・早期復旧できる普段以上に警戒する措置を推奨

---

<sup>15</sup> 半割れケースにおける防災対応の基本的な方向性：最初の地震により甚大な被害が生じ、被災地域の人命救助活動等が一定期間継続されることが想定され、後発地震に対して備える必要がある地域は、必要な防災対応をできる限り継続する。また、地域の暮らしの観点や、被災地域への支援の観点からも、住民の日常生活や企業活動等を著しく制限するようなことは望ましくない。

## 第8章 企業等の防災対応の検討

### 第1節 防災対応を検討する手順

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）や同情報（巨大地震注意）が発表された際に取るべき防災対応について、以下の手順に従って検討する（図36）

- ① 南海トラフ地震に関するBCPの確認
- ② 防災対応検討の前提となる諸条件の確認
- ③ 具体的な防災対応の検討

- 地震による被害軽減を図るためにには、突発地震への備えが最重要であり、更なる減災を目指し、大規模地震の発生可能性が平常時より高まったと評価され、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）や同情報（巨大地震注意）が発表された場合の防災対応を検討する。
- 南海トラフ地震臨時情報が発表された際に、発表される情報（巨大地震警戒か巨大地震注意か）に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて、警戒または注意した防災対応を実施する。
- その際に取るべき防災対応をあらかじめ検討しておくためには、地震に対して企業等の施設または業務等の脆弱性（南海トラフ地震の発生により、どのような被害が発生し、企業等の重要業務にどのような影響があるか等）を認識し、それに対して必要な措置を考え、備えておく必要がある。
- そのため、南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し（①南海トラフ地震に関するBCPの確認）、自社の脆弱性をまず把握することが重要である。
- その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）や同情報（巨大地震注意）発表時の社会状況等の諸条件を確認する（②防災対応検討の前提となる諸条件の確認）。

例：南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、自社とは離れた地域を震源とするM8.0以上の南海トラフ地震が発生し、従業員の出社や取引先の企業活動等に一部影響が出る可能性がある。

- ・ 震源域付近の地域にある取引先企業、顧客企業等に甚大な被害が発生
- ・ 震源域は自社から離れているが、自社が位置する地域においても、一部の沿岸域の地区に避難指示等が発令され、その地区内の学校の休校、住民避難が1週間継続し従業員が出社できない状態等

- これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）や同情報（巨大地震注意）発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討する（③具体的な防災対応の検討）。
- 具体的な防災対応を検討するに当たっては、病院や百貨店等の特定事業者は第8章第6節に記載している個別分野の留意事項等も参考に、個々の企業等の業種の違いについて留意する必要がある。

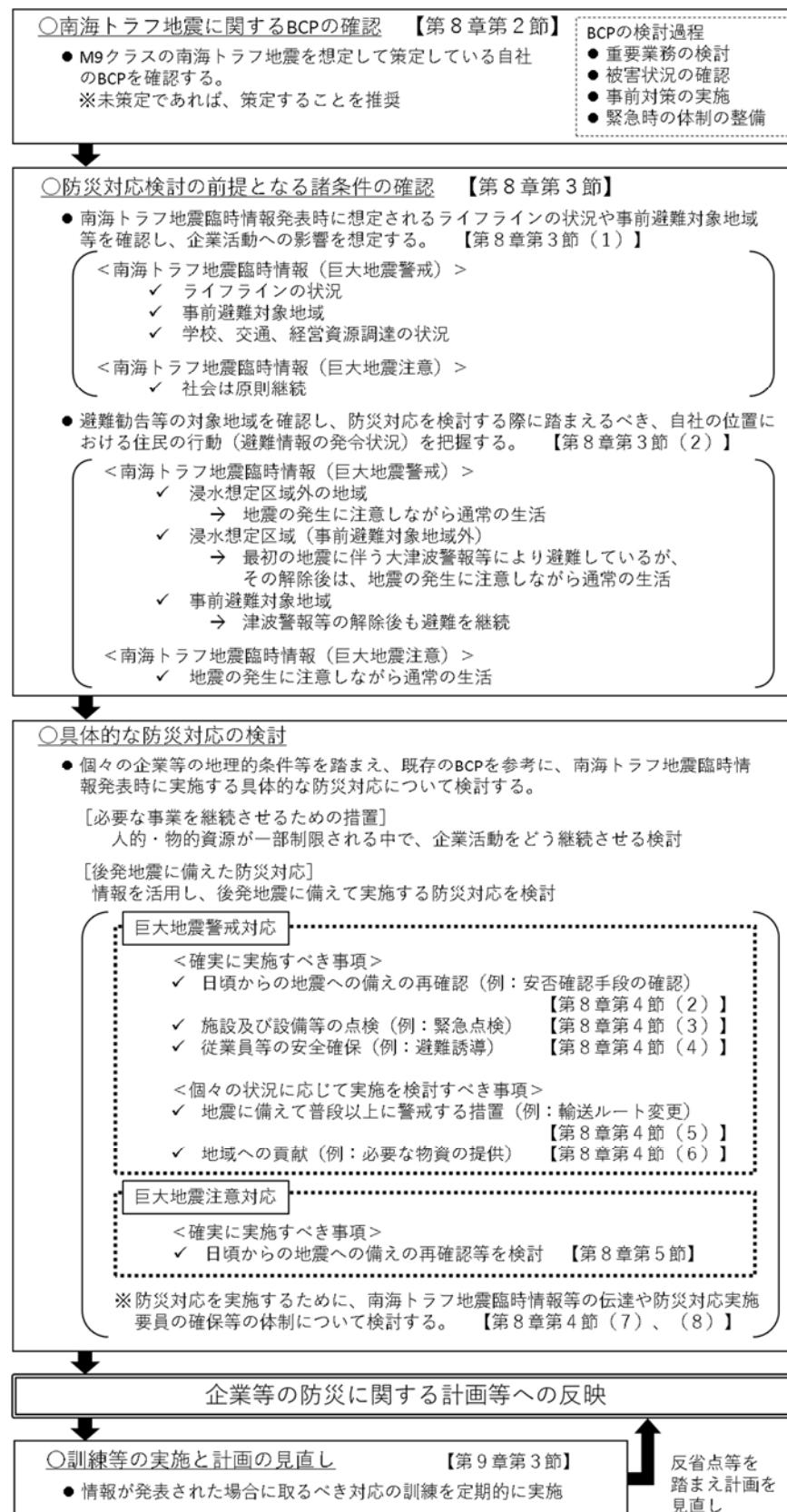


図 36 企業等における防災対応を検討する手順（フロー）

## 第2節 南海トラフ地震に関するBCPの確認

- 南海トラフ地震に関するBCPは、後発地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施する
- BCP未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい

- 事業継続計画 (Business Continuity Plan、BCP) は、不測の事態が発生しても、事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画であり、その計画の検討にあたっては、重要業務の検討、被害状況の確認、事前対策の実施、緊急時の体制の整備等が行われている。
- 今回の防災対応は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）や同情報（巨大地震注意）発表時に、それらの情報を活用して、日頃からの地震への備えの再確認等、後発地震に備えて、警戒または注意した防災対応を取ること等を通じて、人的・物的被害の軽減を図るものである。
- BCPでは、その検討過程において、自社の脆弱性を把握していると想定され、例えば、BCPの検討過程で、地震発生時に生命に危険を及ぼすような事象を整理しておくことは、今回の防災対応において、どのように従業員の安全に配慮するか検討するにあたって、基礎情報となるものである。
- また、既存のBCPの中に、地震発生時の対策を情報発表時に行うことで、後発地震発生時の被害を軽減できる対策があれば、その実施を検討することも有効である。
- そのため、防災対応の検討にあたっては、既存の南海トラフ地震に関するBCPを参考に検討することが有効であり、まず自社のBCPを確認し、自社の脆弱性を把握することが重要である。
- その際、BCPの中で、まだ不十分な対策があれば、その対策を進めることが極めて重要であり、このような取組がいつ発生するか分からぬ突発地震に対する備えにもつながる。

中小企業におけるBCPの策定は進んでいない状況にあるが、中小企業に限らず、BCP未策定の企業等については、事業継続ガイドライン等に基づき、速やかに策定することが必要である。BCP策定等、事前の防災・減災対策を講ずる等の防災力向上を図ることが望ましい。

<BCP策定に関する参考資料>

- ・ 内閣府：事業継続ガイドライン第三版（令和3年4月）  
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/pdf/guideline202104.pdf>
- ・ 中小企業庁：中小企業BCP策定運用指針  
<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>
- ・ 愛知県：中小企業向け事業継続計画（BCP）策定マニュアル  
<http://www.pref.aichi.jp/kinyu/BCP/bcpmodel1.htm>

＜参考＞過去の地震発生時における企業の被害及びその後の対策例

～コラム1～

東日本大震災等過去の大規模地震では基地局への電源供給、通信路断等により被害が大きく、被災エリアの社員や災害機器のみで対応できない状況があったため、その教訓を踏まえた対策

例1	通信拠点ビルに非常用エンジンや燃料タンクを整備することによる電力供給の継続
例2	復旧活動に関連する連携機関への貸出用携帯電話の整備による通信の確保
例3	重要施設等をカバーする基地局の堅牢化による通信の確保

＜参考＞BCPが役に立った事例

～コラム2～

熊本地震においてはBCPが被害軽減や早期事業復旧に役に立ったという事例があった。

例1	全国の他事業所でのこれまでの被災経験から得た教訓を生かし、予想される地震に備えて、設計段階から建物の耐震性の強化を行ったことによる被害の軽減
例2	4月14日の地震（前震）の際に生産設備の稼働を止めていたことによる、4月16日の地震（本震）発生時の致命的な設備損壊の回避
例3	情報通信設備等の充実化による災害時の情報伝達・指示命令系統の確保
例4	情報システムのシンクライアント化※等による災害時の事業継続性の強化（発災後に事務所が立入禁止になっても事務所外で通常業務が行えた） ※ユーザー側のPCでは最小限の処理機能のみを持たせ、ほとんどの処理をサーバー側に集中させる方式
例5	代替拠点の活用による事業継続・生産継続の実施
例6	製品・部品等の調達先の災害時の変更についてあらかじめ計画化しておくことによる災害時の円滑な生産継続体制及びバックアップ体制の確保

### 第3節 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

#### (1) 情報発表時の社会状況の確認

○南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況や避難指示等の発令地域等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定する必要がある

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、被災地域以外では、ライフラインは原則として継続され、多くの地域で地震の発生に注意しながら通常の社会活動が営まれているが、事前避難対象地域には、市町村から、後発地震に備えて1週間を基本とした避難指示等が発令される。
- 防災対応の検討にあたっては、この事前避難対象地域の位置や学校の対応、交通対策について確認し、企業活動への影響を想定する必要がある。影響としては、以下のようないわゆる想定される。
  - ・ 事前避難対象地域に居住している従業員が、避難所等で避難生活を送っていることや、学校の臨時休業や一部の交通機関の停止等により、企業等に出勤可能な従業員が減少する
  - ・ 事前避難対象地域や被災地域に位置する取引先の事業停止等により、必要な経営資源の調達が困難となる。
- 事前避難対象地域の位置等の確認にあたっては、市町村や関係機関が定める計画を参考することとし、計画が検討途上の場合は、市町村や関係機関に相談し、防災対応の検討状況や方向性について確認することが望ましい。
- 仮に市町村や関係機関の各種対応が未決定であれば、例えば、以下のように設定し、当面の暫定的な防災対応を定めることとする。なお、市町村や関係機関の防災対応が定められた時点で、自社の防災対応を見直す必要がある。
  - ・ ライフライン：通常通り
  - ・ 事前避難対象地域：沿岸部に30分以内の津波が到達する市町村の浸水区域全域
  - ・ 学校の防災対応：事前避難対象地域に位置する学校は臨時休業
  - ・ 交通対策：事前避難対象地域内の道路への車両の走行は抑制、鉄道は津波による危険性の回避措置を実施

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時は、学校や交通機関は通常どおり機能し、日常の生活と大きく変わらない状況であることが想定されるが、具体的な対応については、市町村や関係機関が定める計画を確認する必要がある。

## (2) 事前避難対象地域の確認

○個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動（避難情報の発令状況）を把握する

- 防災対応を検討するにあたっては、企業等は、事前避難対象地域を確認する必要がある。当該地域は市町村の避難指示等を発令することになるため、企業等においてもそれを踏まえた対応が必要となる（図37）。

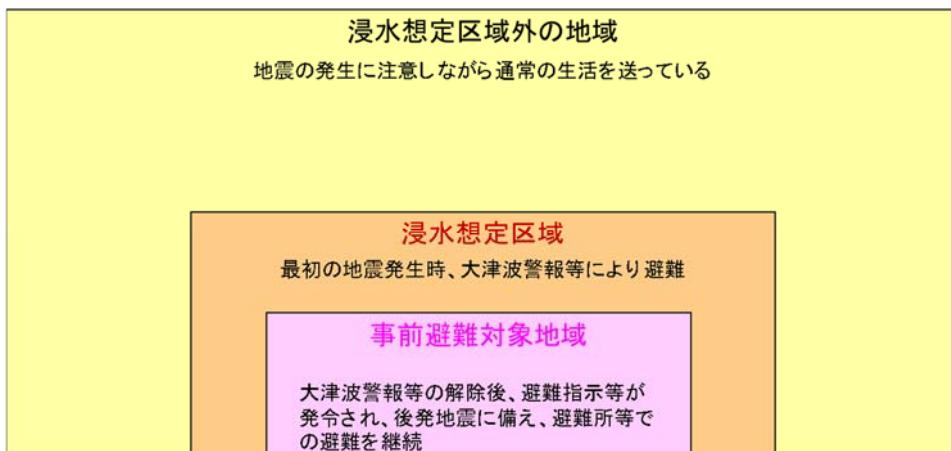


図37 地理的条件による住民の行動の違い

- 事前避難対象地域以外であっても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、以下の状況になることが想定され、企業等はそれを踏まえた防災対応を検討する必要がある。

### <浸水想定区域外の地域>

- ・ 住民等は、地震の発生に注意しながら通常の生活を送っている。

### <浸水想定区域（事前避難対象地域外）>

- ・ 住民等は、最初の地震に伴う大津波警報等により、高台や津波避難タワー等の緊急避難場所へ避難する。概ね半日～1日経過し、大津波警報等が津波注意報に切り替えられた後は、住民等は自宅等に戻り、地震の発生に注意しながら通常の生活を送る。

### <事前避難対象地域>

- ・ 住民等は、最初の地震による大津波警報等により、高台や津波避難タワー等の緊急避難場所へ避難し、概ね半日～1日後、大津波警報等が津波注意報に切り替えられた後も、後発地震に備えて、避難所等での避難を継続する。

- なお、事前避難対象地域には、健常者も含めて地域のすべての住民等の避難を要する地域（住民事前避難対象地域）と要配慮者のみ避難を要する地域（高齢者等事前避難対象地域）に分類され、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、住民事前避難対象地域には避難指示、高齢者等事前避難対象地域には高齢者等避難が市町村から発令される。

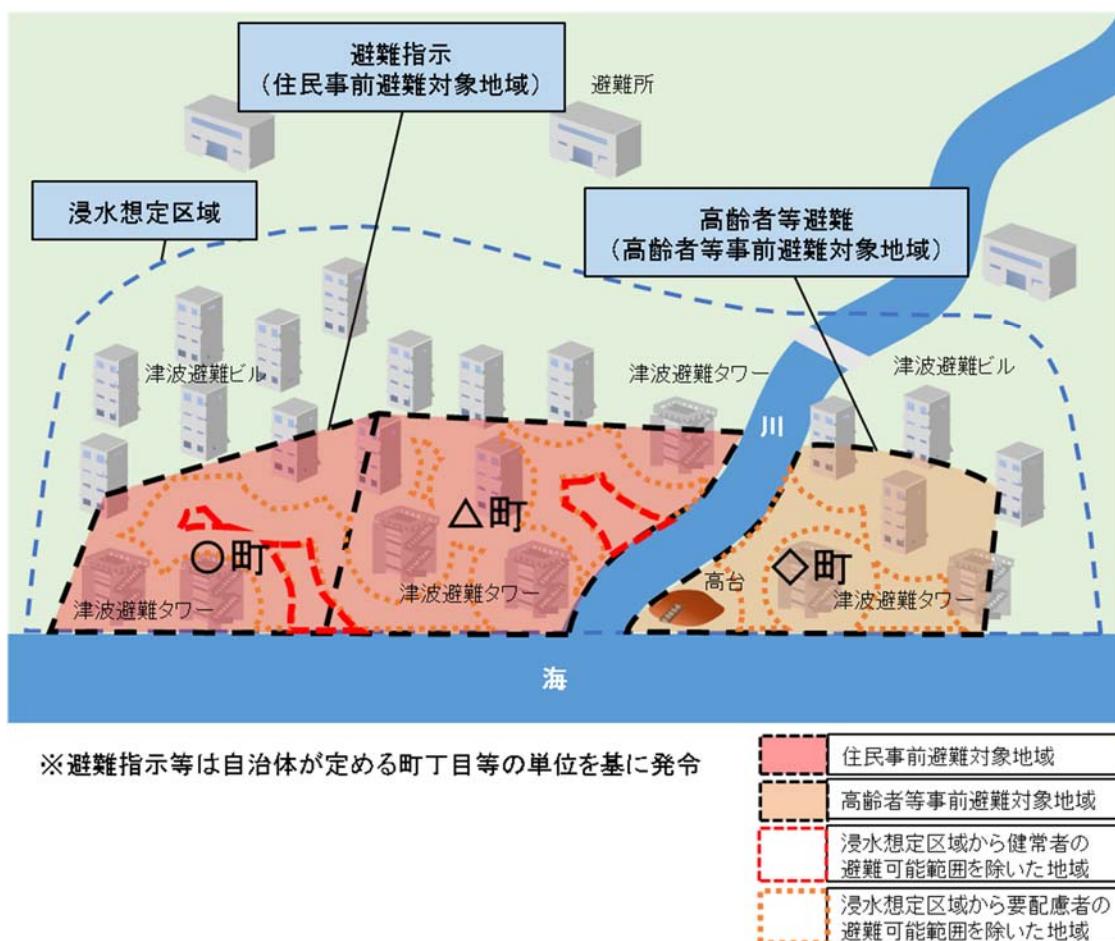


図 38 事前避難対象地域の分類

- 学校や社会福祉施設、病院等の要配慮者が多く利用する施設については、高齢者等事前避難対象地域も含む地域に施設が位置するかどうかを踏まえて適切な防災対応を検討する必要がある。

- ・ 上述のとおり、業種の違いによって留意する地域が異なるが、本ガイドラインでは、統一して事前避難対象地域と記載しており、個々の企業ごとに高齢者等事前避難対象地域も含めた地域についても配慮する必要があるか、適切に判断する必要がある。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時は、最初の地震に伴う津波警報等により避難が必要な一部地域を除き、社会状況として、住民等は、地震の発生に注意しながら通常の生活を送っていることが想定され、企業等においてもその状況を踏まえ安全性に配慮した防災対応を検討する必要がある。

#### 第4節 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

○企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災対応について、第3節で想定した影響を踏まえ、南海トラフ地震が突発的に発生した際のBCPを参考に、必要な事業を継続するための措置を検討するとともに、後発地震に備えた具体的な防災対応について検討する

- 本節は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の具体的な防災対応の検討について記載したものである。具体的な防災対応の流れは図39に示す。

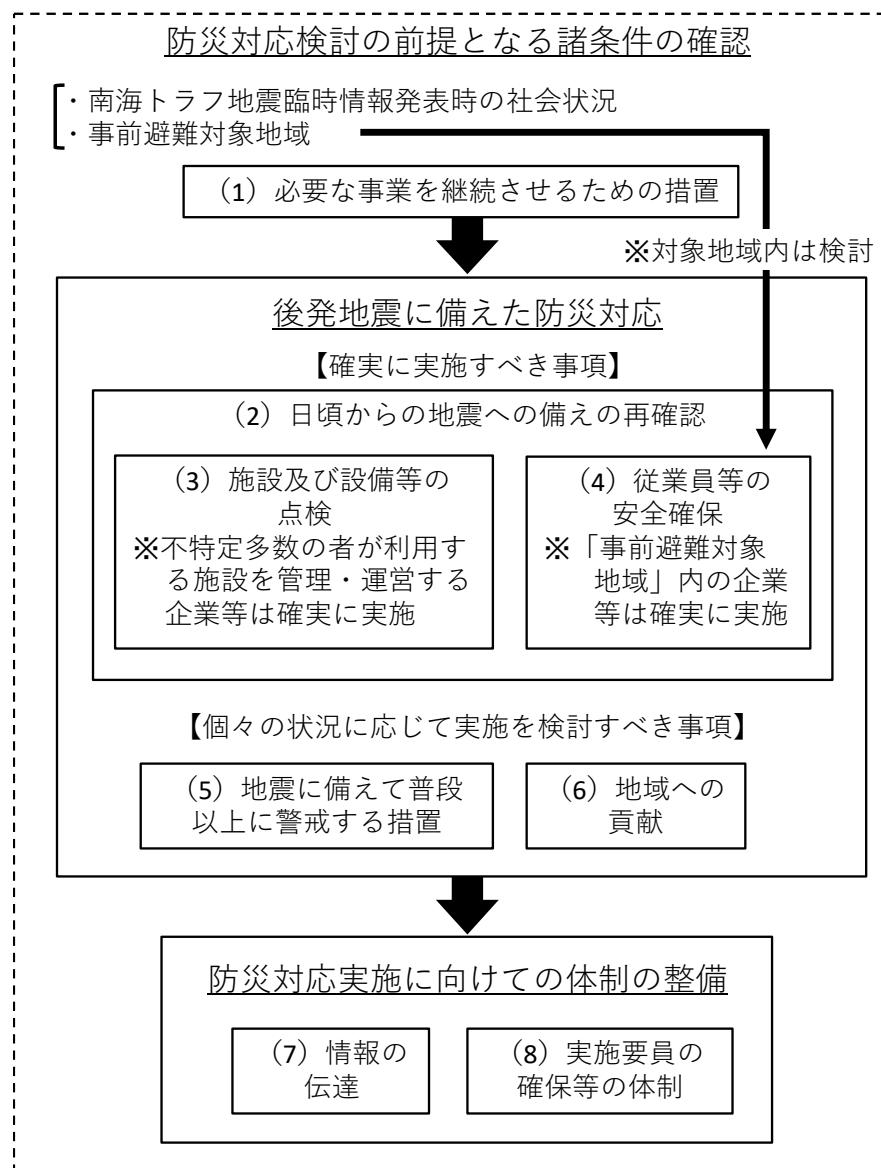


図 39 具体的な防災対応検討の流れ

以下、各項目の概要を示す。

(1) 必要な事業を継続するための措置

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の企業活動への影響を踏まえ、企業活動を効率的に継続するための措置を検討

(2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

- ・ 日頃からの地震への備えの再確認等を実施することで、後発地震に備えて警戒レベルを上げる措置を検討

(3) 施設及び設備等の点検

- ・ 後発地震発生時に被害が生ずるおそれのある施設の倒壊等による被害を防止するため、点検等の緊急で実施する措置を検討

(4) 従業員等の安全確保

- ・ 住民事前避難対象地域内に位置する企業等における明らかに生命に危険が及ぶ活動等の危険回避措置を検討

(5) 地震に備えて普段以上に警戒する措置（個々の状況に応じて実施）

- ・ 後発地震発生に備えて通常より警戒することで、被害軽減・早期復旧ができる措置を検討

(6) 地域への貢献（個々の状況に応じて実施）

- ・ 企業活動の延長として、地域に貢献することができる措置について検討

(7) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達

- ・ 南海トラフ地震臨時情報等が、従業員等に確実に伝達される方法を検討

(8) 南海トラフ地震臨時情報に基づく防災対応実施要員の確保等

- ・ 防災対応の実施に必要な要員をあらかじめ検討

(1) 必要な事業を継続するための措置

○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する

- 第3節で想定した南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の企業活動への影響を踏まえ、情報発表後の1週間を基本とする期間で、企業活動を効率的に継続するための措置について検討する必要がある。

<必要な事業を継続するための措置の例>

- 情報発表時に出社できない可能性のある従業員を把握したうえでの業務に必要な人員の再配置
- 代替となる人員や取引先の確保
- 情報発表後の1週間の企業活動を検討する中で、情報発表時に一部の従業員が出社できない可能性があることや、被災地における関連業務への影響等を踏まえ、場合によっては優先度の高い業務を選択する必要があることについても考慮する。
- 検討にあたっては、自社のBCPにおいて、同様の影響を想定して策定している対応があれば、その対応を参考にすることが望ましい。
- ここで検討した企業活動を前提としつつ、次項以降で示す後発地震に備えた防災対応を検討する必要がある。

(2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

○企業等は、日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を検討する

- 企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておく必要がある。

<日頃からの地震への備えの再確認の例>

- ・ 安否確認手段の確認
  - ・ 什器の固定・落下防止対策の確認
  - ・ 食料や燃料等の備蓄の確認
  - ・ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
  - ・ 発災時の職員の役割分担の確認
- これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての企業等が検討することが望ましい。
  - これらの日頃からの地震への備えの再確認のうち、
    - ・ 不特定多数の者が利用する施設を管理・運営する企業等は確実に実施する必要がある「施設及び設備等の点検」
    - ・ 「住民事前避難対象地域」内企業等が確実に実施する必要がある「従業員等の安全確保」については、次頁以降を参照されたい。

### （3）施設及び設備等の点検

- 地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に稼働しないといけない設備等について点検に関する措置を検討する
- 社会的に及ぼす影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施する

- 地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設や緊急的に稼働しないといけない設備等について、倒壊、破損、出火、動作不良等を防止するため、点検や確認等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に実施する措置を検討する必要がある。

#### ＜施設や設備等の点検の例＞

- ・ 主要生産設備の点検
  - ・ 施設の耐震診断結果に基づく危険箇所の点検
  - ・ 転倒・落下物の危険箇所の点検
  - ・ 緊急用自動車の点検
- 
- これらの措置については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後、速やかに実施するとともに、点検の結果、必要に応じて応急的な補強等の整備を実施することが望ましい。
  - 点検等に従事する者の安全確保について十分配慮するものとし、点検や整備の手順、担当などの実施体制を具体的に検討するものとする。
  - 特に、社会的に及ぼす影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業等については、必要な点検等を確実に実施する。

#### （4）従業員等の安全確保

○住民事前避難対象地域内に位置する企業等における明らかに生命に危険が及ぶ活動等については、それを回避する措置を検討する

- 住民事前避難対象地域については、後発地震発生後の避難では津波に巻き込まれる等の危険性が高いため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、市町村から避難指示が発令され、住民は津波警報解除後も最初の地震発生から1週間避難を継続する。
- 同地域内に位置する企業の従業員や利用者等についても、通常通りの企業活動をした場合に生命に危険が及ぶ場合には、それを回避するため、避難指示に従い避難する等の措置を検討する必要がある。
- ただし、事前避難対象地域内に位置する全ての企業等の事業中止を求めているものではなく、事業継続しながら危険回避措置を取ることができる場合はその措置を推奨するとともに、同地域以外でも明らかに生命に危険が及ぶ場合には必要な検討を行う。

（その他、事前避難対象地域の住民等の避難に関する留意点）

- 事前避難対象地域内に位置する企業等においては、大津波警報等が発表された場合の避難誘導に関する自社の計画を再確認する必要がある。
- 事前避難対象地域内に居住する従業員が、知人宅や親類宅等への避難の継続が難しい場合、当該従業員の避難先について、可能な範囲で、各企業で避難先を確保しておくことが望ましい。
- 市町村の指定緊急避難場所等に指定されている施設を所有する企業等については、大津波警報等で避難してきた住民等を、津波注意報への切り替え後、避難所等へ移動させる方法・手段等について、あらかじめ市町村と調整しておく必要がある。

（5）地震に備えて普段以上に警戒する措置（個々の状況に応じて実施）

○後発地震の発生した場合の被害軽減・早期復旧のため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置をあらかじめ検討することが望ましい

- 地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討する。

<一定期間継続的に実施する警戒措置の例>

- ・ 輸送ルートを津波の危険のある沿岸部から内陸部に変更
  - ・ 利用する港の変更
  - ・ 荷物の平積み措置
  - ・ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化
  - ・ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備
  - ・ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し
  - ・ 津波浸水想定地域から貨物、輸送機器、荷役機器等を移動
  - ・ ヘルメットの携行の徹底
  - ・ 定期的な重要データのバックアップ
  - ・ 速やかに作業中断するための準備
- 
- このうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する（図40）。

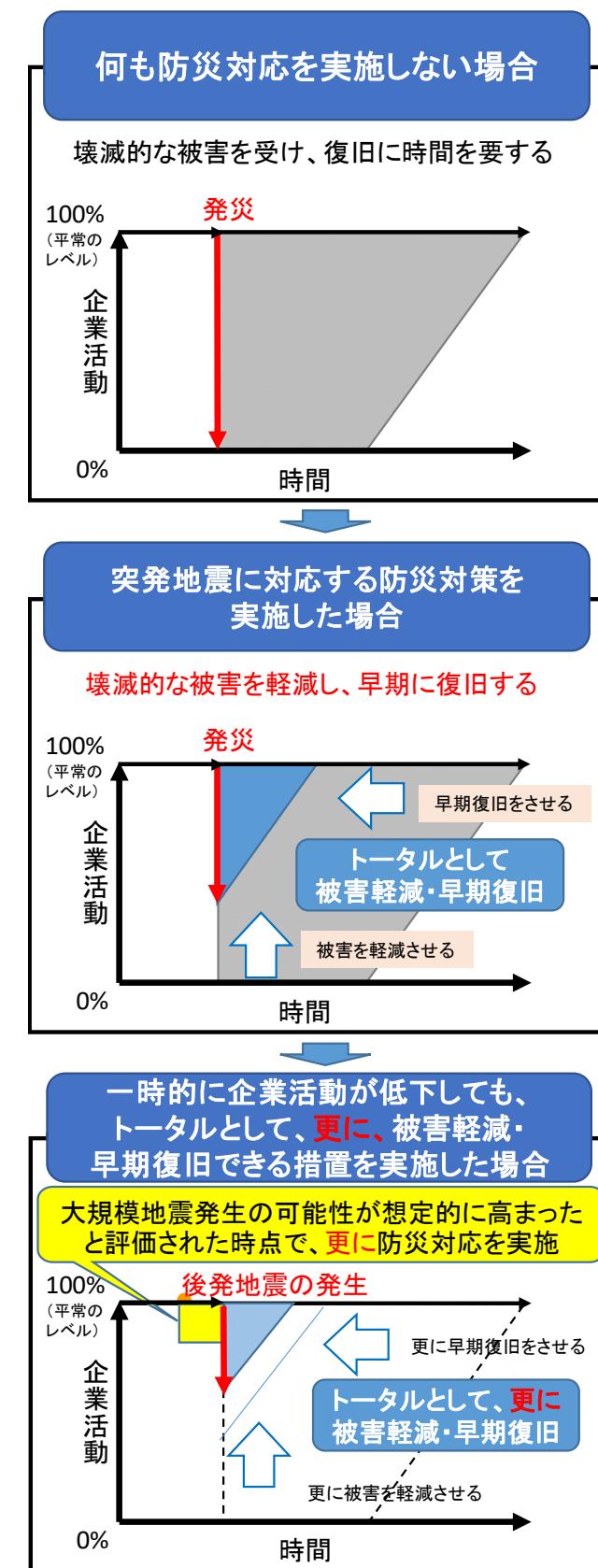


図 40 事前の防災対応による企業活動低下軽減のイメージ

(6) 地域への貢献（個々の状況に応じて実施）

○企業等は、それぞれの企業特性を活かして、後発地震に備えた地域における防災対応に貢献することが望ましい

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施することが望ましい。  
※防災基本計画では「国民の防災活動の環境整備」における項目のひとつとして「企業防災の促進」を掲げ、災害時に企業の果たす役割の一つとして、地域貢献・地域との共生が記載されている。
- それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討することが望ましい。また、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる、防災に係るリーダー的人材の育成について検討することも望ましい。
- 旅館やホテル等の宿泊施設については、事前に市町村と連携して、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、避難の長期化が見込まれる場合や要配慮者がいる場合に、避難先として客室を提供することで、避難者を受入れることのできる体制を検討しておくことが望ましい。

<各業種における地域への考え方される貢献事例>

- ・ 卸売・小売業者については、食料品や衣料品、医薬品等、各種生活必需品の販売・供給を担うことから、住民にとって身近な業種であり、生活必需品等の調達が困難な避難者に対して、必要な物資の提供等の支援を実施することが考えられる。
- ・ 医療・福祉事業者については、避難所等の住民のメンタルヘルスケア、要援護者に対するケア等の支援を実施することが考えられる。
- ・ ある程度の規模を有する製造業者等については、工場や倉庫、社員をはじめ、緊急用物資や資機材を保有していることから、避難先としての敷地の開放や、周辺地域への社員の応援派遣、物資や資機材の供与・貸与等の支援を実施することが考えられる。

(7) 情報の伝達

○南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める

- 防災対応をとるべき旨の通知や南海トラフ地震臨時情報の内容については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める必要がある。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。
- 南海トラフ地震臨時情報の発表を知った時は、テレビ又はインターネット等で具体的な内容を把握するなど、伝達の遅延、誤解がないようにする。また、これらの情報を把握する責任者（及び代理者）を定めておく必要がある。
- また、これらの情報について、責任者、従業員、利用者等に伝達する具体的な経路及び方法を定める必要がある。情報の伝達文をあらかじめ定め、迅速かつ確実に伝達できるようにしておくことが望ましい。
- 防災対応をとるべき旨の通知については、防災対応を実施する従業員等に対して、迅速かつ確実に伝達できるよう検討しておくことが望ましい。

(8) 防災対応実施要員の確保等

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員について検討する
- 各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討する必要がある。
- また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される時間帯（営業時間内、外）ごとに参集人員、参集手段等を考慮して、所要要員を検討する。
- 検討にあたっては、所要要員の不時の欠員に備え代替要員を考慮するものとし、必要に応じて、職員のローテーションについても検討する。特に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時は、事前避難対象地域に居住する従業員は、企業等への出勤ができない可能性があり、それを考慮する必要がある。
- 各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容等を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する。

## 第5節 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

○企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する

- 第4節で想定した南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災対応の検討を参考に、前節の（1）必要な事業を継続させるための措置を実施したうえで、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。
- 南海トラフ地震臨時情報等の伝達や、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に基づく防災対応実施要員の確保に関する措置については、前節の（6）、（7）の内容について留意し、あらかじめ検討しておく必要がある。

## 第6節 個別分野における防災対応の留意事項

本章は、地方公共団体及び指定公共機関、並びに病院、劇場、百貨店及び旅館等の不特定多数の者が利用する施設、並びに石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者等が防災対応を検討するにあたって踏まえるべき、個別に定めておくべき事項及び留意事項を記載したものである。

### ＜南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時＞

項目	計画に記載すべき事項	個別の留意事項
水道	○ 地方公共団体は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、地方公共団体は、必要な飲料水を供給する体制を確保することについて推進計画に明示するものとする。	○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時における貯水の励行について広報する計画を定めることが望ましい。
電気	○ 電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保することについて推進計画に明示するものとする。	○ 原子力事業者は、地震の規模に応じて点検を実施するなど、安全を確保した上で適切な対応をとる。
ガス	○ ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとする。このため、ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保することについて推進計画に明示するものとする。 ○ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を推進計画に明示するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施すべきこと及びその実	○ 地震が発生したとき直ちに供給を停止できる体制の整備及び施設の点検の具体的方法を示すことが望ましい。

項目	計画に記載すべき事項	個別の留意事項
	施体制を明示するものとする。	
通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠である。このため、電気通信事業者は、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置の内容を推進計画に明示するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通信については、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、音声通話サービスを中心に輻輳が発生するおそれがあり、この場合、電気通信事業者による通信輻輳対策が行われる。</li> <li>○ この対策により、緊急通報、災害時優先電話等の重要通信が確保できるものの、他方、被災地内の安否確認等に関する通信に支障が出ることが想定される。</li> <li>○ 電気通信事業者は、当該事態が発生した場合における通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、運用開始の周知方法等の措置の内容を定めることが望ましい。</li> </ul>
放送	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。このため、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとし、その内容を推進計画に明示するものとする。</li> <li>○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平常時における地域住民への南海トラフ地震臨時情報等に関する広報について定めることが望ましい。</li> </ul>

項目	計画に記載すべき事項	個別の留意事項
	<p>表された場合、放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。</p>	
金融対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置としてとるべき内容を推進計画に明示するものとする。</li> <li>○ 国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を推進計画に明示するものとする。国は、この指導方針等において、事前避難対象地域を除く推進地域内の地域住民等の日常生活に極力支障をきたさないよう、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合におけるキャッシュサービス等金融機関に係る営業を継続するよう努めるとともに、営業を継続する店舗等を広く周知し、混乱防止に努める旨、定めるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民事前避難対象地域内において、避難指示が発令された場合、営業を中止する店舗については、地域住民や取引者に対して事前に周知することが望ましい。</li> </ul>
道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都府県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとし、その内容について推進計画に明示するものとする。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民事前避難対象地域については、避難指示が発令された場合、利用者の安全確保のため、車両の走行を抑制するものとし、居住者等に対して事前に周知</li> </ul>

項目	計画に記載すべき事項	個別の留意事項
	<p>る広報等に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとし、その方法について推進計画に明示するものとする。</li> <li>○ 地方公共団体は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、周知方法の内容を定め、推進計画に明示するものとする。</li> </ul>	<p>を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における緊急点検、巡回の実施箇所、このための実施体制を明示することが望ましい。</li> </ul>
海上及び航空	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国は、津波による危険が予想される地域に係る港湾及び海上における交通の対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、推進計画に明示するものとする。</li> <li>○ 国、地方公共団体等は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、地域別に推進計画に明示するものとする。この場合においては、後発地震の発生に備えた海上輸送路の確保についても考慮するものとする。</li> <li>○ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、推進計画に明示するものとする。</li> <li>○ 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意するものとし、推進計画に明示するものとする。また、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うことについて推進計画に明示するものとする。後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについては、その趣旨及び事前に必要な体制整備をすることについて推進計画に明示するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民事前避難対象地域については、避難指示が発令された場合、利用者等の安全確保のため、関連施設の利用制限等の適切な対応をとる。</li> <li>○ 空港管理者は、利用者への適切な情報提供に努めることが望ましい。</li> </ul>
鉄道事業 その他一般旅客運送に関するす	<p>ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の旅客等への伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業は広域的な地域間連携や地域交通の維持等重要な役割</li> </ul>

項目	計画に記載すべき事項	個別の留意事項
る事業を運営する者	<p>時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を明示するものとする。ただし、発着場等の施設のみならず運行中の列車、船舶、バス等に対する伝達方法について対策計画に明示するものとする。</p> <p>イ 運行等に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道事業者、軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応について推進計画に明示するものとする。津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。なお、鉄道事業者、軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</li> <li>○ 一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業については、海上交通の規制又は港湾施設の使用制限がなされた場合及び津波による危険が予想される場合においては、発航の中止、目的港の変更等の運行中止、旅客の下船、船舶の安全な海域への退避等の措置を講ずるものとし、その具体的な実施要領を定め、その内容を対策計画に明示するものとする。</li> <li>○ 一般乗合旅客自動車運送事業については、走行路線に住民事前避難対象地域がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を対策計画に明示するものとする。</li> </ul> <p>ウ イの結果生ずる滞留旅客等に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村以外の計画主体で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村</li> </ul>	<p>を担っているため、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応をとるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民事前避難対象地域については、避難指示が発令された場合、旅客等の安全確保のため、津波による危険性の回避措置を確実に実施する。</li> <li>○ 住民事前避難対象地域内において、避難指示が発令された場合の運行規制等の情報については、地域住民等に対して事前に周知することが望ましい。</li> </ul>

項目	計画に記載すべき事項	個別の留意事項
	が実施する活動との連携体制等の措置を推進計画に明示するものとする。	
病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院や百貨店等については、原則として営業を継続するものとする。その際、個々の施設が耐震性・耐浪性を有する等安全性に配慮するものとする。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、顧客等に対し、当該南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法を対策計画に明示するものとする。</li> <li>○ 当該施設が住民事前避難対象地域内にあるときは、退避後の顧客等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者又は安全確保のための措置を対策計画に明示するものとする。</li> <li>○ 病院においては、患者等の保護等の方法については、個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮して、その内容を対策計画に明示するものとする。</li> </ul>	<p>【病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前避難対象地域に位置する病院は、避難指示等が発令された場合、患者等の安全確保のため、病院外での生活が可能な入院患者の引き渡しや、入院患者の転院の準備について検討する。</li> <li>○ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、土砂災害防止法に基づき作成している避難確保計画等を参考に入居者の安全確保を検討する事が望ましい。</li> </ul> <p>【劇場、百貨店、旅館等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民事前避難対象地域に位置する劇場、百貨店、旅館等は、避難指示が発令された場合、顧客等の安全確保のための適切な対応をとる。</li> <li>○ 大規模施設においては、施設の全エリアに南海トラフ地震臨時情報等が正確に伝わるよう伝達方法等を考慮することが望ましい。</li> <li>○ 避難地や津波危険予想地域等の位置、交通の規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前</li> </ul>

項目	計画に記載すべき事項	個別の留意事項
		<p>に十分検討することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平常時から、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を掲示板等で周知しておくことが望ましい。</li> </ul>
石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、必要な緊急点検、巡回の実施、充填作業、移し替え作業等の停止その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、その内容を定め、対策計画に明示するものとする。</li> <li>○ この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、関係法令等に基づき社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全確保を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。</li> <li>○ 後発地震による津波の発生に備えて、施設内部における自衛消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を対策計画に明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の地域住民等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民事前避難対象地域に位置する石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設は避難指示が発令された場合、顧客や地域住民等の安全確保のための適切な対応をとる。</li> </ul>
学校、社会福祉施設を管理・運営する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼稚園、小・中学校等にあっては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前避難対象地域に位置する学校は、避難指示等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応をとる。</li> </ul>

項目	計画に記載すべき事項	個別の留意事項
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会福祉施設においては、情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性・耐浪性を十分考慮してその内容を定め、対策計画に具体的に明示するものとする。</li> <li>○ 学校、社会福祉施設が事前避難対象地域内にあるときは、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を対策計画に具体的に明示するものとする。この場合において、要配慮者等の避難誘導について配慮するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前避難対象地域に位置する社会福祉施設は、避難指示等が発令された場合、施設外での生活が可能な入居者の引き渡しなど、利用者の安全確保のため、緊急的に必要な措置を検討する。</li> <li>○ 地域住民等の避難場所となる施設については、児童生徒等が利用する部分と地域住民が利用する部分を市町村との協議に応じて明確にすることが望ましい。</li> <li>○ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、土砂災害防止法に基づき作成している避難確保計画等を参考に入居者の安全確保を検討する事が望ましい。</li> </ul>
その他の施設又は事業関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉱山については、構内作業員に対する南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達の方法及び伝達後の退避等の行動について、具体的な実施内容を対策計画に明示するものとする。また、集積場等で保安上応急の措置を講ずる必要が認められるものについては、その具体的な措置を対策計画に明示するものとする。</li> <li>○ 貯木場については、貯木に対する流出防止措置を対策計画に具体的に明示するものとする。</li> <li>○ この場合において、応急措置の作業員の避難等安全措置に配慮するものとする。</li> <li>○ 危険動物を公衆の観覧に供する事業（敷地規模が1万平方メートル以上のものに限る。）については、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民事前避難対象地域に位置するその他の施設は、避難指示が発令された場合、利用者等の安全確保のための適切な対応をとる。 【鉱山】</li> <li>○ 捨石堆積場及び埋立場の監視及び危険時の地域住民への伝達措置を定めることが望ましい。</li> <li>○ 災害が発生した場合の応急措置のための資機材、</li> </ul>

項目	計画に記載すべき事項	個別の留意事項
	<p>当該事業の用に供する敷地出入する観客に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達の方法及び観客の退避等とるべき措置について、具体的な実施内容を対策計画に明示するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置の実施等に関する事項について、具体的に対策計画に明示するものとする。</li> <li>○ 工場等で勤務人員が千人以上のものについては、当該工場等に勤務し又は出入する者に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達方法及びこれらの者の安全確保のための措置について、対策計画に明示するものとする。</li> <li>○ この場合において、当該工場等の置かれている位置、周囲の状況、退避ルート等を勘案して防災要員を除く従業員等の工場からの退避、帰宅等の行動計画を明示するものとする。</li> </ul>	<p>その他の準備について定めることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 採鉱跡、その他地域に対し危険を及ぼすおそれのある施設等についての事前点検及び保安対策の実施について定めることが望ましい。</li> </ul> <p>【貯木場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報伝達体制は、作業位置による伝達漏れのないように定めることが望ましい。</li> <li>○ 地震発生後の応急措置の準備(木材の海面への流出時における情報の収集連絡体制、流出物の除去作業体制)について定めことが望ましい。</li> </ul> <p>【動物園】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物の動物舎への緊急収容の方法、動物の捕獲、射殺、動物舎の監視体制等の措置を定めることが望ましい。</li> <li>○ 施設、設備等の点検や安全対策を具体的に定めることが望ましい。</li> </ul> <p>【大規模工場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設が避難場所として利用できる場合は、地域住民に提供するよう努めることが望ましい。</li> </ul>
計画主体 が自ら管	○ 国、地方公共団体等は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において講ず	

項目	計画に記載すべき事項	個別の留意事項
理又は運営する道路、河川その他の施設に関する対策	<p>る道路管理上の措置について推進計画に明示するものとする。この場合において、国、地方公共団体等は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国、地方公共団体等は、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、それらの情報に応じた水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置について推進計画に明示するものとする。この場合において、国、地方公共団体等は、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置を講ずるものとする。</li> <li>○ 地方公共団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、地方公共団体は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピューター・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制について推進計画に明示するものとする。</li> <li>○ 地方公共団体は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、動物園等特殊施設について、後発地震の発生後の危険防止の観点から所要の措置を講ずることとし、その具体的な内容、実施方法等について推進計画に明示するものとする。</li> <li>○ 各計画主体は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡回の実施必要箇所及び実施体制を推進計画に明示するものとする。この場合において、各計画主体は、従業員の安全確保に配慮するものとする。</li> <li>○ 各計画主体は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築</li> </ul>	

項目	計画に記載すべき事項	個別の留意事項
	物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針を推進計画に明示するものとする。	

## 第9章 防災対応の検討及び実施にあたっての配慮事項

### 第1節 関係機関との連携の必要性

○地域内の各主体が、調和を図りながら防災対応が実行できるよう、検討の段階から情報共有や協議を行うことが望ましい

- 防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員一人一人が考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。
- 地方公共団体、指定公共機関、企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関連するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用することが望ましい。
- 特に日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知することが重要である。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておくことが望ましい。

## 第2節 社会的混乱の防止

○社会的混乱が発生しないよう、自社の防災対応について、地域住民や利用者等に周知しておくことが重要である

- 大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、社会的な混乱が発生しないようにする必要がある。
- このため、企業等は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に取るべき対応について周知に努め、実際に防災対応をとる際に、従業員や利用者等が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を適切に実施することが重要である。
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断の実施が義務付けられている建築物を管理する企業等については、利用者が事前に耐震診断結果を確認し、リスクを認識しておくことができるよう、必要に応じて、耐震診断結果を公表している所管行政庁のHPを案内する等、企業等が自ら利用者に対して耐震診断結果について周知することが望ましい。
- 広報の方法としては、テレビ、ラジオ、新聞、チラシ、ポスター、インターネット等のほか、地域の実情に応じた方法をとることとし、その方法を検討する。また、業界全体として協調した広報を行うような配慮も必要である。

### 第3節 訓練等の実施と計画の見直し

- 企業等は、計画に基づいた防災対応が円滑に実施できるよう、防災訓練を定期的に実施しておく必要がある
- 訓練の結果得られる反省点等を踏まえ訓練を充実させることや、計画を見直していくことが重要である

- 企業等は、現在実施している地震防災訓練等と併せて、定期的に訓練を実施し、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に取るべき対応を、従業員等に理解してもらうことが重要である。
- 南海トラフ地震臨時情報を活かした的確な防災対応が実施できるよう、従業員（必要に応じて利用者等）に対して、その果たすべき役割等に応じた地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等を検討するものとする。
- 教育内容は、南海トラフ地震に伴い想定される地震動や津波に関する知識、南海トラフ地震臨時情報の内容、情報発表時に取るべき具体的な防災対応等を含むものとする。
- 国から発信される情報について大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価されても、必ず後発地震が起こるものではないこと等、情報の意味を正しく理解するよう周知することも必要である。
- 訓練の結果得られる反省点等を踏まえ訓練を充実させることや、計画を見直していくことが重要である。
- また、企業等は地方公共団体や防災関係機関の実施する防災訓練への参加に努めるよう留意する。

# 參考資料

## 地震への備えの再確認や取るべき行動のチェックリスト

### （住民編）

#### 迅速な避難体制・準備

- 地域のハザードマップで地震、津波、土砂災害等どのような危険が想定されるかを確認する
- 安全な避難場所・避難経路等を確認する
- 家族との連絡手段を決めておく
- 非常持出品（食料、水、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ等）を、就寝時でもすぐに持ち出せるように準備する
- すぐに逃げれる服装で就寝する
- 出入口に避難の支障となる物を置かない
- 耐震性が低い建物や、土砂崩れや津波浸水のおそれがあるところには、できるだけ近づかない
- 倒壊危険性のあるブロック塀等には近づかない
- 屋内のできるだけ安全な場所、安全な部屋で生活する
- がけ崩れのおそれがある地域では、がけに近い居室で寝るのを控える
- 津波、土砂災害等のリスクが高いところでは、不安がある場合に避難できる安全な知人宅、親類宅等を検討する

#### 家具類の転倒及びガラス飛散防止対策など室内の対策

- 窓ガラスの飛散防止対策をする
- タンス類・本棚の転倒防止対策をする
- キャスター付きの収納、ベッド等を固定する
- テーブル・椅子のすべり防止対策をする
- テレビをテレビ台に固定し、テレビ台のすべり防止対策をする
- 食器棚の転倒・ガラス扉の飛散・引き出しの飛びだし防止対策をする
- 冷蔵庫の転倒防止対策をする
- 電子レンジの落下・すべり防止対策をする
- ベッド頭上に物を置かない
- 高い場所に物を置かない

### 出火や延焼の防止対策

- 火災警報器の電池切れがないことを確認する
- 不要な電気機器等の使用を控え、コンセントのプラグを抜く
- コンロやストーブの周囲に燃えやすい物を置かない
- 消火器を取り出しやすい場所に置く
- プロパンガスのボンベを転倒しないよう固定する
- 漏電遮断機や感震ブレーカー等を設置する

### 地震発生後の避難生活の備え

- 水や食料の備蓄を多めに確保する
- 簡易トイレを用意する
- 携帯ラジオや携帯電話の予備バッテリー等を準備する

## 地震への備えの再確認や取るべき行動のチェックリスト

### （企業編）

#### 身の安全確保と迅速な避難体制・準備

- 地域のハザードマップを確認する
- 建物の耐震診断を行う
- 従業員等に耐震性の低い建物には近寄らないよう周知する
- 耐震性が低い建物を利用している場合は、代替拠点に機能を移す
- 安全な避難場所・避難経路等を確認するとともに従業員や顧客の避難誘導ルールを策定する
- 従業員の安否確認手段を決める
- 出入口に避難の支障となる物を置かない
- 防災訓練（避難訓練、火災消火等）を実施する
- 土砂崩れや津波浸水のおそれがある場所での作業を控える

#### 施設・設備などの安全対策

- 重要設備の地震時作動装置の点検を実施する
- 機械・設備・PC等の転倒・すべり防止対策をする
- 机・椅子のすべり防止対策をする
- 窓ガラスの飛散防止対策をする
- 高い場所に危険な物を置かない
- 文書を含む重要な情報をバックアップし、発災時に同時に被災しない場所に保存しておく

### 発災後のための備え

- 非常用発電設備の準備及び燃料貯蔵状況を確認する
- 早期復旧に必要な資機材の場所を確認する
- 事業継続に必要な調達品の確保を実施する（製品や原材料の在庫量見直し等）
- 水や食料等の備蓄品の場所と在庫の有無を確認する
- 企業・組織の中核機能を維持するための、緊急参集や迅速な意思決定を行える体制や指揮命令系統を確保する
- 発災後の通信手段、電力等の必要な代替設備を確保する
- 取引先、顧客、従業員、株主、地域住民、政府・地方公共団体などへの情報発信や情報共有を行うための体制の整備、連絡先情報の保持、情報発信手段を確保する
- 災害時の初動対応や二次災害の防止など、各担当業務、部署や班ごとの責任者、要員配置、役割分担・責任、体制などを確認する
- 津波浸水が予想される海沿いの道路利用を避け、輸送に必要な代替ルートを検討する

## 津波に対する避難検討の参考

### ①津波到達時間の設定

【参考】水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）平成28年4月

#### 海岸線への津波到達時間〔津波〕

津波に係る水害ハザードマップには、地震発生から津波が海岸に到達するまでの時間を記載するものとする。

#### ＜津波＞

津波は洪水・高潮と比べて十分な避難時間の確保が難しいことから、地震発生から津波が沿岸に到達するまでの時間がどの程度あるのかという情報は避難行動において重要な情報である。このため、海岸堤防等より海側にいる漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸にいるレジャー目的の滞在者等の避難を想定して、津波到達時間（海岸線における地震発生から津波による水位変化（±20～30cm）が生じるまでの時間）等を津波ハザードマップに記載することが望ましい。ただし、これらの時間はあくまで推測値であり、津波の発生のおそれがある場合には、速やかに避難行動を取ることが必要であることを記載することが必要である。具体的な記載方法としては、地図上に地域海岸単位又は代表地点ごとに到達時間を表示する方法や、同じ時間に津波が到達する地点を結んだ曲線（コンター）で表示する方法などがある

## ②避難開始までに必要な時間の設定

【参考】津波防災まちづくりの計画策定にかかる指針（国土交通省都市局都市安全課・街路交通施設課）平成25年6月

### 津波避難対策検討自治体における設定値の例

北海道 5分

避難開始時間は、大きな揺れが収まって、準備時間も含めると、地震発生後5分後に避難を開始できると設定。

八戸市(青森県) 2分

青森県は避難開始時間を避難準備時間として、2分と想定している。また、津波到達予想時間は、津波到達前に水位に変化が発生する時間を津波影響開始時間とし、津波到達予想時間としても想定。

千葉県(太平洋沿岸) 2分

気象庁の津波警報等の発表は、地震発生後3分程度を目標としているが、大きな揺れやゆったりとした長い揺れを感じたら自発的に避難するものと考え、地震発生2分後には避難を開始するものと想定。

静岡県静岡市 100秒

津波到達予想時間が短いため、避難開始時間は設定せず、「5分・500m」避難という目標を設定。ただし本調査検討例では、強震動継続時間の1分程度が経過した後、避難を開始できると設定。

高知県安芸市 10分

避難開始時間は、地震発生時の混乱や要援護者への対応、高台への移動なども考慮して10分を目安と設定。

島根県浜田市 2～5分

一般的に、地震発生から2～5分後には避難を開始できるものと想定。なお、津波到達予想時間が早い地域は、避難訓練等により避難開始までの時間短縮を図る必要がある。

### ③避難距離の設定

【参考】津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について（国土交通省都市局街路交通施設課）平成25年4月

- ・ 徒歩での避難における実測の避難距離は423mであるが、直線距離282mに対して1.50倍と長い。
- ・ 各地区の避難の経路をみると、避難場所への経路が直線的ではないことがわかる。
- ・ これらのことから、避難場所から直線半径で避難可能な地域を算出する場合は実測の避難距離と直線距離の違いを考慮する必要があり、避難施設への直線距離だけでなく、実際の避難距離を短くする配慮が重要であると考えられる。

#### ④避難の移動速度の設定

【参考】津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について（国土交通省都市局街路交通施設課）平成25年4月

- ・ 平成23年度東日本大震災の津波被災現況調査の一環として実施した「津波からの避難実態調査」における避難速度は移動の状況により1.66～2.59km/hとなっており、個別で見ると、徒步（全体）2.24km/h（=0.62m/s）、徒步（一人での単独避難）で2.49km/h（=0.69m/s）、徒步（歩行困難な同行者がいる場合）で1.88km/h（=0.52m/s）である
- ・ また、年齢別の歩行速度で見ると、健常者（20歳～50歳代の平均速度として）で2.69km/h（=0.75m/s）、高齢者等（乳幼児や高齢者など歩行者速度が遅い同行者がいた場合の速度として）で1.66km/h（=0.46m/s）である。

【参考】津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）（国土交通省都市局街路交通施設課）平成25年6月

##### 平地

- ・ 健常者

一般の人 1.0m/s

自力のみで行動出来にくい人（位置、経路等になれていない人） 1.0m/s

- ・ 健常者に比べ、歩行に時間がかかることが予想される人

老人単独歩行 1.3m/s（平均）

1.1m/s

0.9m/s（平均値） 0.4m/s（最低値）

歩行困難、身体障害者、乳幼児、重病人等 0.5m/s

子供を連れた人 1.0m/s（平均値） 0.47m/s（最低値）

患者 0.91m/s（平均値） 0.17m/s（最低値）

足の不自由な人 0.84m/s（平均値） 0.66m/s（最低値）

自力のみで行動出来にくい人（重病人、障害者等） 0.8m/s

身障者等の歩行速度（急いで） C1：1.2m/s C2：0.44m/s

- ・ 車いす、ベビーカー等を使っている人

障害者の歩行速度（車いす利用者） 0.91m/s（平均）

ベビーカーを押している人（自由歩行速度） 0.9m/s

1.07m/s（平均値） 0.71m/s（最低値）

##### 階段昇降速度

- ・ 健常者

自力のみで行動出来にくい人（位置、経路等になれていない人） 0.5m/s

- ・ 健常者に比べ、歩行に時間がかかることが予想される人

老人 0.21m/s  
0.42～0.61m/s  
自力のみで行動出来にくい人（重病人、障害者等） 0.4m/s  
子ども連れ 0.56m/s  
区分無し 0.49～0.79m/s（け上げの高さによって異なる）

#### 群衆

群衆歩行 1.1～1.2m/s が限界  
ポテンシャルモデルにより、避難速度が変わる

#### 障害物

塀の倒壊、瓦の落下など 通常の50%  
上り坂 通常の45%

- ・北海道南西沖地震による津波時の事例（浸水していない地域）

#### 年齢別

20～29 歳 0.87m/s  
30～39 歳 1.47m/s  
40～49 歳 1.03m/s  
50～59 歳 0.68m/s  
60 歳～ 0.58m/s

【参考】呂ほか「個別避難支援に基づく津波防災 その2 南あわじ市阿万中西地区における避難訓練時の歩行速度」（日本建築学会大会学術講演梗概集（近畿））2014年9月

- ・避難訓練における実測として、健常者の階段での平均速度は0.488m/s、平地では1.042m/s

【参考】南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定の公表について（内閣府）

平成24年8月29日発表

- ・夜間の場合には、（中略）避難速度も昼間の80%に低下するものとする。※

（※）夜間における避難速度の低下の考慮（中央防災会議の被害想定時の設定の考え方）

東北地方太平洋沖地震は昼間の発生であったが、夜間発災の場合にはより避難が遅れることが想定される。「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について」（国土交通省、平成24年4月）によれば、東日本大震災の沿岸被災地における徒歩での避難速度は2.65km/hであり、これまでの目安(3.60km/h)よりも低い値となっている。一方、夜間に発生した1993年北海道南西沖地震(22時22分発生)では平均的な避難速度は51.3m/分(3.08km/h)〔「1993年北海道南西沖地震の総合調査研究報告」（東京都立大学都市研究セ

ンター、1994年3月)]であり、東日本大震災の方が避難速度は遅い。ただし、今回の東日本大震災をはじめ過去の地震災害における犠牲者は60歳以上の高齢者の占める割合が高く、60歳以上に限定した分析をしてみたところ、東日本大震災の2.59km/h（ただし津波到達前に避難を開始した人で、一人で徒歩避難した人）に対して、北海道南西沖地震では2.09km/hであった。ここでは、夜間の場合には、避難速度は昼間の80%（=2.09/2.59）に低下するものと仮定する。

## ⑤高所への移動時間の設定

【参考】津波避難ビル等に係るガイドライン（案）（内閣府）平成25年4月

※ガイドラインは平成29年7月5日「津波避難ビル等に係る事例集」のとりまとめに  
合わせて廃止されている

階段・上り坂昇降速度P2は表2-1の通り（階段；0.21m/s）とする。

表 2-1 歩行速度設定の目安

歩行速度		出典
通常 歩行 P1	老人単独歩行：1.3m/ 秒（平均）	日本建築学会大会学術講演梗概集 別冊 建 築計画・農村計画（1980年） 「障害者を考慮した住宅団地の研究（その1） 歩行行動から見た障壁の分析」足立啓（関西大 学助手）、小松和郎（金沢工業大学教授）、荒 木兵一郎（関西大学教授 工博）
	群衆歩行速度：0.88～ 1.29m/秒（晴眼者）	日本建築学会大会学術講演梗概集 別冊 建 築計画・農村計画（1980年） 「視覚障害者の安全歩行空間計画に関する研 究（その4）駅構内における歩行追跡調査」 芳村隆史（関西大学大学院生）、早瀬秀雄（関 西大学大学院生）、荒木兵一郎（関西大学教授 工博）
	障害者の歩行速度： 0.91m/秒（平均）（車 いす利用者の場合）	日本建築学会大会学術講演梗概集 別冊 建 築計画・農村計画（1980年） 「障害者を考慮した住宅団地の研究（その1） 歩行行動から見た障壁の分析」足立啓（関西大 学助手）、小松和郎（金沢工業大学教授）、荒 木兵一郎（関西大学教授 工博）
昇降 P2	階段昇降速度（老人）： 0.21m/秒	日本建築学会大会学術講演梗概集 別冊 建 築計画・農村計画（1980年） 「障害者を考慮した住宅団地の研究（その1） 歩行行動から見た障壁の分析」足立啓（関西大 学助手）、小松和郎（金沢工業大学教授）、荒 木兵一郎（関西大学教授 工博）

※ ここで示す数値は、ある一定の条件下における実験から割り出された数値で  
あるため、参考数値として示している。

※ 夜間における歩行速度、保育園・幼稚園児の歩行速度等については、さら  
に歩行速度が遅くなることが予想されるため、実際の訓練を行った結果の  
歩行速度等も参考にすることが望ましい。

## ⑥避難可能範囲の設定

【参考】津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）（国土交通省都市局都市安全課・街路交通施設課）平成25年6月

### 1) 避難困難地域の抽出

#### ①避難対象地域、避難経路の設定

- ・住宅地図等の地図に、避難対象地域、避難経路等を書き込む。

#### ②避難目標地点の設定

- ・避難対象地域と避難経路等の境界を避難目標地点とし、地図上に書き込む。

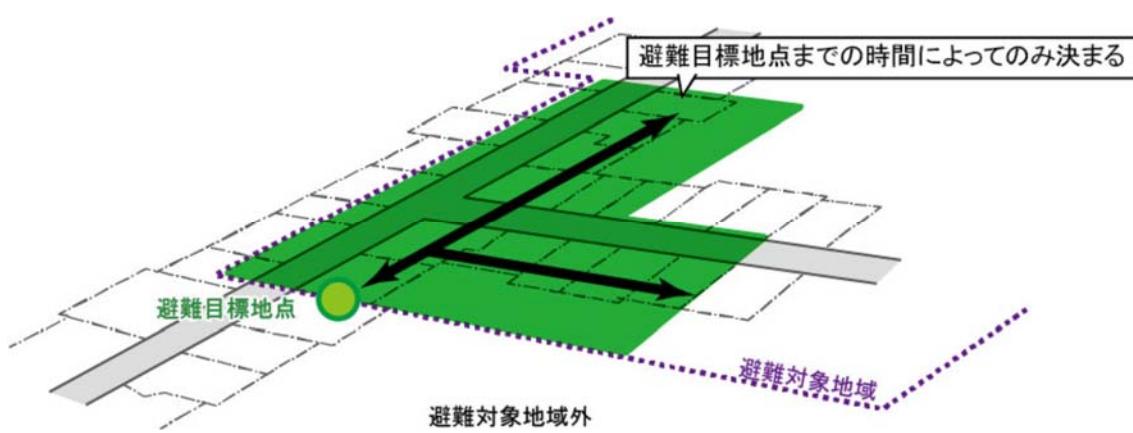
#### ③避難可能範囲の抽出

- ・避難可能時間、避難速度をもとに、避難可能距離を算出する。

- ・避難絶路上で、避難目標地点を起点に避難可能距離を地図上で計測し、避難目標地点まで確実に辿り着ける地域（避難が可能な範囲）を抽出する。

#### ④避難困難地域の抽出

- ・避難対象地域から、③の避難が可能な範囲を除いた地域を避難困難地域として抽出する。



【参考】津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン（国土交通省総合政策局参事官（社会資本整備））平成30年4月

### 作業のポイント

- ✓ 把握事項の算出基準については、決まった定義がないため、地域の実情を踏まえ、精度を設定することができます。
- ✓ 避難困難区域は、避難所を中心に、避難距離（避難時間（避難開始から津波到達までの時間）×避難速度）を半径とした円を描き、円から抜けているエリアを抽出する簡易な方法も考えられます。
- ✓ 避難困難者数は、「避難困難区域×対象エリアの人口密度」で算出する簡易な方法も考えられます。

## 避難先の検討の参考

### ①避難所の収容人数の設定

【参考】避難所マニュアル策定指針（長野県）平成24年3月

(3) 一施設の収容者数は、概ね数百人程度までとすることが望ましいと考えられます。

- ・避難者が多数（数千人以上）になると、避難所の環境が著しく悪化し、また、組織的な運営が難しくなります。
- ・災害時に避難者が集中した場合は、災害対策本部が避難所の追加指定、避難者の振り分け、移送を行う必要が生じるため、各避難所の適正な収容人数を把握しておく必要があります。
- ・避難所における避難者1人当たりの必要占有面積は概ね次の表のとおりとされています。なお、介護が必要な要援護者のスペース規模は、収容配置上工夫を行う必要があります。また、避難者の状況に応じて必要な規模の確保に努める必要があります。

1 m <sup>2</sup> /人	発災直後の一時的避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m <sup>2</sup> /人	緊急対応初期の段階で就寝可能な占有面積
3 m <sup>2</sup> /人	避難生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

【参考】避難所運営マニュアル策定指針（三重県）平成30年

#### ◇ エピソード2 ◇

##### [一部屋に何人の人が入れるか]

多くのマニュアルでは、避難者組の人数は15世帯程度(40名くらい)を目安としてあります。これは学校の教室一つを避難者組一つに割り当てるという発想からのようです。しかし、実際に、教室に何がおいてあるか、部屋に机やいすなどがあれば、それをどこに片付けるべきなのか避難者だけではわからない場合があります。

実際にワークショップでも、どの部屋に何人の人が入れるか施設図面だけでは分かりにくい場面がありました。一般に災害直後の避難所では大人1人当たり1m<sup>2</sup>が割り当たられるスペースとされています。しかし、避難すべき部屋に何が置いてあるかまでは、施設管理者がいなければ直ちに分かりません。

ワークショップでは、施設管理者が参加した場合、ただちに住民からのこれらの疑問に答えていました。先生方の姿をみると、避難所運営での施設管理者の役割の大ささを再認識させられる場面がありました。

##### 【参考】避難者一人あたりの必要面積

時期	最低面積	最低面積が必要な理由
災害直後	1 m <sup>2</sup> /人	被災直後、座った状態での一人あたりの最低必要面積
1晩目以降	2 m <sup>2</sup> /人	一人あたりの就寝可能な面積
展開期以降	3 m <sup>2</sup> /人	避難生活が長期化し、荷物置き場を含めた場合の必要面積

##### 注意事項

- ・避難者収容スペースに余裕がある場合は、上の限りではない。
- ・余りに荷物置き場を広く与えると、避難者の持ち込む荷物の量が増え、避難所内の居住スペースの定期移動等の際に避難者の理解を得られにくくなる。

【参考】避難所管理運営指針（兵庫県）平成25年

(2) 避難所として備えるべきスペース

①就寝スペース

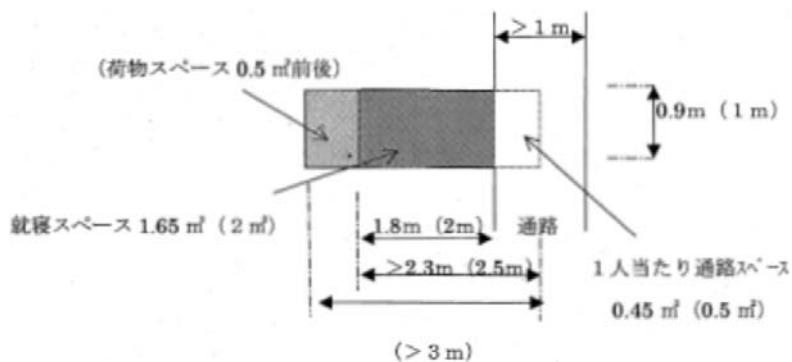
避難者一人あたりの就寝スペース（内部通路分を含む）は $3\text{ m}^2$ 以上とし、災害時、一時的にこの面積基準を下回るのはやむを得ないが、計画段階から無理な収容を前提としない。

一人あたりの就寝スペースは、下図のとおり最低でも、 $1.65\text{ m}^2$ と通路スペース $0.45\text{ m}^2$ の計 $2.1\text{ m}^2$ （目標値としては、荷物スペースも含めて $3.0\text{ m}^2$ ）が必要となる。しかし、②に記載のスペースが必要となるほか、避難場所の全面積を有効に利用できるわけではないため、3 m<sup>2</sup>以上を見ておくことが望ましい。

各避難者の就寝スペースが、可能な限り幅員 $1\text{ m}$ 以上の通路（車椅子で通行可能な幅員）と接するようにする。

なお、就寝スペースの決定にあたっては、女性に対する安全上の配慮が必要であることに留意する。

《就寝スペースの考え方》



②その他避難所として必要とされるスペース

避難所には就寝場所のほか、管理運営、救援活動、避難生活等のためのスペースが必要とされる。

## ②避難所の運営

【参考】避難所運営ガイドライン（内閣府（防災担当））平成28年4月

### ■前提となる事項の理解～「質の向上」の考え方～

避難所は、あくまでも災害で住む家を失った被災者等が一時的に生活を送る場所です。公費や支援を得ての生活であることから「質の向上」という言葉を使うと「贅沢ではないか」というような趣旨の指摘を受けることもあります。しかし、ここでいう「質の向上」とは「人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送ることができているか」という「質」を問うものであり、個人の収入や財産を基に算出される「生活水準」とは全く異なる考え方であるため、「贅沢」という批判は当たりません。

本ガイドラインは、避難所において「避難者の健康が維持されること」を目標に、その質の向上を目指すものです。しかし、発災直後の初動期においては、いくら平時から備えてきたとしても、避難者の健康に配慮した支援が最初から実現するとは限りません。例えば、避難所の寝床を例に挙げると、初動期は備蓄の毛布を提供する、応急期（発災から3日目まで）は、エアマットや段ボールなどを床に敷く、復旧期（4日目以降）は、簡易ベッドを確保すること等が期待されます。このように、時系列に避難所環境の改善を目指さなければ、避難者の健康を維持することはかないません。避難所生活が長期化するほど、健康への負担は増大し、避難者の心身に悪影響を及ぼし、その後の生活再建を大きく阻害する要因となりかねません。段階的かつ確実に、「質の向上」を目指すことは、避難所の運営のための支援・調整を担う市町村の責務といえるでしょう。

### ■本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、東日本大震災の教訓を受けて策定された「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に記載された事項を、市町村業務に落とし込みやすい形として、具体的に説明するものです。市町村災害対策（本部）の業務の中で、避難所の指定から解消まで、具体的な対策や準備を行う際に役立ててもらうことを目的としています。

企業の防災対応検討の際の参考様式集

**企業の防災対応検討の際の参考様式集**

＜重要業務の整理＞

重要業務	重要業務に必要な資源		重要業務の責任者	責任者連絡先	備考
	人手による一部代替が不可能な資源	人手による一部代替が可能な資源			

＜対象とする災害と想定される被害の整理＞

対象とする災害	南海トラフ巨大地震（震度○、津波浸水深○m、津波到達時間○分）
想定される被害	<p>(事業所 A)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>施設躯体の損壊・亀裂、壁・天井の落下</li><li>什器・家具類の転倒・落下、ガラスの散乱</li><li>エレベーターの停止</li><li>負傷者の発生</li></ul> <p>(事業所 B)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>昼間発災の場合、最初の地震でも津波警報等発令により要避難（後発地震ではさらに強震動が伴う可能性があり、営業が難しい）。</li></ul> <p>(事業所 C)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>立地場所では大きな被害は想定されず、通常営業が可能。ただし、最初の地震による被災の影響があり、部品調達等が難しい。</li><li>・・・</li></ul>

**<南海トラフ地震臨時情報発表時のリスクの整理>**

項目	状況	リスク
避難指示等	・事業所 A が避難指示の発令 対象地域に位置	事業所 A の事業中止
学校	・学校 A の臨時休業	学校 A の児童・生徒の保護者である従業員が出社困難
道路	・最初地震の影響で太平洋側のルートが使用困難	大幅な迂回による輸送、部品・物資調達の遅れ等
鉄道	・通常運行が可能ではあるものの、最初の地震による被災影響あり。	折り返し運転等の影響でダイヤの乱れ等
ライフライン	・通常どおりの供給継続	・・・
・・・		

**<日頃からの地震への備えの再確認に関する事項の整理>**

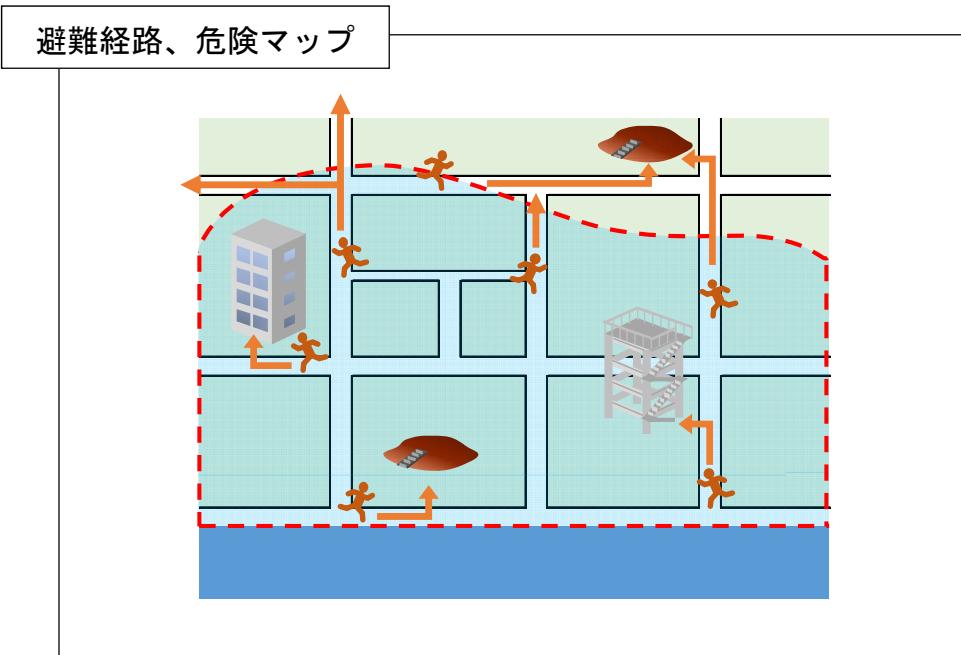
※「地震への備えの再確認や取るべき行動のチェックリスト（企業編）」参照

**<施設及び整備等の点検に関する事項の整理>**

点検項目	点検手順	担当
主要生産設備の点検		
転倒・落下物の危険箇所の点検		
保有社宅等の耐震性の確認		
緊急用自動車の点検、整備		
・・・		

**<住民等の安全確保に関する事項の整理>**

住民等の安全確保	備考
「住民事前避難対象地域」外への避難	
・・・	



事業所名	
避難先	
避難誘導責任者	
備考	

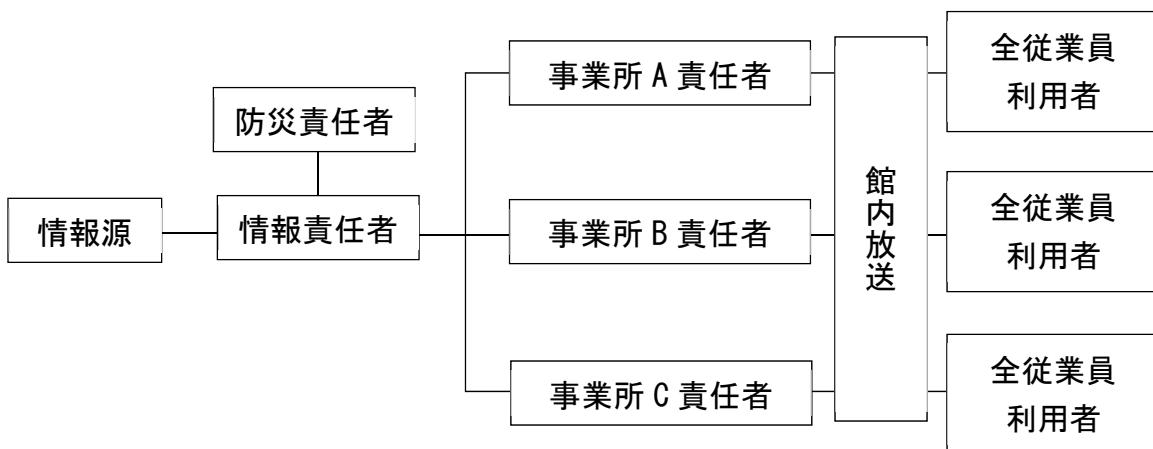
**<地震に備えて普段以上に警戒する措置に関する事項の整理>**

地震に備えて普段以上に警戒する措置	備考
輸送ルートを津波の危険のある沿岸部から内陸部に変更	
利用する港の変更	
荷物の平積み措置	
燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化	
・・・	

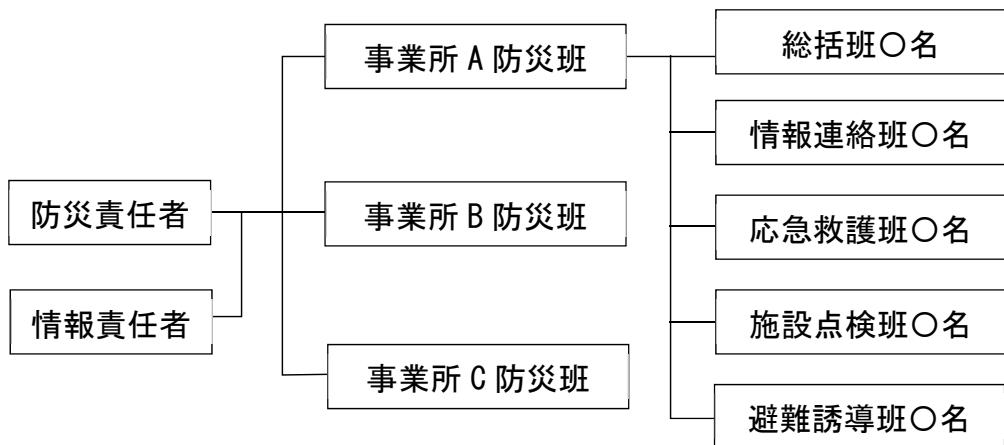
**<地域への貢献に関する事項の整理>**

地域貢献活動	備考
避難者に対する生活必需品等の必要物資の提供支援	
避難先として敷地の提供	
・・・	

**<南海トラフ地震臨時情報伝達経路に関する事項の整理>**



**<南海トラフ地震臨時情報発表時の所要要員の確保に関する事項の整理>**



南海トラフ特措法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業

対象項目 番号	根拠法令	対象施設等
一	消防法施行令	不特定多数人が出入する防火対象物で以下のいずれか (一)イ. 劇場、映画館等(30人以上) 口.公会堂、集会場(30人以上) (二)イ. キャバレー、ナイトクラブ等(30人以上) 口.遊技場、ダンスホール(30人以上) (三)イ. 待合、料理店等(30人以上) 口.飲食店(30人以上) (四)百貨店、マーケット、店舗、展示場(30人以上) (五)イ. 旅館、ホテル等(30人以上) (六)イ. 病院、診療所等(30人以上) (八)図書館、博物館等(50人以上) (九)イ. 蒸気浴場・熱気浴場等(30人以上) 口.イ以外の公衆浴場(50人以上) (十)停車場、発着場(50人以上) (十一)神社、寺院、教会(50人以上) (十三)イ. 自動車車庫、駐車場(50人以上) (十五)事業場(工場、作業所等を除く)(50人以上) (十六)地下街 (十六の三)準地下街(建築物の地階で不特定多数が出入りするもの)(50人以上) (十七)文化財(50人以上) (消防法施行令第1条の2 第3項)
二	消防法・消防法施行令	不特定多数人(30人以上)が出入する防火対象物で、複合用途のうち、映画館、キャバレー、飲食店、百貨店、ホテル、診療所、図書館、駐車場等を含むもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、(八)項から(十一)項まで、(十三)項イ又は(十五)項)
三	危険物の規制に関する政令	予防規程を定めなければならない製造所等又は給油取扱所
四	火薬類取締法	火薬製造業者等
五	高压ガス保安法	高压ガス製造事業者
六	毒物及び劇物取締法	1日あたり20トン以上の毒物または200トン以上の劇物の製造・貯蔵・取扱事業者
七	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	核物質の加工・貯蔵・使用等に係る施設
八	石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナート特別防災区域に所在し石油または高压ガスの取り扱いを行う特定事業所
九	鉄道事業法	鉄道事業者(通常の鉄道によるもの、ロープウェイ等索道によるもの)
十	軌道法	軌道(道路に敷設される鉄道)を利用する事業者(路面電車、モノレール等)
十一	海上運送法	一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業
十二	道路運送法	一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス等)
十三	学校教育法	学校(小中高大学校、高専、盲・聾・養護学校、幼稚園等)、専修学校、各種学校
十四	児童福祉法等福祉関係法	身児童福祉施設 身体障害者社会参加支援施設 保護施設 授産施設 婦人保護施設 老人福祉施設 有料老人ホーム 介護老人保健施設又は障害福祉サービス事業の用に供する施設 障害者支援施設 地域活動支援センター又は福祉ホーム
十五	鉱山保安法	鉱山
十六	港湾法	貯木場
十六の二		動物園等
十七	道路法	地方道路公社が管理する道路又は一般自動車道
十八	放送法	電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送の業務を行う事業 又は放送局設備供給役務を提供する事業
十九	ガス事業法	ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業
二十	水道法	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業(百人超) 水道事業者に対してその用水を供給する事業 専用水道事業
二十一	電気事業法	小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業
二十二	石油パイプライン事業法	一般の需要に応じ、石油パイプラインに属する導管を使用して石油輸送を行なう事業
二十三		全項まで以外の工場等で勤務する者の数が千人以上のもの

## 用語集

### 【あ行】

#### 大津波警報

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。なお、大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

### 【か行】

#### 各主体

住民、企業、地方公共団体など防災対応をあらかじめ検討すべき対象。

#### 緊急地震速報

地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り早く知らせる情報。地震波には主に2種類の波があり、最初に伝わる早い波（秒速約7km）をP波、速度は遅い（秒速約4km）が揺れは強い波をS波という。この速度差を利用して、P波を検知した段階でS波による大きな揺れを予想し、事前に発表することができる。また情報は光の速度（秒速約30万km）で伝わることから、S波を検知した後であっても、ある程度離れた場所に対しては地震波が届く前に危険を伝えることができる。

#### 後発地震

本ガイドラインでは、最初の地震の後、またはゆっくりすべりケースでの地殻変動の後に発生するおそれがある大規模地震。

#### 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。

#### 高齢者等避難

災害対策基本法の規定により、市町村長が行う要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な情報の提供。

## 【さ行】

### 最初の地震

本ガイドラインでは、「南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上」、「南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満」、「南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界以外、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上」の地震が発生し、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価される基準を満たす地震。

### 事前避難対象地域

地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。

住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。

### 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する観点から、洪水、津波等の災害の種類ごとに市町村長が指定した、災害の危険が及ばない施設又は場所。（災対法第 49 条の 4）

### 住民

地域に住まう者や通勤、通学、旅行者等その地域にいるすべての者。

### 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示を発令し、全ての住民が 1 週間を基本とした避難行動をとるべき地域。

### 想定震源域

地震時に動くと想定される断層の領域。本ガイドラインにおいては、強震断層域に津波断層域を加えた範囲を想定震源域と表記する。



## 【た行】

### 津波警報

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで 1mを超え、3m以下の場合に、津波によって重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して、該当する津波予報区に対して発表。津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより重大な災害が起こるおそれのある場合は、浸水警報を津波警報として行う。

### 津波浸水想定

津波が発生したときの浸水する区域及びその水深。

### 津波注意報

気象庁が、予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に、該当する津波予報区に対して発表する。津波が原因で、海岸付近の低い土地に浸水することにより災害が起こるおそれのある場合は、浸水注意報を津波注意報として行う。

### 津波の高さ

「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）と、津波によって変化した海面との高さの差である。津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）で発表される「予想される津波の高さ」は、海岸線での予想値である。場所によっては予想された高さよりも高い津波が押し寄せことがある。また、津波情報（津波観測に関する情報）で発表される「津波の高さ」は、検潮所等で観測された津波の高さである。

## 津波予報区

全国を 66 区域に分けた津波警報・注意報、津波情報、津波予報の発表区域。

## 突発地震

本ガイドラインでは、地震発生可能性の高まりの予測につながるような現象が観測されることなく突然生じる地震。

## 土砂災害危険箇所

都道府県が調査した土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地すべり）による被害のおそれがある区域。

### ①急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

### ②土石流危険区域

溪流の勾配が 3 度以上（火山砂防地域では 2 度以上）あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある区域

### ③地すべり危険区域

空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲

## 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき都道府県が指定した、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

### ①土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

### ②土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

## 【な行】

### 南海トラフ

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年

法律第92号)では、「南海トラフ」を「駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域」と定義しており、本ガイドラインにおいても同様の定義で用いている

### **南海トラフ地震**

南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震。

### **南海トラフ地震臨時情報**

南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするため、気象庁から発表されるもの。

### **南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法**

南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、災害対策基本法、地震防災対策特別措置法その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的として制定された法律。

### **南海トラフ地震防災対策推進地域**

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、推進地域として指定している。令和元年5月現在において、1都2府26県、707市町村が指定されている。

#### **【は行】**

##### **ひずみ**

物体に力を加えたときに生じる形状変化(変形)のこと。地殻のひずみは、大きさを表す量(長さ又は面積、体積)について、単位量当たりの変化量の単位量に対する割合として測定される。例えば、体積ひずみ計は単位体積当たりの体積変化を、単位体積に対する割合として測定するものである。

### 避難開始時間

地震発生から揺れがおさまって避難の準備を整え避難を開始するまでに要する時間。

### 避難可能範囲

徒步を前提として、地震発生から津波の到達が予想される時間までに避難することの可能な範囲。

### 避難指示

災害対策基本法の規定により、市町村長が必要と認める地域の必要と認める住民に対し発令する避難のための立退きの指示。

### 避難指示等

高齢者等避難と避難指示。

### 避難速度

地震発災時に滞在している地点から、避難場所までの移動速度をいう。避難時の立ち止まりや迷いなども含めた速度のため、一般的な歩行速度よりも低下する。

### プレート境界

陸のプレートと海洋プレートの境界面

#### 【ま行】

##### モーメントマグニチュード ( $M_w$ )

断層のずれの規模を表す指標で、ずれ動いた部分の面積とずれの量の平均、剛性率（弾性の程度を表す指標の一つで、ずれによって周囲の岩盤に生じるひずみに対する応力変化の割合を表す係数）の積で表される地震モーメントをもとに計算される。モーメントマグニチュードを用いることで、地震の規模だけでなく、ゆっくりすべり等による断層のずれの規模も同じ指標で表すことができる。

#### 【や行】

##### ゆっくりすべり

プレート境界面等の断層面で発生するすべり現象を、ガタガタという地面の搖れをもたらすような短周期の地震波を発生させる地震性すべりと、短周期の地震波をあまり発生させないゆっくりとした非地震性すべりに分けて考える場

合がある。本ガイドラインでは、後者のことゆっくりすべりと表記する。

**要配慮者**

平成25年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。